

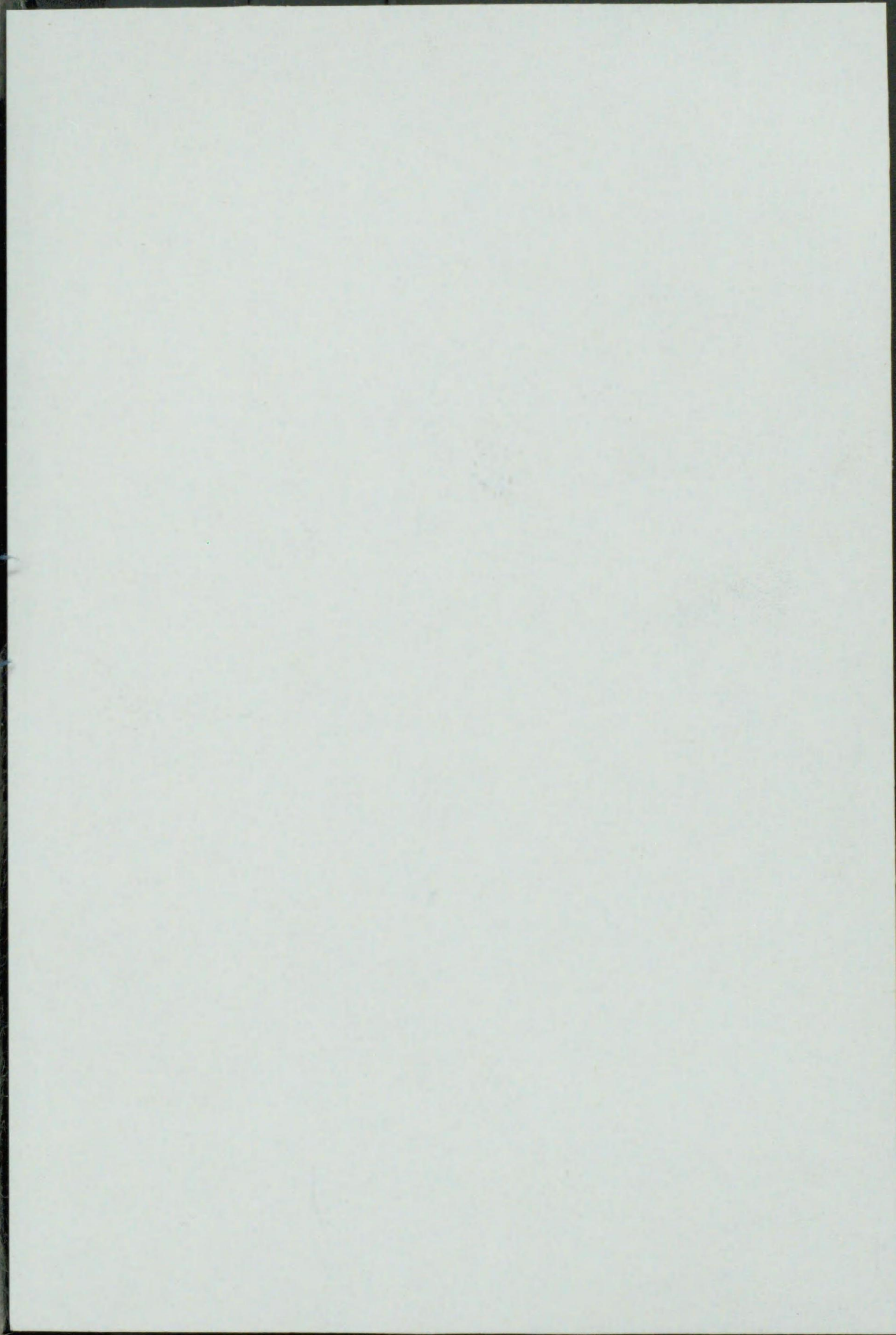
556-398



1200501511127

56  
98

×  
複  
写





26. 8. 7



5883  
之

京極家編纂



# 西讚府志

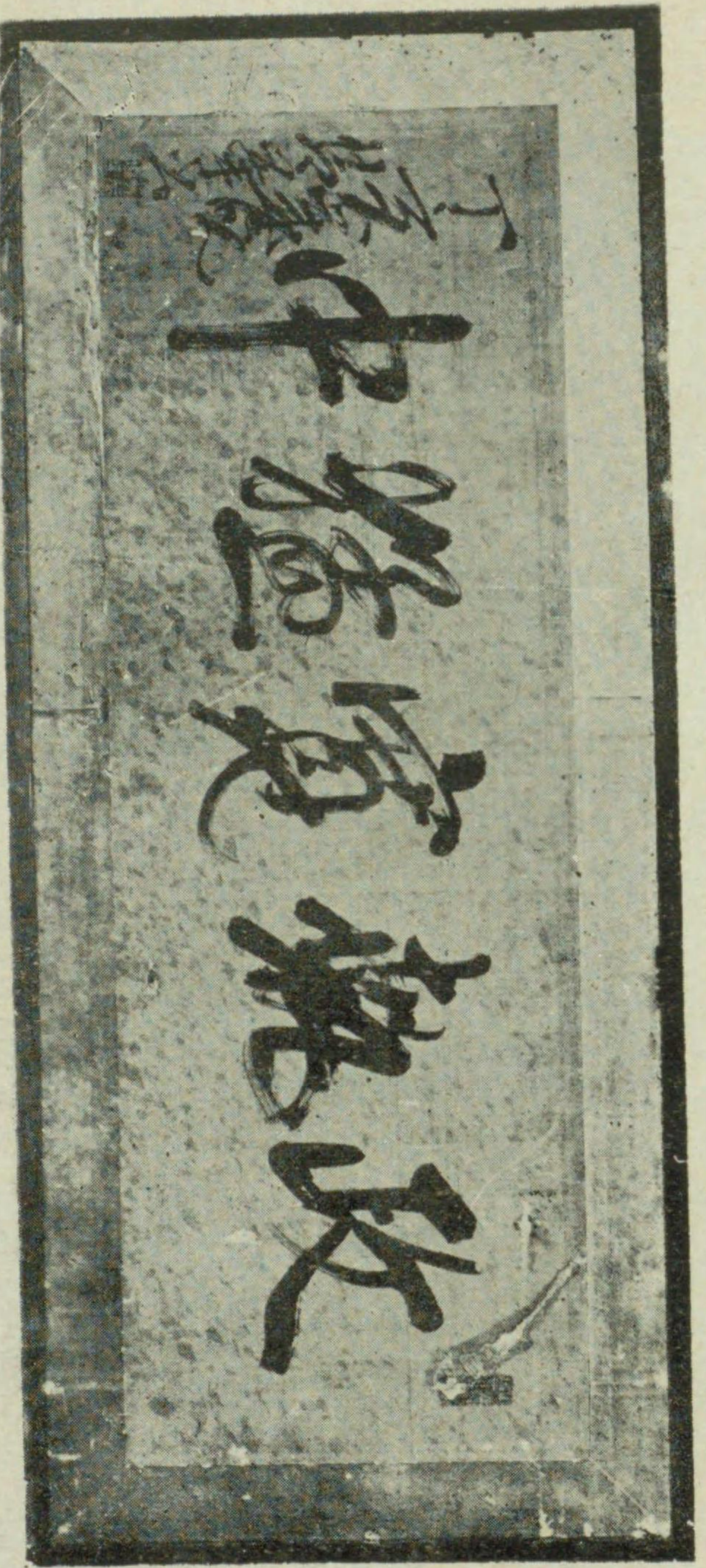


附 生駒家分限帳

丸龜役列帳

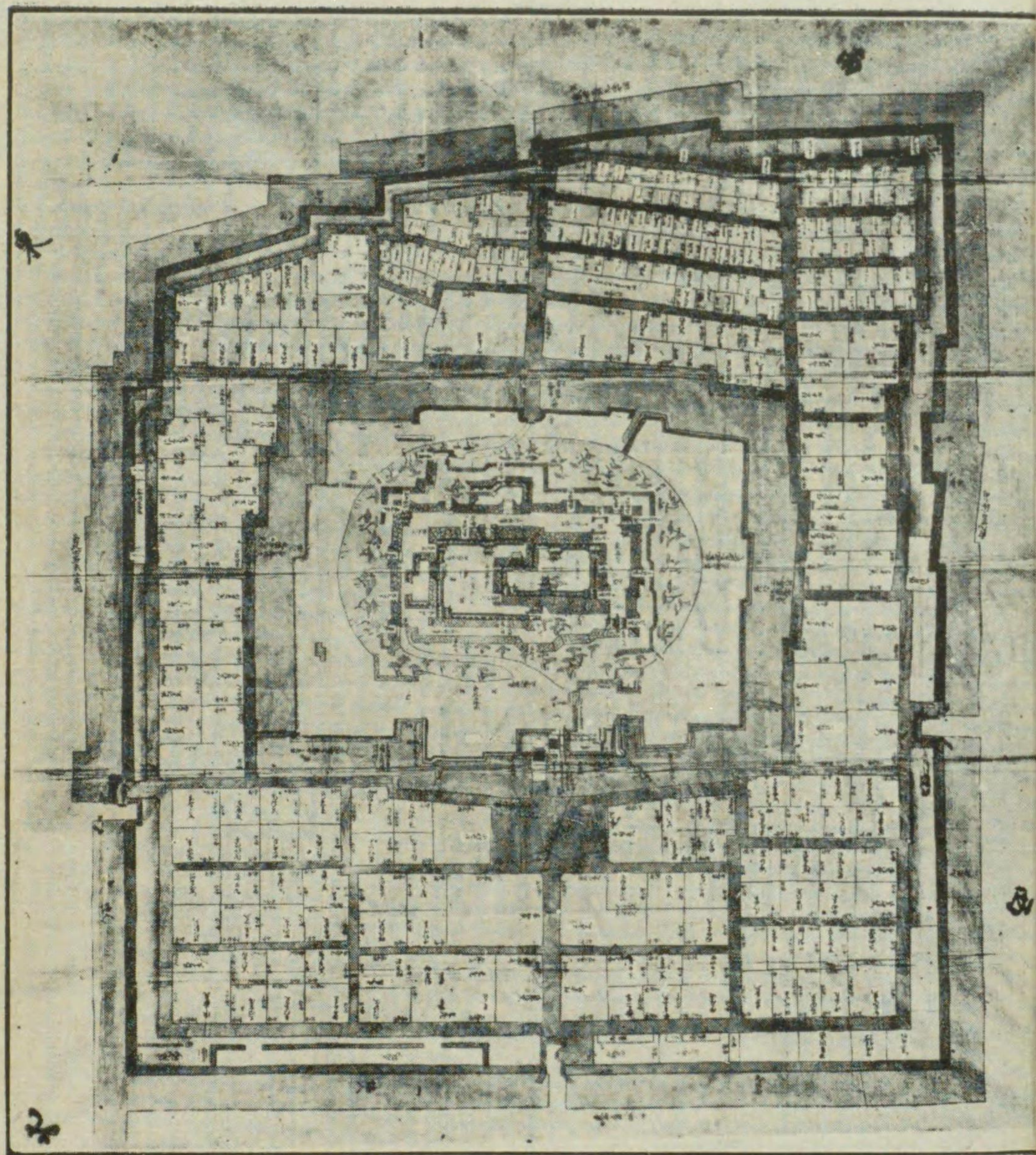
丸龜御家中分限帳





書公朗高守門長極京





元祿元年間丸龜城ノ圖



京極若狹守忠高公書翰

三行 抄本 忠高公書翰

一 字

一 漢 十口

一 情 卷五 抄本 忠高公書翰 十口

一 亥 二口


一 行 抄本 忠高公書翰

抄本



抄本 忠高公書翰







# 紀 念 碑

明治十五年五月十一日 故丸龜藩主從五位京極寶嶺公易實於東京邸享年五十有三萬封內士民聞其計也哀慟無已於是有志之輩相謀出資將欲樹碑以表報德之萬一請篆額於今五位公囑桑撰銘辭桑竊以謂 公之功德覃及封內士民固渥然徒述 公功德而不及先世基業所由恐負 公追遠之意也因閱其家乘略敘先世以及 公之代矣

京極氏以 一品敦實親王為始祖 親王 宇多天皇第八皇子也 母后之姪也祈近江 沙沙貴神而生遂奉

沙沙貴神為主 親王長子 高源公始賜姓源敘從一位任左大臣 公次子 泰崇公敘正三位任參議左大辨大藏卿兼近江守 公次子 江國

公始降為武臣居近江佐佐木以佐佐木為氏敘從四位下總督泉河若丹伊江六州軍事後歷七世至 清瀧公居平安高辻京極第因改佐佐木為京極

歷十五世至 禪林公承外侵內奪之後各州封地日戲纔有近江上平寺城而已 公長子 泰雲公諱高次幼時出質於織田氏天正元年 公年甫十

一從織田氏攻足利氏於宇治嶺島舊部兵來從者甚多十八年從羽柴氏伐北條氏於小田原有功賜近江八幡文祿四年加封大津及有關原之役送款

德川氏拒西兵於大津城以功封若狹 公長子 支要公徙封出雲隱岐無嗣國除尋改封 公甥 德源公於播磨龍野蓋錄 泰雲公舊功也萬治元

年徙讚岐丸龜歷 俊德公 天祥公 大機公 大量公至 琴峯公 公諱高朗養 公族高周君次子為嗣是為 寶嶺公諱朗徹嘉永三年三月襲

封文久三年八月十七日 輩下有變會 公入 朝在京受 命宿衛 禁內元治元年五月自從五位下遷從五位上蓋錄前年功也慶應明

治之交 公寓江戶邸受 命入 朝途聞伏見之變至則東兵既敗走輩下鎮定屬維新之 制方下入 朝賀之明治二年二月上表奉還封

土版籍六月列班華族拜丸龜藩知事四年三月建請廢藩置縣 制可四月置丸龜縣拜知事六月貫籍東京府八月罷知事十月歸京六年三月致仕

先是養 公兄高岑君長子高德君為子今五位公是也德源公至 寶嶺公凡七世治我丸龜閱年二百十四矣銘曰

帝德仁厚 公子振振 生也有祈 沙沙貴神 維孫克肖 始賜姓源

維支絕類 降為武臣 居佐佐木 督六州軍 至天公代 四家族分

歷十餘世 憂患相因 彈丸黑子 纔能保存 天生勇智 雲公超羣

風雲際會 再大其門 若雲播讚 徙封而遷 累世忠烈 不辱祖先

幕府末造 世故紛紜 卓矣寶公 勤王拋身 奉還不吝 土地人民

廢藩置縣 建請為先 列班華族 貫籍東天 流澤不竭 億萬斯年

明治十六年四月 中邨桑謹撰 田岡資謹書

此碑ハ朗徹公逝去セラレ給ヒシ後舊臣等京極家ノ舊恩ト公ノ遺德追懷シ義金ヲ募リテ建設セシモノニシテ始メ濱町船玉神社境内ニアリ後船玉神社移轉ノ際現在ノ地ニ移セシモノナリ



## 西讚府志序

安政戊午之秋<sup>九年</sup>大塚敏等所輯西讚府志成繕寫以上進蓋古昔各國有風土記以錄土地之肥磽山川原野名號之所由及古老所傳之奇事異蹟而其書廢失不傳矣後雖有總國風土記書各國之事於讚國則闕如也韃橐以降昭運丕啓百廢畢舉於是乎府有史郡有志及坊間名勝記等之書漸布於世若讚國亦既有記之者而其著出於東讚人之手其及西讚則其餘波耳是以未嘗有審考而備載之者也儒臣巖村秩加藤毅有慨于此嘗請于官與秋<sup>山</sup>惟恭等纂錄之未成而二人即世因重命大塚敏加藤直尾崎漸爲之總裁



惟恭等博考載籍洽輯舊聞加以其所見以成斯書分部凡十三成  
 卷六十可謂勤矣讀斯書者視田野之腴腴則憫人民稼穡之艱按  
 山海之險坎則考寇賊守禦之略觀群雄割據之跡則察敗興存亡  
 之由檢民居富庶之地則思鼓舞振作之方則於其為政乎思過半  
 矣豈翹傳舊聞記近事云而已乎哉因略叙其事由以辨諸卷端併  
 告後之為政者

長州刺史源高朗識

西 讚 府 志

凡 例

556-398

- 一此編野史稗乘、口碑劄記等ニ至ルマデ、煩雜ヲ厭ハズ聞見ノマ、眞偽共ニ交ヘ收ム
- コハ事ノ漏脱ンコトヲ畏レ、又取捨ヲモ慎ムナリ、
- 一人ハ是ニ居テ彼處ヲ治メ、彼處ニ居テ是ヲ領セシモアリ、又コ、カシコニ移リ、住ルモアリ、故ニ萬治ヨリ以前ハ東西ヲ分タズ收メ記ス、山川名勝ノ類ノ如キ動カザルハ西讚ノ外ヲ出サズ、
- 一事物ノ名稱皆唱ヘ來リシマ、ニシテ、字モ亦和字俗字等更ニ改メカヘズ、文辭又修飾ヲ加ヘズ、見テ知易カラシム爲ナリ、
- 一人物ハ古書ニ見エタルカ、又ハ近キ人ニテモ著述ナドアルハ載ス、孝子義夫ノ如キハ此例ニアラズ、
- 一池ハ周圍五町以上ナルハ周圍溉田等ヲ記ス、溝或ハ橋梁ノ類ハ四尺以上ナルヲ載ス、

凡 例

前三



塚墓ハ名アルヲノミ記ス、

一 神祠佛寺ノ境内五畝以上ナルハ記ス、但シ神祠ハナベテ除地ナレド、佛寺ニハ租稅地カレコレアリ、是ハ庶人ノ宅地ニ等シケレバ畝數ヲ舉ズ、

一 諸寺ノ佛像寶物等ノ類、何某筆、何某作ナド記セルハ眞實正シタルニ非ズ、其寺其處ヨリイヒ出ルマ、記セルナリ、

一 引用ノ書原文ノマ、取レルアリ、又假字書ニ改メシモアリ、又カレコレノ書ヲ交ヘ取レルハ一々書名ヲ舉ザルモアリ、體裁一ナラザルニ似タレド、前後ノ文例ニヨリテ宜ニ從ヘルナリ、

一 郡郷ノ名義ハ此編選ブ序ニ考ヘ得タルモアリ、又昔ヨリ云傳フル説ドモアルナドヲ記セリ、村ノ名義ハ云傳ヘアルノミヲ記ス、聊考ヘ得タル説ドモ、アレド、ソハ別ニ物シテ此編ノ後ニ附、郷村共ニ説ナキモノハ姑ク之ヲ闕ク、

一 諸社ノ祭神其傳ヘアルノミ記ス、又八幡宮天満宮荒神等ノ如キ類多カルハ、他ニ異ナル傳ヘナケレバ記サズ、又社ニヨリ雇來リアルハ遷宮師、鑰預リ俗社人ナド云ヘルアリ事煩シケレバ略ケリ、

一 田畝ノ畝數、租稅ノ多寡ノ如キ年ニヨリ損益アリテ一定ナラズ、永捨リノ如キハ再發ノ期ナシ、故ニ一切是ヲ除ケリ、年季ハ此編選ブノ時、其年ノ稅帳ニヨリタルハ、再發期アルヲ以テ兼テ加ヘ收メリ、是等ノ如キ村吏ノ注シ出ス處互ニ詳略アリ、一々推問ニ暇アラズ、且此編ノ成ヤ、天保巳亥ノ歲ヲ以テ事ヲ始メ、今茲戊申ニ至リテ粗其功ヲ畢フ、其間亦損益ナキコトヲ得ズ、見ン者年曆ヲ推シテ其損益ヲ考ヘナバ、除ク者加ル者推シテ知ル可キナリ、



引用書目

引用書目

前六

日本書紀	古事紀	舊事紀	續日本紀
日本後紀	續日本後紀	文德實錄	三代實錄
類聚國史	朝野群載	延喜式	公卿補任
南朝公卿傳	扶桑略記	日本紀略	百鍊鈔
東鑑	鎌倉實記	太平記	源平盛衰記
源氏系圖	平家物語	二川分流記	花營三代記
明德記	承久軍物語	姓氏錄	訂正姓氏錄
今昔物語	榮華物語	西國太平記	土佐軍記
長曾我部元親記	南海治亂記	太閤記	後太平記
豐鏡	梅松論	參河後風土記	將軍家譜
武家評林	鎌倉大草紙	難波戰記	大內義興記
中國治亂記	豫陽盛衰記	南海流浪記	鹿園院殿嚴嶋詣記

高倉院嚴島御幸記	常德院江州御動座在陣着到記	大八洲記
王代一覽	本朝通記	國史略
皇朝史略	藩翰譜	諸家紋帳
年代記	類聚三代格	江家次第
拾芥鈔	倭名類聚鈔	古語拾遺
靈異記	延喜式頭註	職原鈔
官職秘鈔	職原鈔通考	神社考
元亨釋書	本朝高僧傳	雜事類編
大和本草	和漢三才圖繪	萬葉集
萬葉集略解	後拾遺集	千載集
新勅撰集	山家集	名所歌集
撰集鈔	阿讚伊土集	百人一首抄
夫木集	往事集	國學忘貝
歸家日記	鈴屋集	冠辭考
		鳩巢逸話
		秋の寐覺
		人丸家集
		新勅撰集鈔
		新古今集
		本草綱目
		名物六帖
		樵談治要
		二十二社記
		大同類聚方
		令義解
		列國家紋辨義
		大日本史
		本朝通記
		大日本文史
		類聚三代格
		倭名類聚鈔
		延喜式頭註
		職原鈔通考
		本朝高僧傳
		和漢三才圖繪
		後拾遺集
		山家集
		阿讚伊土集
		往事集
		鈴屋集
		鳩巢逸話
		秋の寐覺
		人丸家集
		新勅撰集鈔
		新古今集
		本草綱目
		名物六帖
		樵談治要
		二十二社記
		大同類聚方
		令義解
		列國家紋辨義
		大日本史
		本朝通記
		類聚三代格
		倭名類聚鈔
		延喜式頭註
		職原鈔通考
		本朝高僧傳
		和漢三才圖繪
		後拾遺集
		山家集
		阿讚伊土集
		往事集
		鈴屋集
		鳩巢逸話
		秋の寐覺
		人丸家集
		新勅撰集鈔
		新古今集
		本草綱目
		名物六帖
		樵談治要
		二十二社記
		大同類聚方
		令義解
		列國家紋辨義
		大日本史
		本朝通記
		類聚三代格
		倭名類聚鈔
		延喜式頭註
		職原鈔通考
		本朝高僧傳
		和漢三才圖繪
		後拾遺集
		山家集
		阿讚伊土集
		往事集
		鈴屋集
		鳩巢逸話
		秋の寐覺
		人丸家集
		新勅撰集鈔
		新古今集
		本草綱目
		名物六帖
		樵談治要
		二十二社記
		大同類聚方
		令義解
		列國家紋辨義
		大日本史
		本朝通記
		類聚三代格
		倭名類聚鈔
		延喜式頭註
		職原鈔通考
		本朝高僧傳
		和漢三才圖繪
		後拾遺集
		山家集
		阿讚伊土集
		往事集
		鈴屋集
		鳩巢逸話
		秋の寐覺
		人丸家集
		新勅撰集鈔
		新古今集
		本草綱目
		名物六帖
		樵談治要
		二十二社記
		大同類聚方
		令義解
		列國家紋辨義
		大日本史
		本朝通記
		類聚三代格
		倭名類聚鈔
		延喜式頭註
		職原鈔通考
		本朝高僧傳
		和漢三才圖繪
		後拾遺集
		山家集
		阿讚伊土集
		往事集
		鈴屋集
		鳩巢逸話
		秋の寐覺
		人丸家集
		新勅撰集鈔
		新古今集
		本草綱目
		名物六帖
		樵談治要
		二十二社記
		大同類聚方
		令義解
		列國家紋辨義
		大日本史
		本朝通記
		類聚三代格
		倭名類聚鈔
		延喜式頭註
		職原鈔通考
		本朝高僧傳
		和漢三才圖繪
		後拾遺集
		山家集
		阿讚伊土集
		往事集
		鈴屋集
		鳩巢逸話
		秋の寐覺
		人丸家集
		新勅撰集鈔
		新古今集
		本草綱目
		名物六帖
		樵談治要
		二十二社記
		大同類聚方
		令義解
		列國家紋辨義
		大日本史
		本朝通記
		類聚三代格
		倭名類聚鈔
		延喜式頭註
		職原鈔通考
		本朝高僧傳
		和漢三才圖繪
		後拾遺集
		山家集
		阿讚伊土集
		往事集
		鈴屋集
		鳩巢逸話
		秋の寐覺
		人丸家集
		新勅撰集鈔
		新古今集
		本草綱目
		名物六帖
		樵談治要
		二十二社記
		大同類聚方
		令義解
		列國家紋辨義
		大日本史
		本朝通記
		類聚三代格
		倭名類聚鈔
		延喜式頭註
		職原鈔通考
		本朝高僧傳
		和漢三才圖繪
		後拾遺集
		山家集
		阿讚伊土集
		往事集
		鈴屋集
		鳩巢逸話
		秋の寐覺
		人丸家集
		新勅撰集鈔
		新古今集
		本草綱目
		名物六帖
		樵談治要
		二十二社記
		大同類聚方
		令義解
		列國家紋辨義
		大日本史
		本朝通記
		類聚三代格
		倭名類聚鈔
		延喜式頭註
		職原鈔通考
		本朝高僧傳
		和漢三才圖繪
		後拾遺集
		山家集
		阿讚伊土集
		往事集
		鈴屋集
		鳩巢逸話
		秋の寐覺
		人丸家集
		新勅撰集鈔
		新古今集
		本草綱目
		名物六帖
		樵談治要
		二十二社記
		大同類聚方
		令義解
		列國家紋辨義
		大日本史
		本朝通記
		類聚三代格
		倭名類聚鈔
		延喜式頭註
		職原鈔通考
		本朝高僧傳
		和漢三才圖繪
		後拾遺集
		山家集
		阿讚伊土集
		往事集
		鈴屋集
		鳩巢逸話
		秋の寐覺
		人丸家集
		新勅撰集鈔
		新古今集
		本草綱目
		名物六帖
		樵談治要
		二十二社記
		大同類聚方
		令義解
		列國家紋辨義
		大日本史
		本朝通記
		類聚三代格
		倭名類聚鈔
		延喜式頭註
		職原鈔通考
		本朝高僧傳
		和漢三才圖繪
		後拾遺集
		山家集
		阿讚伊土集
		往事集
		鈴屋集
		鳩巢逸話
		秋の寐覺
		人丸家集
		新勅撰集鈔
		新古今集
		本草綱目
		名物六帖
		樵談治要
		二十二社記
		大同類聚方
		令義解
		列國家紋辨義
		大日本史
		本朝通記
		類聚三代格
		倭名類聚鈔
		延喜式頭註
		職原鈔通考
		本朝高僧傳
		和漢三才圖繪
		後拾遺集
		山家集
		阿讚伊土集
		往事集
		鈴屋集
		鳩巢逸話
		秋の寐覺
		人丸家集
		新勅撰集鈔
		新古今集
		本草綱目
		名物六帖
		樵談治要
		二十二社記
		大同類聚方
		令義解
		列國家紋辨義
		大日本史
		本朝通記
		類聚三代格
		倭名類聚鈔
		延喜式頭註
		職原鈔通考
		本朝高僧傳
		和漢三才圖繪
		後拾遺集
		山家集
		阿讚伊土集
		往事集
		鈴屋集
		鳩巢逸話
		秋の寐覺
		人丸家集
		新勅撰集鈔
		新古今集
		本草綱目
		名物六帖
		樵談治要
		二十二社記
		大同類聚方
		令義解
		列國家紋辨義
		大日本史
		本朝通記
		類聚三代格
		倭名類聚鈔
		延喜式頭註
		職原鈔通考
		本朝高僧傳
		和漢三才圖繪
		後拾遺集
		山家集
		阿讚伊土集
		往事集
		鈴屋集
		鳩巢逸話
		秋の寐覺
		人丸家集
		新勅撰集鈔
		新古今集
		本草綱目
		名物六帖
		樵談治要
		二十二社記
		大同類聚方
		令義解
		列國家紋辨義
		大日本史
		本朝通記
		類聚三代格
		倭名類聚鈔
		延喜式頭註
		職原鈔通考
		本朝高僧傳
		和漢三才圖繪
		後拾遺集
		山家集
		阿讚伊土集
		往事集
		鈴屋集
		鳩巢逸話
		秋の寐覺
		人丸家集
		新勅撰集鈔
		新古今集
		本草綱目
		名物六帖
		樵談治要
		二十二社記
		大同類聚方
		令義解
		列國家紋辨義
		大日本史
		本朝通記
		類聚三代格
		倭名類聚鈔
		延喜式頭註
		職原鈔通考
		本朝高僧傳
		和漢三才圖繪
		後拾遺集
		山家集
		阿讚伊土集
		往事集
		鈴屋集
		鳩巢逸話
		秋の寐覺
		人丸家集
		新勅撰集鈔
		新古今集
		本草綱目



玉勝間	玉葉集	一時軒隨筆	新葉集
續拾遺集	長明發心集	風雅集	玄玉集
臥遊篇一夜花	清輔朝臣家集	一日千首	弘安百首
海人藻芥	保元物語	十河物語	園大曆
玉海	神鳳鈔	應仁記	祇園執行記
嘉元四年御領目錄	日吉社々頭注進記	後深心院關白記	萬寶全書
日吉行幸記	關城書裏書	季瓊日記	絕海錄
空海弟子傳	西源院本太平記	法然上人傳	尾道志
泉州大鳥神社記	三好成立記	長曾我部元親百箇條	三好別記
阿州將裔記	南海通記	和漢明辨	斷復讐論
日本大典	明詩礎	風床小詩	天明武鑑
文政武鑑	雲上明鑑	鎌倉武鑑	同二編
應仁武鑑	足利武鑑	豐臣武鑑	群書一覽
人國記	和漢名數	小鍛冶系圖	甲斐源氏系圖

近藤氏系圖	片岡氏系圖	平尾氏系圖	香川氏系圖
香西氏系圖	綾氏系圖	大系圖	諸家大系圖
日本外史	逸史	通議	先哲叢談
靜寄餘筆	剛齋殘編	書畫一覽	古言梯
山海名産圖繪	庭訓往來	節用集	大和節用集
古事記傳	日本記通證	日本輿地路程全圖	西行物語
日本風土記	駿河風土記	常陸風土記	攝津風土記
福山志料	烈女武功嚴秘錄	田宮物語	金毘羅靈驗記
諸國名義考	三代物語	類狗集	愚問錄
生駒記	生駒家分限帳	生駒家讚岐國村々明細帳	
生駒家村高帳	長尾大隅守分限帳	寬永十年所作讚岐國繪圖	新撰玉藻集
弘法大師御傳記	白峰寺緣起	玉藻集	簪筆錄
讚陽綱目	古城屋舖記	芋畑由來記	水莖岡記
西讚名産出所鈔	讚岐大日記	讚留靈公胤記	金毘羅參詣名所圖繪



御巡見使案内帳 章蕃聞見集 全 讚 史 讚 岐 志  
 屏風浦記  
 通計二百十九部

本書を活版に付するにつき云ふ可きふしは多けれど煩はしければ唯其大要をのみかゝけむ

先づ躰裁のことなりこはおのれもあかぬ心地はすれど如何にせん六十一巻はそのものを一冊に約むることなれば其約め方なか／＼にかたくて漸くに成功せしめてなり觀むもの其心してよ

京極家を原としてあやしきふしは丸龜高等小學本縣廳本を參考せし處多しされど皆寫本なればいかゞはしきもの無きにあらず

繪畫を省きたるもの多しこはおのれも遺憾とする處なれど費用無益の二點よりけつり去りぬ先學に對して禮を失ふ罪深し

原本の本文にありて目錄になく又現今の村名になき村もありいぶかしけれど考ふるに暇なければ其まゝとしぬ

丸龜藩に地志掛をおきて斯業に着手せしは天保十年の頃ときくさらば京極侯の序文にある如く脱稿を安政五年とせは其間二十年なり其勞いかりなりしぞ讀むものは心すべきことなり

終に臨みて出版を助け給はりし方々に謝しまつらむ加藤正良ぬしはやくより斯學を賛せられ徳永藏太月岡重威津田壽盛松澤虎男の諸君と共に郷里に在て力をつくさる此書の世に出むは偏に諸氏の功なるべし


明治戊戌年二月

東都向岡にて


文科大學々生

堀田璋左右誌











# 西讚府志

## 目錄

國號名號 (卷一)	.....	一
田租調庸 莊園 行程 (卷二)	.....	一五
風俗 祥異 (卷三)	.....	三三
名官		
國造 (卷四)	.....	八六
三野 物部 手置帆負命	.....	
櫛見 皇命 大伴健日連公	.....	
鷲住 王 星直	.....	
國司 (卷五)	.....	九五
大伴宿禰道足	.....	
大神朝臣興志	.....	
平群朝臣豐麿	.....	
村國連子老	.....	
小治田朝臣廣千	.....	
正四位下安宿王	.....	
從五位下奈賀王	.....	
大伴宿禰犬養	.....	



百濟王敬福	多治比真人土作	石川朝臣清麿	藤原朝臣長道
百濟王利善	藤原朝臣楓麿	佐伯宿禰藤麿	石川朝臣諸足
小屋縣主宮手	藤原朝臣雄依	石川朝臣淨繼	紀朝臣繼成
內藏宿禰全成	百濟王敬德	宗形王	多朝臣入鹿
源朝臣	清原真人夏野	讚岐守村田	物部朝臣廣泉
高瀨王	清原真人長谷	從四位下伴宿禰勝雄	藤原朝臣貞守
藤原朝臣岳守	丹墀高主	正躬王	藤原朝臣長良
安陪朝臣忠雄	菅原朝臣是善	長田王彈正大弼	源朝臣冷
高公輔	橘朝臣常陰	茂世王	弘宗王
伴宿禰善男	紀朝臣有常	藤原朝臣岑主	丹墀真人弟梶
源朝臣寬	藤原朝臣良繩	紀朝臣夏井	藤原朝臣貞高
源朝臣生	六人部愛成	藤原朝臣弘經	藤原朝臣有貞
藤原朝臣保則	當麻朝臣鴨繼	藤原朝臣家宗	藤原朝臣良世
都宿禰御首	占部連月雄	高向朝臣公輔	安部朝臣興行
良峯朝臣晨直	藤原朝臣高藤	平朝臣正範	菅原朝臣道真
高階真人忠岑	中原朝臣月雄	從三位藤原時平	從四位上源湛

在原友于	藤原仲平	源直	藤原兼茂
從四位下藤原兼輔	從四位上藤原枝良	從四位下橘澄清	源昇
從四位上藤原保忠	從四位下平伊望	從四位下小野好古	從四位下藤原恒佐
藤原保忠	源清陰	藤原扶幹	正四位下藤原玄上
從四位上源悅	正四位上藤原忠文	從四位上源朝臣恒	從四位下藤原朝臣當幹
從四位上藤原邦基	從四位下藤原實賴	源是茂	藤原國風
正四位下藤原元方	從三位源高明	從四位上源正明	彥真宿禰
從四位上源等	藤原朝忠	藤原有相	藤原元方
讚岐守師尙	正三位源時中	藤原元輔	大江齊光
藤原兼通	正四位下藤原懷忠	藤原濟時	正四位下藤原正光
藤原佐理	從三位藤原道長	從四位下源俊賢	從三位源泰清
大江清通	高階真人清成	正四位下藤原公任	從三位永賴
從四位下通任	源濟次朝臣	正四位下藤原經輔	正四位下藤原資房
正四位下藤原經通	藤原兼經	正四位下藤原資仲	從二位藤原兼賴
源基平	源經成	正四位下家經	從四位上藤原朝臣實範
藤原顯家	從三位源資綱	正四位下藤原宗俊	從五位上源朝臣







從五位下壹岐守源高道君 從五位出羽守高慶君 從五位下壹岐守高文君

細川氏被官 (卷十、十一)

寒川氏 安富氏 十河氏 植田氏  
香西氏 由佐氏 羽床氏 奈良氏  
長尾氏 香川氏 氏

流寓 (卷十二、十三)

天太玉命 日本武尊 佐伯部 舒明天皇  
柿本朝臣人麿 苾葛鑑真 安部晴明 將軍太郎良門  
清原孝章 清少納言 靜範 崇德天皇  
安德天皇 左少將有盛 佐藤三郎兵衛次信 熊野別當湛增  
西行法師 道範阿奢梨 藤井元彦法然 尊證法親王  
護良親王 滿良親王 細川伊豫守繁氏 細川相模守清氏  
鹿苑院足利義滿 醫師高天 醫師俊經 陰陽助定棟  
足利義植 山崎宗鑑 眞田左衛門幸村 西島八兵衛之尤  
江村宗珉 湯淺元禎

人物

(卷十四)

弟 橘 姫 綿部 力 物部 糺 日置日登乙虫  
秦勝倉下 丸部臣豐球 正六位上凡直千繼 正六位上綾君菅磨  
外從五位下佐波部臣牛養 外從五位下讚岐公永直 佐伯直田公  
佐伯直鈴岐麿 正六位上佐伯直酒麿 正七位下佐伯直與主  
從六位下佐伯直貞持 大初位下佐伯直貞繼 從七位下佐伯直葛野  
正六位上佐伯直豐雄 從六位上佐伯直豐守 從八位上佐伯直粟氏  
從五位下阿刀宿禰大足 直講從六位上荊田首安雄 散位從七位荊田首氏雄  
阿波博士荊田首今雄 齊院權判官正六位上刑部造眞鯨 美作椽從六位下秦子上成  
無位秦氏彌成 散位從五位上讚岐朝臣高作 右大史正六位上讚岐朝臣時雄  
右衛門少志正六位上讚岐朝臣時人 因支首秋主 同道磨  
同 宅主 同 純雄 同 國益 同 巨足  
同 男繩 同 文武 同 陶道 兵庫允宮道忠用  
藤原恒利 綾高隼 綾高親 藤大夫資光  
新大夫資重 新大夫能員 藤次郎大夫重次 六郎長資  
藤新大夫光高 野三郎大夫高包 橋大夫盛資 三野首領盛資  
目錄 前一九



仲行事 貞房	三野九郎有忠	三野首領太郎	同	太郎
大麻藤太家人	新野見小大夫	羽床三郎政重	鹿	也
近藤小次兵衛盛政	植松四郎資茂	嶋喜四郎	直部五郎	
鴨部源次	周	中村宗卜	井上通子	
三田義勝	森長見	堀江治部齋	佐久間包照	
前川正遠	安藤知冬	勝田良延	尾池	槃
橫山關雪	原	小西松塢	田宮小太郎	
尼崎里也	玉枝			
釋氏				
空	海真	雅圓	璠	昌
聖	寶守	寵	曉	泉
觀	賢	爾	體	智
且過庵明了	丈圓	愚	真	道
孝子 (卷十五)	丸郡臣明麻呂			
丸龜治 (卷十六)	外略之			
丸龜治下				

一、市井 (卷十七)	.....	三五八
二、鵜足郡 津野郷土居村 (卷十八)	.....	三七六

三、那珂郡	.....	三八〇
柞原郷	山北 田村 中府 津森 今津 地方 新田 盛屋 (卷十九)	三九四
金倉郷	上金倉 下金倉 (卷二十)	四〇一
櫛無郷	上櫛梨 下櫛梨 (卷二十一)	四一〇
小松郷	佐文 (卷二十二)	四一三
真野郷	買田 宮田 追上 山脇 新目 大口 後山 帆山 生間 (卷二十三)	四二三

四、多度郡	.....	四二九
生野郷	生野 大麻 (卷二十四)	四三七
良田郷	上吉田 下吉田 稻木 (卷二十五)	四四三
吉原郷	吉原 (卷二十六)	四四八
弘田郷	弘田 (卷二十七)	四五三
仲村郷	中村 善通寺 (卷二十八)	.....



五、三野郡

勝間郷 上勝間 下勝間 上麻 下麻 佐股 (卷二十九) ..... 四六一

高瀬郷 上高瀬 下高瀬 新名 (卷三十) ..... 四七九

熊岡郷 比地大村 比地 比地中村 笠岡 (卷三十一) ..... 四八八

高野郷 上高野 竹田 下高野 (卷三十二) ..... 五〇一

大野郷 大野 西之村 中之村 (卷三十三) ..... 五〇九

本山郷 寺家 本之大村 岡本 (卷三十四) ..... 五二〇

託間郷 託間 吉津 仁保 香田 家浦 大濱 生里浦 箱浦 粟島 志々島 (卷三十五) ..... 五二八

六、豊田郡

山本郷 辻 河内 新田 池尻 中田井 古川 原 (卷三十六) ..... 五六六

紀伊郷 木郷 粟井 丸井 (卷三十七) ..... 五八二

柞田郷 黒淵 北岡 山田尻 大島 (卷三十八) ..... 五九四

坂本郷 坂本 酒屋 茂木 上市 中市 中州 假屋 鍛冶 大工 寺家 植田 出作 伊吹 (卷三十九) ..... 六〇二

高屋郷 西一 東一 室本 村黒 吉岡 流岡 (卷四十) ..... 六二五

姫江郷 和田 和田濱 養浦 姫濱 井關 内野々 有本 海老濟 田通々 (卷四十一) ..... 六三七

萩原 萩原 花稻 中姫 大野原 青岡 福田原 (卷四十二) ..... 六五八

多度津治 (卷四十三) ..... 六七六

多度津治下

多度郡

三井郷 多度津 三井 ○ 青木 東白方 四白方 奥白方 (卷四十四) ..... 六七八

吉原郷 碑殿 山階 ..... 六九六

葛原郷 葛原 道福寺 南鴨 北鴨 堀江 新町 (卷四十五) ..... 七〇一

三野郡

大野郷 上之村 (卷四十六) ..... 七二二

勝間郷 神田 羽方 ..... 七三〇

高瀬郷 大見 松崎 ..... 七三七

山川名勝

古跡 (卷四十七) ..... 七三七

雲邊山 惠保山 大麻山 染川 野田川

高瀬山 高瀬川 井關川 讚岐 中之水門

真島 筆之海 筆之山 水莖之岡 久之松



善通寺 宮之御崎 琴彈山 有明濱 網之浦  
 植田松 忌部居趾 船磐 尊澄親王 平有盛居趾  
 法然堂 姬濱楠 水牢 椀貸穴 風穴

古城 (卷四十八)

七五二

田村城 金倉城 中津爲忠墟 櫛梨山城 佐文城  
 生間城 山脇城 新目城 多度津城 雨霧城  
 甲山寺城 磨白山城 大麻山城 大見城 詫間城  
 天神山城 粟島城 海崎城 下勝間城 兔上山城  
 麻城 本篠城 大河內城 西村城 花岡山城  
 藤目城 獅子之端城 高丸城 江甫山城 柞田城  
 高井城 鳥坂城 新屋舖

物產 (卷四十九)

七七七

五穀蔬菜 禽獸虫魚 木石等略之

造工 (卷五十)

八〇二

刀劍弓矢 百器雜具等細目略之

附錄

網干 (卷五十一、五十二、五十三) ..... 八一五

揖保郡 揖東郡 揖西郡 人 物 古 城  
 名 勝 物 產 風 俗 古 文 書 并 雜 記

近江國 (卷五十四) ..... 八七四

坂田郡 蒲生郡 ..... 八八三

若狹國 (卷五十五) ..... 八九五  
 常高寺 桂久院 法心院 光雲院 清涼院  
 昭陽院 盛春院 節心院 槐堂禪師 昌清尼

古文書圖繪 (卷五十六) ..... 九〇八  
 雜記 (卷五十七、五十八、五十九) ..... 九〇八

讚岐守賴重君 讚岐守賴常君 讚岐守賴豐君 修理大夫賴治君  
 讚岐守賴恒君 讚岐守賴恭君 讚岐守賴真君 讚岐守賴起君  
 讚岐守賴儀君 讚岐守賴恕君 公 料 淚 草  
 多賀兄弟復讐 村名考 讚岐公系圖 綾公系圖  
 藤家系圖 宗像井上二社記 教西物語 氏太神



連岳神 梶洲神 船山神 松井神  
 賀富良津神 長興寺 我拜師山 棹の清水  
 笠掛櫻 七寶山 香川彈正謝禮書 香西小三郎宗久  
 頭名表 百姓 鄉境松 赤王小兒氣  
 御蔭參 翠 實 細川土佐守賴弘 松王小兒  
 弟橘 姫 狹 橫 稗田阿禮安麿 記 事

巡封陽秋 (卷六十)

九六〇

補遺 (卷六十一)

九七六

横尾時蔭 源平願書 源三位賴政 貴峰山城  
 阿久瀨城 蘿江頼直 圓座 佐以佐以踊  
 人面石 堀江頼直 武鼓王 八幡宮  
 善通寺 弘法大師御影 瀧寺 菅木  
 中納言爲頼卿歌 ギヤ / 玉 道福寺 大水上神社  
 比地村 星 谷 屏風 浦 青鷺水  
 增補 秋山嵩山傳 岩村南里傳 大塚梅里傳 堀田璋左右 尾崎車舟傳

九九九

追補.....藤田春嶺.....一〇七

京極長門守高朗傳 忠臣岡七郎兵衛傳 貞婦原田種子傳 義人平田與一左衛門傳

孝子僧宜翁.....一〇一八

生駒家分限帳.....一〇五八

丸龜役列帳.....一〇七〇

丸龜御家中分限帳 (十八扶持以上面々).....



西讚府志卷之一

○國郡名號



和名鈔ニ云、讚岐ハ佐奴岐、天智紀、萬葉集等ニ、岐ヲ吉ニ作ル、續日本紀ニ、或ハ紗拔トモカケレド、ソハ姓ノ處ニ用ヒタリ、

古事記曰、生伊豫之二名嶋、此嶋者身一而、有ニ面四、每レ面有レ名、故伊豫國謂ニ愛比賣、讚岐國謂ニ飯依比古、粟國謂ニ大宜都比賣、土佐國謂ニ建依別、

豫章記曰、上古日本三十三ヶ國也、其時爰ハ二名島トテ、伊豫土佐ニ島國也、其後十六箇國ニ分レシ時、伊豫ヨリ讚岐ヲ分出シ、土佐ヨリ阿波ヲ分出ス云々、

民部式曰、讚岐國上、管ニ大内、寒川、三木、山田、香川、阿野、鵜足、那珂、多度、三野、刈田、右爲中國、



今按ニ、讚岐國上トアルハ、上國ナルヲ云、右爲中國トアルハ、遠近中ノ中國ナリ、又曰、一云、山川田畠均等、五穀豊、魚具之類多、名人多出之也、大中國也、日本風土記曰、讚岐國云々、北方海メグリテ、兩方山重リ、春陽遲シ、

今按ニ兩ハ、南ノ字ノ、誤リナルベシ

人國記曰、讚岐國、當國の風俗は、氣弱邪の人多し、武士の風、別て強く、方便を以て、立身すべき、なご、思ふなり、大内、寒川、三木、山田、三野等の數郡、別て此風なりとぞ、

按るに、當國は、北に江海を受たる國なり、

諸國名義考曰、和名鈔に、讚岐佐奴岐國府、名義は、古事記傳に、古語拾遺に、又手置帆負命之孫、造三矛竿、其裔今分、在ニ讚岐國、毎年調庸之外、貢三八百竿、是其事等之證也、とみえ、延喜臨時式に、凡梓木、千二百四十竿、讚岐國十一月以前、差三綱ツヌノヨホロ丁一進納とあり、是によりて思ふに、竿調國かとあり、誠にさもあるべし、乎を畧き、乃都を約れば、佐奴岐なり、また玉勝間に云、讚岐國の事を記せる書に、三野郡、竹田村に當國忌部の莊とて、殊勝の地なり、釋迦堂屋敷と唱ふ、五社大明神といふ社あり

村の氏神と崇む、此村往古貢旗竿八百本、上納せしに、今其竹枯失せて、跡は田地となれり、この故に、竹田村と號すといへり、古語拾遺には、矛竿、延喜式には、梓木とあり、かの書に旗竿といへるは、誤りなるべし、トイへり、

今按ルニ、倭名鈔ニ、大和國、廣瀨郡、散吉、安房國、天羽郡、讚岐、下野國、鹽屋郡、散伎、因幡國、八上郡、散岐、又神名式ニ大和國、廣瀨郡、讚岐神、三代實錄四十四ニ大和國散吉大建命神散吉伊能城神ナド見エタリ、是等ノ地名皆竿之調ノ義トセムモイカバナリ、コモ此國ニ由アリテ負セシ名トセバ、サモアルベケレド、一ツ二ツノ處ニコソサル由モアラメ、カク多カルハ、各ソノ處ノサマニヨリタルナラム、或人ハ狹横サスキノ義ナラムトイヘリ、コハヨク聞エタル説ナレド、縦横ノ奴幾ハ布帛ニコソイヘ、地ノ廣袤ヲシカイヘルコトイカバナリ、成務紀ニモ日横ヒヨコトアリ、是ヲ日奴幾トハヨムマジクナム、ヨテ今試ニ思ヒ得タルハ、先伊勢國壹志郡ニ島拔ト云郷アリ、和名鈔ニ之末沼木トアリ、志末ノ約メ佐ナレバ、是ト同ジ意ノ名ニモヤト思ハル、ナリ、同國度會郡ニ沼木ト云郷モアリ、サテ古利ノ約メ岐ナレバ、沼木ハ沼凝ヌマコリノ義ニテ、志末奴幾ハ島沼凝トイフ義ナルベシ、サレバ此國ノ名モ二名島



ノ沼コリテナレルヨリ得タルニモアラムカ、サテ因幡國八上郡ナル散岐ニツバキテ、知頭郡ニ佐沼郷アリ、是等思ヒ合スニ、佐奴ノ奴ハ必沼ノ義ト思フナリ、此外大貫、貫名ナドイヘル郷ノ名モ大貫ハ大沼凝、貫名ハ名ハ多ヨリ轉リタルニテ、沼凝田トシテ聞ユルナリ、イヅレモ奴古利トハイヒ難キ故、岐ト約メシナリ、又コ、ニ鹽飽島トイフガアルモ、古留ノ約メ久ナレバ、潮泡凝嶋ナルベシ、又此島ノ内ニ佐名木島トイフアリ、是モ名ハ奴ヨリ轉リタルニテ、佐奴木ト同ジ意ナルベシ、又佐ヲ志末ノ約メトシテハ、言遠キヤウニモ聞ユルナレバ、佐ハ狹夜衣、佐ヨバヒ、ナドノ佐ニテ、沼凝ノ義ニテモアラムカ、尙ヨク考ベシ、サテ古事記開化天皇ノ卷ニ天皇娶<sup>タニハノ</sup>且波之大縣主、名由基理之女、竹野比賣、生御子、比古由牟須美命云々、比古由牟須美王之子、大筒木垂根王、次讚岐垂根王、此二王之女、五柱也トアリ、此讚岐垂根王ノ御名、由アリゲニ聞ユレド、コハコ、ノ國ニ由アリテオヘル御名ナルベシ、

玉藻吉

萬葉集卷二ニ玉藻吉讚岐國者云々、宣長云、藻には玉の如き實ある故に玉とはいふなり、よしのよは喚出す辭にて、しは辭の助にて心なし、こを讚岐の冠辭とするは、さ

は發語にて、ぬにかゝるなり、玉藻よぬといふなり、玉藻如<sup>ナス</sup>より寐し妹の類なりトイヘリ、

南海道

崇神紀曰、十年九月丙申朔甲午、以<sup>ニ</sup>大彥命<sup>ニ</sup>遣<sup>ニ</sup>北陸<sup>ニ</sup>、武渟川別遣<sup>ニ</sup>東海<sup>ニ</sup>、吉備津彥遣<sup>ニ</sup>西海<sup>ニ</sup>、丹波道主命遣<sup>ニ</sup>南海<sup>ニ</sup>、今ノ本南海ヲ丹波トアリ、今ハ黑羽本ニヨレリ、

民部式云、紀伊淡路爲<sup>ニ</sup>近國<sup>ニ</sup>、阿波讚岐爲<sup>ニ</sup>中國<sup>ニ</sup>、伊豫土佐爲<sup>ニ</sup>遠國<sup>ニ</sup>、南海通記曰、四國ハ南海中ノ一山也、東西百里ニ及ベリ、伊豫ヲ以テ國號トス、其後四州ヲ分ツ、其山四方ニ延布シテ四州ノ經界ヲナス、東北ノ洲ヲ阿波ト云、西北ノ洲ヲ讚岐ト云、西南ノ洲ヲ伊豫ト云、南東ノ洲ヲ土佐ト云也、此四州ハ海島也トイヘトモ、豊秋津洲一統ノ土地也、故ニ淡州ハ播州ニ向テ明石ノ瀬戸アリ、阿州ハ淡州ニ向テ鳴戸アリ、豫州ハ九州佐賀ノ關ニ向テ海底ニ地軸アリ、九州ハ中國ニ向テ門司、赤間相對ス、是皆波濤ノ爲ニ破ラレテ島ト成、國ト成モノ也、其中間ノ海表東西ニ通テ百里ニ超タリ、南北ハ僅ニ三五里及十里ニ不過、故ニ東西ノ諸州通路ヲ利シテ、客船ノ往來晝夜ヲ不分、都鄙ノ販舶交易ヲ利シテ、貨財珍器用ルニ足レリ、是土地自然



ノ幸ナルモノ也、凡此四州ハ土地黃壤ニシテ五穀豐饒ス、農夫其業ヲ不失シテ國食餘アリ、山中林木多シテ柚入食材ノ用ヲ足シム、海嶋鱗物多シテ漁人四方ニ鬻ク、鹽竈ノ煙不絶シテ世民ヲ救コト厚シ、民庶ノ産業シバ、務テ各其居所ヲ安ス、是誠ニ浦安國ト云ツベキ也、夫四國ハ褊少ノ地ナリトイヘトモ、其風土和順ニシテ人心朴也、故ニ賢才良能ノ人此國ヨリ出ト云コト、古キ諺ニモ載ル所也、

大内郡

和名鈔云、大内於布知、

續日本後紀ニ承和十年五月丙申、讚岐國大内郡、小郡只有領帳、領則領調入京、帳猶留國釐務、非常移病無一人從公、加之郷戸口數既堪下郡、改小爲下加領一員焉、爰ニ始テ見ユ、

今按ニ大和國高市郡ニ大内陵ト云アリ、真淵云、内ハ借字ニテ大市ナリ、天智紀ニ小市岡上陵トイフモ見エタリ、是モ同ジ郡ナレバ是ニ對ル名ナリトイヘリ、此外郷名ニハ大市トカケル多シ、爰ナルモ是ト同クテ、古爰ニ大ニ市ナスコトノアリテ、舊クハ大市トイヘル處ノアリシガ、後大名ニハナリシナリ、和名鈔ニ於布知トアルモ、

保伊ヲ約メシナリト古言梯ニ見ユ、

寒川郡

和名鈔云、寒川、佐無加波、

和銅六年ノ紀ニ始テ見エタリ、富田八幡宮ノコト記セルモノニ、昔シ相摸國寒川神社ヲ爰ニ移シ祭リシヨリ寒川トヨベリトモ、又或ハ寒川ハコ、ナル川ノ舊名ナリトモイヘリ、

三木郡

和名鈔ニ訓注ナシ、

天智天皇十年紀ニ始テ見ユ、ソコニハ御城トカケリ、又靈異記ニハ美貴トアリ、古語拾遺ニ採材齋部所居、謂之御木ト見エタリ、

山田郡

和名鈔云、山田、夜末太、

天智天皇六年ノ紀ニ始テ見ユ、  
今按ニ安閑紀ニ天皇勅大伴大連金村曰、朕納四妻至今無嗣、萬歲之後、朕名絶



矣、每念<sub>レ</sub>於此<sub>ニ</sub>憂慮何已、大伴大連金村奏曰、亦臣所<sub>レ</sub>憂也、夫我國家之王<sub>ニ</sub>天下<sub>一</sub>者、不<sub>レ</sub>論<sub>ニ</sub>有嗣無嗣<sub>一</sub>要須<sub>ニ</sub>因<sub>レ</sub>物爲<sub>レ</sub>名、請爲<sub>ニ</sub>皇后次妃<sub>一</sub>、建<sub>ニ</sub>屯倉之地<sub>一</sub>、使<sub>レ</sub>留<sub>ニ</sub>後代<sub>一</sub>、令<sub>ニ</sub>顯前迹<sub>一</sub>、詔曰可矣、宜<sub>ニ</sub>早安置<sub>一</sub>、大伴大連金村、奏<sub>下</sub>稱<sub>以</sub>小墾田屯倉、與<sub>ニ</sub>每<sub>レ</sub>國田部<sub>一</sub>、給<sub>ニ</sub>賜香々有媛<sub>一</sub>、以難波屯倉與<sub>ニ</sub>每<sub>レ</sub>郡<sub>一</sub>、給<sub>ニ</sub>賜宅媛<sub>一</sub>、以示<sub>ニ</sub>於後世<sub>一</sub>、式<sub>モテ</sub>觀<sub>中</sub>乎昔<sub>上</sub>、詔<sub>ニ</sub>曰<sub>一</sub>、依<sub>レ</sub>奏施行<sub>一</sub>トアリ、皇后ノコトハ見エネド、皇后次妃トアレバ、皇后ノ爲ニモ云々ノ地アルベキニ、シカナキハ極メテ田部ナドニアラヌ所ヲ、エリテ殊ニ立ラレシナレバナルベシ、サテ皇后ハ前ニ春日山田皇女トアリ、コ、ノ山田郡即御名代ナルベシ、サル故ハ此郡ノ名、上野伊賀尾張ナドノ國ニモアリテ、尾張ナルハ春部、山田ト並ビテサヘアリ、又書紀ニ、一本云和珥臣日觸女、大糖娘生<sub>ニ</sub>一女<sub>一</sub>、是爲<sub>ニ</sub>山田大娘皇女<sub>一</sub>、更名赤見皇女トアリテ、神名帖ニ近江國犬上郡山田神社、伊香郡赤見神社ナド見エテ、是等ノ地名モ此皇后ノ御名代ニヨリタルコトシルケレバ、イヅレモ此皇后ノ御名代ナルコトシルシ、又此郡ニ春日ト云村アリ、春日ノ祠アルモ由アルナリ、尙此名大カタ國々ニアルナリ、爰ニモ綾郡ニ山田郷アリ、又豊田郡ニ山田神社アリ、綾郡ナルハ山里ナレバ、山ナル田ト云コトトシテモサルコト

ナレド、山田神社ハ海邊ナレバシカハ云難キナリ、今ハ黒淵村トイヘレド、古ヘ必山田村トイヒシハ、此下ナル村ヲ山田尻トイフニテシラル、ナリ、此村モ此皇后ニ由アル所ナルベシ、サテ御名代ト云ハ、天皇又皇后皇子等ノ中ニ、御子生レマサレハ、其御名ヲ後世マデ傳ン爲ニ、其名ヲ地ノ名ニ負セテ、某部ト云モノ立置ル、ナリ、

香川郡

和名鈔云、香川、介加波、

神護景雲三年紀ニ始テ見ユ、

南海通記曰、此地ヲ香河ト云コトハ、上世諸國ノ風土記ヲ<sub>カムカヘ</sub>按<sub>レ</sub>定メラル、時、此川ヲ<sub>カムカヘ</sub>按<sub>レ</sub>ルニ、河水南山ニ源シテ流水北海ニ入ル流水至テ清ラカナリ、西山ニ花木アツテ其香來テ河水ニ薰ス、故ニ香河トス、其花ノ下ヲ根香山トス<sub>ネゴロ</sub>

今按ニ通記ニイヘル處、此川ノ名ヲ香川ト云ヨリ郡ノ名トナレルナラバ、サルコトナガラ、花木アリシ故シカヨベリト云ハ、香ノ字ニヨリテ附會セシナリ、今郡内ニ樺川ト云地アリ、モシクハ是ヨリ出タルニヤカトモ思ヘド、尙思フニ舊事紀ニ五十



河彥命ハ、讚岐直、五十河別祖トアルヲ、翁嫗夜話ニ引タルニハ五十日彥王トアリ  
 又姓氏錄ニハ五十香足彥トアリ、カタク思ヒメグラスニ、彼是誤リシト見エテ、  
 舊事紀ナルハ五十ノ下ニ日ヲ脱シ、姓氏錄ニハ香ノ下ニ河ヲ脱セシニテ、五十香河  
 ナリツランヲカク誤リシナリ、サレバ香河ハ此命ノ御名ヨリ出シニモアルベシ、今  
 ノ世ニモ五十河ト云氏アリ、伊加々波トヨメリ、コハ香ノ字ヲ省キシニテ、是モ此  
 命ニヨシアル地ヨリ出シ氏ト聞エタリ、又此郡ニ十河ト云郷アリ、是レナム此郡ノ  
 名ノモトニテ、此地即テ五十香河ナルガ、後十河ノ二字ニ約メシヲ、ヤガテ曾加波  
 トハ唱ヘシナルベシ、此郡今香東香西ノ二郡トナレリ、何時ノ比ヨリカ詳ナラズ、  
 拾芥抄ニ香川ト舉タル外ニ又香東ト云ヲ記サレシハ、後人ノ書加ヘシナルヘシ、簪  
 筆錄ニハ香川ヨリ西ノ方ハ香西氏ニ屬キ、東ハ十河氏ニ屬キシヨリ二郡ト、ナレリ  
 トイヘリ、

阿野郡

和名鈔云、阿野、綾、  
 萬葉集ニ安益ト作り、延曆十年紀ニ始テ見ユ、簪筆錄ニ綾ヲ貢シヨリ、郡ノ名トナレ

リトイヘリ、

鵜足郡

和名鈔云、鵜足、宇多利、  
 靈異記ニ足垂ト作り、承和十年ノ紀ニ始テ見ユ、  
 今按ニ郡内勝浦村ニ鵜足明神ト云アリ、篠目命ヲ祭ルトイヘリ、此命ニ由アルニヤ

那珂郡

和名鈔云、那珂、奈加、  
 慶雲五年ノ紀ニ始テ見エタリ、珂ヲ賀ニ作り、類聚三代格曰、元慶四年三月二十六日、  
 大政官符、應レ加ニ置那珂郡主政主帳各一員、事右得ニ讚岐國解稱、彼郡解稱、新立  
 郷所レ管、稍多而郡司少員、事多ニ闕怠、檢案内、山田郡少郷餘戸一課口一千七百六  
 十、既置ニ主政二員主帳二員、而此郡十郷課口二千八十口、置ニ主政一員主帳一員、望  
 請因ニ準彼郡ニ加ニ置件職各一員、以濟ニ雜務者、國加ニ覆審所レ申有レ賓、謹請ニ官裁  
 者、從二位行大納言兼左近衛大將源朝臣多宣奉レ敕依レ請、  
 今按ニ日向風土記ニ、那珂郡古老傳云、大穴持命巡ニ行此國、至ニ此所ニ詔ニ國之中、



故云<sup>カレ</sup>中郡トアリ、爰モカ、ル由ナドニヤト思ヒシカド、尙思フニ是ハ多度郡トモト一ツニテ、多度ハ爰ヨリワカレタルナルベシ、サレバ彼郡ナル仲村ヨリ出シ名ト聞エタリ、仲村ト云ハイカナル故カ詳ナラネド、先諸國ノ例ヲ思フニ、和名鈔ニ伊豆國那賀郡那賀、武藏國那珂郡那珂ナドノ郷アリ、此外ニモ常陸紀伊筑前ナドニモ又同ジフアリ、又阿波國ニモ那賀郡アリ、爰ニモ長邑ト云アリシコト允恭紀ニ見エタリ、サレバ此例ニテ那珂村ヨリ出シ名トオボシキナリ、

多度郡

和名鈔ニ訓註ナシ、

延曆八年ノ紀ニ始テ見ユ、

今按ニ多度ハ田莊ナリ、古事記履仲ノ卷ニ以<sup>アタ</sup>阿知直始任<sup>アタ</sup>藏官、亦給<sup>アタ</sup>糧地トアルヲ、宣長云糧地ハ、師ノ多<sup>タ</sup>杼<sup>コ</sup>許<sup>ロ</sup>呂<sup>ヨ</sup>ト訓<sup>ヨ</sup>レタルニ依<sup>ヨ</sup>ベシ、書紀清寧ノ卷ニ、又以<sup>ヨ</sup>田<sup>ヨ</sup>地<sup>ヨ</sup>與<sup>ヨ</sup>于<sup>ヨ</sup>漢<sup>ヨ</sup>彦<sup>ヨ</sup>、孝德ノ卷ニ、給<sup>ヨ</sup>與<sup>ヨ</sup>田地<sup>ヨ</sup>、又田莊ナドアルト同ジ、ササマニ聞ユレバナリトイヘリ、思フニ當時諸王諸卿ナドニ賜ヒシ田莊ナリシヨリ、郡ノ名ニ負ルナルベシ、サテ治亂記ニ公文所田所ニ亂入スト云文アリ、是ニヨルニ、田莊司ノ家

居ヲモヤガテ田所トイヒシナラム、今吉原村ノ小地名ニ多度トイヘルアリ、是田所ノアリシ處ニテ郡ノ名トナル本ナルベシ、又流浪記ニ善通寺ノ事ヲ記セル條ニ、多度郡田所入道ト云モ見エタリ、サルニ南海通記ニ田所アリテ、租稅ヲ納ムトイヘルハ何ノ書ニヨリタルニヤ覺束ナシ、コハ國中ノ租稅ヲ納ムルニハアラデ、莊園ノ租稅ヲ納ムルヲカク思ヒ誤レルニヤ、

三野郡

和名鈔云、三野、美乃、

寶龜六年ノ紀ニ始テ見ユ、古三野物部神ノ居玉ヒシ處故ニ、三野ト云ト生駒記ニ見エタリ、

刈田郡

和名鈔云、刈田、葛多、

拾芥鈔ニ、豊田トアリ、今モシカイヘリ、貞觀六年ノ紀ニ始テ見エタリ、生駒記曰、此郡古刈田明神ノ神田タリ、故ニ刈田トモ又神田トモイヘリ、共ニ三代實錄ニ見エタリ、



今按ニ、神田トイヘルコト三代實錄ニ見エズ、只日本風土記ニ神田トイフアリ、サ  
 レド何ノ書ニヨレルカ詳ナラズ、サテ拾芥抄ニ、讚岐<sup>中上</sup>十一郡、大内、寒川、三木、山田  
 香川、鵜足、那珂、多度、三野、豊田、阿野、<sup>或河</sup>香東、大野、<sup>田萬七千百</sup>トアリ、此書  
 ハ洞院相國公守公ノ作ト聞ユレド、公ヨリイト後ノコトモ載ラレタレバ、後人ノ書  
 ツギシ、處モアルナリ、コ、ニ香東大野ナドアルハ、後人ノ書加ヘシカ、ハタ寫シ誤リ  
 ニヤ、上ニ十一郡トアレバ此四字必ズ除クベキナリ、サテコ、ニ、豊田トアルヲ思  
 フニ刈田ヲ豊田ト改メシハ、和名鈔ノ後此書ノ前ナルベシ、和名鈔ハ源順ノ選シニ  
 テ、順ハ永觀元年ニ卒リ、公守公ハ文保元年ニ薨玉フ人ナリ、

## 西讚府志卷之一(終)

## 西讚府志卷之二

### ○田租調庸 (附莊園、所領、行程)

田 畝

三代實錄曰、讚岐國云々、管田一萬八千町、和名鈔云、讚岐國田萬八千六百四十七町  
 五段二百六十六步、

今按ニ拾芥抄ニ、萬七千九百四十三町トアリ、日本風土記ニ、七千九百云々トアル  
 ハ、萬ノ字ヲ脱セシニテ、拾芥抄ニヨレルナリ、

租 稅

和名鈔云、讚岐國正公、各三十五萬束、本領八十八萬四千五百束、雜領千八萬四千五  
 百束、

今按ニ、八十ノ下ニ、八字ヲ脱セリ、今例ニヨリテ補フ、



延喜式曰、讚岐國正稅公廨、各三十五萬束、國分寺料、四萬束、彌勒歸敬寺燈分料五百束、五大菩薩供養料二千束、文珠會料二千束、藥分料一萬束、造院料一萬束、修理池溝三萬束、救急料八萬束、俘囚料一萬束、

今按ニ正稅ハ、年毎ニ定リタル稅ヲ公ニ奉ルニテ、今ノ世ニイフ定米ニアタレリ、公廨ハ、國ノ公廨ニ收マルニテ、國司郡領ナドノ職分アルハ位田其外雜々ノ費ニアツルナリ、彌勒歸敬寺ハ、昔シサル寺ノアリシナルベシ、五大菩薩供養、文珠會ナドハ國分寺ナドニテ行ハレシニモアルベシ、藥分ハ、施藥院ノ藥料ナリ、造院ハ官舎ノ修造ナドナルベシ、修理池溝、救急ハ、ヨク聞エタリ、俘囚ハ蝦夷ナドノ俘囚ヲ此國ニモ置レシコト、見エタレバ是ニ賜ヘルナリ、サテ和名鈔ニ、正公各三十五萬束、本額八十八萬四千五百束、雜額千八萬四千五百束トアルハ、延喜式ナルヲトリテ書ルニテ、正公トハ正稅公廨ナリ、雜額トハ、國分寺以下ノ雜料ヲ云、本額トハ、正公雜額台セテ、云々トイフナリ、令ニ束ノ稻五斛トアルニヨリ筭フレバ、本額八十八萬四千五百束ハ、今ノ米凡ソ四萬四千二百二十五石ニアタレリ、年料春米、讚岐國大炊一千四百石、糯四十石、云々以ニ正稅、春運、白米送ニ大炊寮、

黑米送ニ省及内藏寮、其運送係夫並給ニ路糧、讚岐國春米運レ京、六月三十日以前若有未進者、准數奪ニ專當郡司職田、直若不足者、亦沒ニ國司公廨、

年料租米、讚岐國二千石、云々以ニ租穀内、春收隨ニ官符到、進レ之、其精代運賃用ニ正稅、

園韓神兩社、讚岐國村戶調庸租米者、送ニ納此官、充ニ修社料、

三代實錄曰、元慶三年二月廿六日丙戌、勅許ニ讚岐國例損四十九戶、永以爲例、

先レ是國宰奏言、此國、課丁萬三千、管田一萬八千町、貢賦之數、踰ニ諸國、國司因レ茲申請、准ニ大國例、被レ免例損四十九戶、下野國雖云ニ上國、免ニ三十九戶、望請准ニ彼國例、被レ許ニ件數、從レ之、

調庸

主計式曰、讚岐國云々調兩面五疋、二窠綾十二疋、七窠綾五疋、白絹十疋、緋帛縹帛各三十疋、陶瓮十二口、水瓮十二口、盆八口、壺十二合、大瓶六合、有栖大瓶七十二口、有栖中瓶八十五口、有栖小瓶三十口、鉢六十口、椀四十合、麻笥盤五十口、大盤十二合、大高盤十二口、椀下盤四十口、椀三百四十口、壺坏一百口、大筥坏三百二



十口、小筥坏二千口、自餘輸<sub>三</sub>絹鹽、阿野郡輸<sub>三</sub>熟紗

庸、白木韓櫃二十合、自餘輸<sub>レ</sub>米

中男作物、黄蘗百五十斤、紙胡麻油、乾鱗、一本楚割大鰯、一本有鯖、鯖、海藻、鯖字、鯖、

交易雜物、讚岐國、白銅十疋、鹿革二十張、苦二十五枚、菅圓座四十枚、様子四合、

鹿子皮十五張、金漆一斗五升、醬大豆四十二石、隔<sub>三</sub>三年<sub>一</sub>進、醬大豆五石、大豆十八

石、以<sub>三</sub>正稅<sub>一</sub>交易進、其運功食用<sub>三</sub>正稅<sub>一</sub>、祿物價法、讚岐國、絹五十五束、錢六束、

運漕雜物功賃、讚岐國、陸路駄別稻<sub>コトニ</sub>三十束、海路自<sub>レ</sub>國漕<sub>三</sub>與<sub>ヨド</sub>等津、船賃石別六束三把

挾抄二十束、水手十六束、但挾抄水手各漕<sub>三</sub>米十斛<sub>一</sub>自餘准<sub>三</sub>播磨國<sub>一</sub>

貢 献

續日本紀曰、和銅六年、令<sub>三</sub>大倭參河並献<sub>三</sub>雲母<sub>一</sub>、云々讚岐國白燧石、

神祇式曰、神祇官所用梓木、千二百四十四竿、讚岐國十二月以前、差<sub>ツスノ</sub>綱<sub>ヨホコロ</sub>丁<sub>一</sub>進納、

神祇官祭神、七百三十七座、檜木者讚岐國送納、前<sub>レ</sub>祭五日、令<sub>三</sub>木工寮受<sub>レ</sub>之<sub>一</sub>、外國不<sub>レ</sub>

出<sub>レ</sub>之、

典藥寮式曰、年料藥讚岐國四十七種、黄芩七十三斤五兩、藍漆二斤、茵陳、藁本、午

膝、苧茹、細辛、地榆、白蘞、各十斤、蛇衝二斤、白木、結梗、各十二斤、黄菊花三

兩、獨活、芍藥、舛麻、各二十斤、王不留行、玄參、白芷、白頭翁、各六斤、橘皮二

斤十三兩、松脂、大戟、連蕒、女萎、各五斤、茯苓七斤、麻黄十六斤、夜干十五斤、

天門冬十三斤、榧子二斗五舛、薯蕷、麥門冬、胡麻子、各一舛、蘇子、决明子、各一

斗六舛、麻子二斗五舛、葇唐子二舛、葶藶子四舛八合、半夏一斗三舛、蜀椒二斗、牡

荊子七舛、鹿茸、鹿角各五具、狗杞十斤、朴消八斤、

内膳式曰、年料讚岐國、鹽鯛二十隻、白干二籠、云々收<sub>ニエド</sub>贊殿、擬<sub>三</sub>供御<sub>一</sub>、

民部式曰、貢<sub>レ</sub>蘇番次、讚岐國十三壺五口、各大一舛八口、各小一舛、

年料別貢<sub>三</sub>雜物<sub>一</sub>、讚岐國、紙麻百五斤、牧牛皮十張、斐紙麻一百斤、云々依<sub>三</sub>前件<sub>一</sub>、其

運送係夫各給<sub>三</sub>路粮<sub>一</sub>、

兵部式曰、器仗讚岐國、甲二領、横刀七口、弓三十張、征箭三十具、胡籥三十具、云

々每<sub>レ</sub>年所<sub>三</sub>造具<sub>一</sub>、依<sub>三</sub>前件<sub>一</sub>、其様仗者色別一筒附<sub>三</sub>朝集使<sub>一</sub>進<sub>レ</sub>之、

諸國健兒、讚岐國一百人、健兒皆免<sub>三</sub>徭役<sub>一</sub>、唯讚岐志摩云々等國免<sub>レ</sub>徭、

朝野群載曰、應<sub>三</sub>早速交易<sub>一</sub>、進<sub>三</sub>上鴨頭草移上紙墨等<sub>一</sub>事、

田租調庸

一九



丹波國花一、但馬國上紙讚岐國墨五、牒、件鴨頭草移等爲免東對御簾用途料、所仰如件、云々治曆元年九月一日云々、

莊園

今按ニ田租調庸ノ制、延喜式ニ載スル所、右ニ舉ルガ如クナルヲ、中世ヨリ以來、莊園ノ類イト多クシテ、國司ノ治ル處モ、少ナクナレルマ、其制モ亦相從デ變リツラン、サレド物ニ見エザレバ、其次第考ル由ナシ、今莊園所領等ノ諸君ニ散見スルモノヲ拾ヒテ此ニ載ス、

續日本後紀曰、承和二年七月、賜讚岐國三野郡、空閑地百餘町、時子内親王、三代實錄曰、仁和二年十月廿七日壬申、勅以伊豫國正稅穀千斛、讚岐國千斛、充齊宮寮、承前之例、内親王入太神宮之後、以伊勢國正稅穀三千斛、資新居之費、今換充之、

日本紀略曰、天曆二年六月五日、讚岐封廿戶、施入法性寺、朝野群載曰、應德五年九月、喜多院割宛佛堂聖供灯油料、云々讚岐國十一煙、神鳳鈔曰、讚岐國笠居御厨、

内宮六九十二月、每祭十五日饗料所、

祇園執行記曰、文永年中、爲四季天神任辨常燈料所、

此處附、

出雲國長江郷

讚岐國林田内潮入新開、大野郷、萱原、

嘉元四年御領目錄曰、

廳分

讚岐國

姫江莊被入蓮花心院日録御管領

多度莊道意僧正、寺用百石進濟寺家

富田莊六條中納言、小御所御年貢五萬疋、可沙汰之由、被仰下了



鶴羽莊(兩所弘誓院領歟、以上被<sub>レ</sub>載<sub>二</sub>于康治官符<sub>一</sub>根本寺領也、)  
長尾莊(以上當雄方卿以下寄也)

右目錄寶意余流注<sub>二</sub>進之<sub>一</sub>、非<sub>二</sub>合點<sub>一</sub>所々不<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>行人<sub>一</sub>、但於<sub>二</sub>法界寺<sub>一</sub>者、愛久丸任<sub>二</sub>相傳<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>給<sub>二</sub>院宣<sub>一</sub>之由申也、

大莊內寺用<sub>二</sub>在別紙<sub>一</sub>知行不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>之由<sub>一</sub>以下院宣於永清永定卿

非寺領莊

御年貢五百疋

讚岐國豐福莊吉田莊實業律師沙汰、北野常燈用途千二百疋、

飯田鄉(寶珠丸)

氷上鄉(重方新左衛門督殿)

圓座鄉(京極准后定武卿御知行)

石田鄉(定光鄉)

高屋鄉(同)

井戶鄉(准后堀川)

託間鄉(廊御方)

多肥鄉(中御門前中納言爲方卿、可相傳知行之由、被<sub>レ</sub>下院御下文)

太田鄉(廊御方)

山田鄉(同)

栗隈鄉(惠脫上人)

林田鄉(按察局)

一宮 (良寛法師、秀綱)

郡家鄉(前右衛門督、親氏卿)

良野鄉(行種)

陶保 (季氏)

法勳寺(多寶院寺用每年萬疋、爲被感法印何然亂供僧)

三木井戶鄉(冷泉三位入道)

生野鄉(重清朝臣)

田中鄉(同)

梶元名(親行)

良野新名

萬濃池(秦久勝)

新居新名

大麻社(賴俊朝臣)

高岡鄉(行邦)

野原鄉(覺寺)

乃生浦(行長朝臣)

高瀬鄉(源中納言有度卿)

垂水鄉(如來壽量院料、可如願上人知行)

右所々可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御管領<sub>一</sub>之由、院宣所<sub>レ</sub>仍也、以<sub>二</sub>此旨<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>申<sub>二</sub>入照慶門院<sub>一</sub>給、仍執達如<sub>レ</sub>件、

嘉元四年六月十二日

右 衛 門

進上高倉前宰相殿

莊園



日吉行幸記曰

讚岐國買田

文保炎上之後、造いまた終ざれば、哀に思召され、絶て久しく成せる、龍華會の料所讚岐國買田を、かへし附られ、還御の後、おこなはれける、普き御惠のいつくしみ、なか／＼申もおろかなり、

日吉社頭注進記曰

讚岐國柞田莊

二宮十禪師大行事、長日御供、十禪不斷經、二季大般若料所、後嵯峨院御寄附、權稱宜成貫申云、當莊者成貫相傳地也、而行顯僧都無故、押領之間、經三奏問、最中也、爰三大夫成盛掠申子細、云々存外之次第也、彼成盛號成顯、成英舍弟子息申子細歟、成顯存生之時、猶以被止濫妨、證文、先日總官令知見畢、其上講成顯子息及訴訟者、東塔南谷等覺房嚴秀注記松壽丸也、而今成盛申子細之條、旁不審、非御沙汰之限所詮猶有御不審者、可被糾明證文哉、

祝部成盛申云、當莊者爲後嵯峨院御寄附之地、建武年中被仰付成茂宿禰以來

成材、成顯、成盛等相傳無相違之地也、而近年依地頭亂妨并山徒行顯違亂、神用等令闕如一畢、

後深心院關白記曰、永和元年四月十一日辛巳晴、頭右大辨長宗朝臣來、有勅問事、法勝寺領讚岐國櫛無保事、法華堂公文定祐與禪衆相論事、十二日壬寅晴、櫛無保事早意見了、

細川氏所領

應仁武鑑曰細川勝元朝臣讚岐十一郡内、大内、寒川、三木、三郡、田二千百六十五町七段、云々細川右馬頭持賢、讚岐小豆島二百五十町、鹽飽嶋攝津中嶋七百町、云々細川中務少輔成經朝臣、讚岐十一郡内、山田、香東、香西、那珂、阿野、三野、多度、七郡田、四千町、穫稻二百萬束、此直錢十二貫也今量九萬六千九百七十七石餘當ル、米四萬六千六十四石七升五合四斗八十一萬五千六百六十俵餘、細川領、

生駒氏所領

生駒家御領讚州總村高帳曰

大内郡一萬二千八百十六石八斗一升三合  
寒川郡一萬六千五百十九石五斗一升七合



三木郡一萬七百七十八石四斗二升一合  
 山田郡二萬四千七百八十四石九斗八升六合  
 香東郡一萬七千四十四石一斗八升二合  
 香西郡一萬四千三百七石四斗九升八合  
 南條郡一萬六千四百五十二石八斗八升五合  
 北條郡七千八百五十四石二升四合  
 鵜足郡二萬二千六百八十八石四斗五合  
 那珂郡二萬五千四百八十石五斗五升  
 多度郡一萬八千三百九十五石七斗二升五合  
 三野郡二萬六千三百七十四石八斗二合  
 豊田郡一萬六千九百十二石六斗一升四合  
 總高合二十三萬二千九百四十八石九斗三升七合  
 寛永十七年辰三月改之

行程

主計式曰、讃岐國東西三日、  
 行程上十二日、下六日、海路十二日和名鈔同、  
 兵部式曰、讃岐國驛馬、刈田、松木、三谿、河内、甕井、柞田、各四疋、  
 今按ニ刈ハ引ノ字ヲ誤リシナルベシ、松木甕井今詳ナラズ  
 南海通記曰、四國勅使道ト云ハ、官人阿波ノ勝浦ニ着テ、大坂越ヲシテ、讃岐ノ引田  
 ニ到ル、其坂本ニ驛宅ト云處アリ、是古ノ名ナルベシ、郡司莊司吏務ノ輩コ、ニ集テ  
 其用ヲナシ、夫ヨリ西ノ方二日半ニシテ、豫岐ノ境ニ到ル、即豫岐宮アリ、是ヨリ豫  
 州宇摩新井溫泉郡ヲ經テ、喜多郡ニ到ルト云々、  
 武鑑曰、讃岐那珂郡丸龜、江戸ヨリ百八十四里、多度郡多度津、江戸ヨリ百八十五里半  
 香川郡高松、江戸ヨリ海陸百七十九里半、陸百三十二里、海上四十九里、  
 和漢三才圖繪曰、四國巡禮所、讃岐三十三所三十六里五町三十六町道、  
 南海治亂記曰、



大坂越

阿州板野郡吹田村ヨリ、大坂越國境マデ、一里、大内郡引田郷坂本村マデ山坂一里、此處ヨリ上代四國順見ノ勅使道アリ、道前道後ヲ分ツ、驛所アリテ今馬宅ト云、

黒谷越

阿州板野郡、大西本道ヨリ、黒谷越國境マデ二十四町、引田郷川俣村へ出ル、

宮河内越

阿州同郡本道ヨリ、宮河内越國境マデ二里十二町、夫ヨリ引田郷雁居川村へ出ル、

日開谷越

阿州阿波郡本道ヨリ、日開谷越國境マデ四里、寒川郡富田郷大猶村<sup>ナラ</sup>へ出ル、國境ヨリ鶴羽浦へ四里、

曾江谷越

阿州美馬郡岩倉本道ヨリ、曾江谷越國境マデ四里、寒川郡長尾郷中山村ニ出ル、大窪寺越ナリ、志度浦へ六里、三木郡中山村、山田郡十河へモ出ル、大山越トモ云、大瀧寺越

阿州美馬郡脇ノ町本道ヨリ、大瀧寺越國境マデ二里、香東郡安原郷加羽川へ出ル、笑原郷東濱<sup>ノハラ</sup>へ八里、山田郡植田へモ出ル、牛馬不<sup>レ</sup>通、郡里越

阿州美馬郡郡里村ヨリ國境マデ二里、安原郷内羽村へ出ル、笑原郷東濱へ八里、重清越

阿州美馬郡重清村本道ヨリ、國境マデ一里半、香河郡ノ川上へ出ル、笠居郷本津へ六里、

太刀山越

阿州三好郡池田本ヨリ、太刀山越國境マデ二里、綾郡山分中熊村へ出ル、境目ヨリ松ヶ浦へ九里、又宇足郡山分中通へモ出ル、宇足津へ十里、又那珂郡七ヶ村ノ内鹽入村へ出ル、

晝間山越

阿州三好郡晝間村本道ヨリ、國境マデ一里三十町、那珂郡山分七ヶ村ノ山脇村へ出ル、境目ヨリ丸龜へ六里半、



西山越

阿州三好郡西山本道ヨリ、國境マデ二里半、三野郡山分財田ノ内、入日村本篠へ出ル、牛馬不通、

野路内越

阿州三好郡佐野村ノ内野路内ヨリ、國境マデ一里半、豊田郡山本郷河内村へ出ル、境目ヨリ觀音寺へ四里半、

曼陀峯越

阿州三好郡佐野村本道ヨリ、國境マデ一里、豊田郡和田郷海老救村へ出ル、境目ヨリ觀音寺へ三里半、

讃岐全圖ニ東西伊豫國ヨリ阿波國ノ境マデ中筋大道二十三里、南北阿波境マデ三本松ヨリ二里半、鶴羽ヨリ四里、志度ヨリ六里、武例ヨリモ同ジ、高松ヨリ八里、宇足津ヨリ十里、圓龜ヨリ六里、託間ヨリモ同ジ、觀音寺ヨリ四里半、

享保五年正月定ムル處ノ三野郡宮浦ノ斥候處トホミガヨリ望ム海上ノ路程  
午未ノ方

伊吹嶋ニ四里半、伊豫國川ノ江ニ八里、

未ノ方

股嶋ニ五里圓上島ニ四里半、

申ノ方

伊豫國西條二十里、同沖島江ノ島等ニ八里、

酉ノ方

同弓削島二十里、百貫島二十里、安藝國隱島二十二里、アラキ瀬戸二十一里、備後國田島ニ九里、

戌ノ方

鞆津仙水ニ七里、走リ島ニ五里、宇治島ニ四里、

亥ノ方

備中國六島ニ二里半、備後國福山二十里、

子ノ方

備中國北木島ニ四里、眞鍋島ニ三里半、玉島ニ十里、



丑ノ方

佐柳島ニ三里、手島ニ四里、廣島ニ四里、二表島ニ一里半、

寅ノ方

高見島ニ四里、槌ノ戸ニ十里、小豆島ニ十七里、粟島ニ一里、乃生崎ニ九里、

卯ノ方

多度津ニ四里、飯ノ山ニ七里、

辰ノ方

象頭山ニ七里、紫雲出ニ三十町、

己ノ方

城ガ峰ニ十一町、

### 西讃府志卷之二(終)

### 西讃府志卷之三

#### ○風俗 (附祥異)

福鍋

年毎ノ元日ヨリ三日、アルハ七日ノ間、家ノ神ヲ祭ルニ、茱萸ノ木ニテ自在ヲ作り、爐ニ福鍋トテ土鍋ヲツリ、飯ヲ炊テ神ニ供へ、其飯ヲ大福トイヒテ湯ヲ涌シ引茶ヲ入レ、茶釜モチ立テ家内打イハフ、昔ハナベテ皆カクセシト聞ユルヲ、今ハ絶テセヌ家モ處々ニ多シ、又比地大村アタリノ村人ハ、元日ニ餅ヲ、搗テ、年神ヲ祭り、コノ餅其日ニハ食ハズ、其日ハ團子ヲ作り、又青大豆ノ粉ヲ水ニテ鍊リ、竹ノ筒ニ入レ、ソヲツキヌキテ水ニテ煮ル、是ヲ突豆腐トイフ、サテ彼團子突豆腐ニ、大根芋昆布ナド入レ例ノ福鍋ニテ、一ツニ煮テ神ニ奉リ、其餘ヲ打イハヒテ食フ、又處ニヨリテハ元日ニ新キ藁蕨ヲ表ノ戸口ニ垂ル家モアリ、又門松ヲ立ルハナヘテ同シサマナルニ、土居村ニ限り松ノ



破魔弓 胡鬼板

皮付タル丸木ヲ柱ニシテ、小松ヲ結付、竹ト葎トチ添テ立ルト云、  
男子生レタル家ニハ、年ノ始ニ破魔弓トテ長サ一尺餘リノ飾弓ヲ板ニ付タルヲ飾リ、女  
子ナルハ羽根板トテ、長サ一尺五寸バカリ幅四五寸ナル板ノ柄付タルニ、玉トテ木モクロ子  
ニ鳥ノ羽ヲサシタルヲ添テ、飾ルナリ、イツレモ其家ニ親キ人ヨリ、年ノ内ニ贈リ來ル、  
故ニ富ル家ニハ數イト多シ、サテ羽根板ハ其子五六歳ニナレバ、玉ヲ板ニテツキテ、  
一ヨリ十マデノ數ヲカゾヘテ弄ブ、昔ハ板ノ厚キモテ作り、後其子ノ人ニユク時、コ  
ヲ以テ鹽ヲ作レリト云、

御門弓

室本アタリノ村ハ正月七口御門弓トテ、ツトメテ氏神ノ社ニ集リ、左右ニ方ヲワカチ、  
各一人ヅ、白張ヲ着テ、七矢半トテ左右互ニ一矢ヅ、放チテ、的ヲ射ル、合セ十五矢、  
射終リテ其神ニ供ヘマツリシ御飯ナドヲ、集ル人々ニ分ツ、尙コ、ノ外ニモ、浦邊ノ  
村ニハ此ワザスル處カタノアリ、其サマ聊ヅ、カハレリ、  
粥ツリ オノガクチャキ



正月十四日ノ夜貫錢針ゼニザス、アルハ黍ノカラモテ、家又農具ナド作り、舛ニイレテアタリノ  
ノ家毎ニ持ユキテ米ヲ乞フ、サテ得タル米ヲ其夜又ハ翌朝ナド粥ニ炊テ食フ、是ヲカ  
ユツリト云、又此日麥アルヒハ粃イナド熬リテ粉ヲ作り宅地ニ散ス、是ヲオノガクチャ  
キト云、

爆竹

正月十五日ニ、年ノ内ヨリ神棚ニ飾置タル注連繩ヲ燒フ、トンドト云、ナベテスルコ  
トナガラ城下ニハ、コレヲイミジウ東ネ飾リ、海邊ニ持行テ燒スナリ、家中ノ諸士、馬ニ  
乗テ馳マハルモアリ、見者市ヲナセリ、又是ヲ燒火ニテ餅ヲ燒テ喰ヘバ疫病ヲ免ルト  
テ、スルモノモアリ、

若菜迎 命乞一ニユス  
ヒモノ

大濱浦ノ里人、正月二日老タルモ少キモ、諸共ニ打群テ磯邊ニ遊ビ魚トル業ヲ始ム、是  
ヲ若菜迎ト云、又二月十六日浦人其組々ニテ、打集ヒ、小豆飯ニ、平一ツツ貳テ、三種ノ  
肴ニテ酒宴ス、是ヲユスヒモノ、又イノチコヒトモ云、

百手



百手ハ、朝廷ノ祈年祭<sup>トシゴヒ</sup>ニ習ヒテ、イツモ二月ノ中ニ執行フナリ、里人其處ノ氏神ノ社、又ハ其年ノ頭家ナドニ打集ヒ、膳ヲ調ヘ宴ヲ設ク、此日ハ飯ヲ強ルコト殊ニ甚シ、處ニヨリテハ各前ニ陣タル器ニ悉ク飯ヲ盛り、ソヲ喰盡サレバ、歸サヌモアリ、笠岡村ナドニハ此日釀ス酒白酒五石、甘酒一石五斗、飯ニ炊ク米三石、御供ノ餅三斗、秋ノ祭リニモ又カクスルトイヘリ、昔ハナベテ村々ニセシコトナレド、今ハ形ノミ殘レルモアリ、又昔ノ姿ヲ失ハヌモアリ、三野豊田ナドノ郡ニハ大方秋ノ祭ニ異ナラズ、中ニモ大濱浦ニハ、明應元年ニ記セル定書ヲ傳ヘテ、今モ其如クスルトイヘリ、外ナルモ准ヘテ知シ爲ニ、今彼村ニスル處ヲコ、ニ載ス、イツモ二月朔日二日ヲ定リトシテ、先頭人トテ家筋ノ者七人アリ、年番<sup>トシガハリ</sup>ニ是ヲ勤ム、正月十一日卯ノ刻バカリニ社僧頭人村長船越ノ社ニ集ヒ、鬮ヲトリテ、頭ノ本ヲ定ム、サテ雜煮本膳ナド出シテウチ祝フ、是ヲ初ノ神事トス、十五日里人相集リ、彼頭人ノ所ニ、新ニ清ラナル小屋ヲ作り、藁薦ヲ以テ屋ヲ葺、土坐ニ敷板ヲ置、頭人齋ノ處トス、二十二日朝白酒ヲ釀ス、水ハ方位ヲ選テ用ユ、此日ヨリ頭人ハ朝毎ニ潮浴シテ身ヲ清メ火ヲモ別ニシテ喰フ、此日射場ヲ定メ卷藁ヲ作ル、此卷藁ノ中ニ五穀ヲ收ム、コハ二十八日ヲ限リテ海ヘ流スナリ、又此

日集ヘル頭人袴羽織ニテ頭名ノ家々ヲ廻ル、此時竿ノ梢<sup>サキ</sup>ニ味噌漉ヲ掛テ持行ナリ、二十九日丑ノ刻バカリ頭人相集ヒ頭家ニテ火合ノ祝ヒアリ、二月朔日早朝頭本ヘ社僧射手相集ヒ、辰刻バカリ、大的二枚小的一枚作ル、大的半作りカ、レル時、瓶ノ口開トテ盃ヲ出ス、肴ハ大根ヲ切、重箱ニ入タルナリ、是ヲ引付ノ肴ト云、盃終リテ彼のヲ作り終フ、大的大サ六尺二寸ナリ、夫ヨリ船越ノ社ニ詣テ、射場ニ向ヒ、弓ヲ射初ム、此日其射法ヲ教フル人アリ、コレヲ禰武利<sup>ムリ</sup>ノ衆ト云、午ノ刻バカリニ、船越ノ社ヘ頭家ヨリ、七度半ノ使アリ、サテ頭人ハ半途マデ出迎フ、社僧射手其外ノ人々皆船越ヨリ頭家ニ入ル、此時螺ヲ吹テ村人ヲ呼ブ、村人皆來リ集フ、時ニ本膳ヲ設テ集ヘル人ヲ饗ス、其夜亥ノ刻バカリ明日ノ祭ニ供フ餅ヲ搗ナリ、ソレ終リテ、射手ヘ引付ノ肴ニテ白酒ヲ出ス、夜ノ比ニ至リ、小餅五ツニ煮菜<sup>ニシ</sup>添出ス、是ニテ盃ヲ納ム、二日寅ノ刻バカリ、射手潮浴シ、衣服ヲ改メ頭家ニユク、社僧村長皆相集フ、辰刻バカリニ本膳マキル、サテ射手ノ者ニ箭掛ヲ引、膳終リテ、船越ニ至リ、射場ニ向ヒ大的小的千矢射ル、此時前年ノ頭人ヨリ、弓ノ酒肴トテ、三度出ス、サテ矢開ノ祝ヒトテ、又殊ニ重箱三ツニ肴入レ酒添ヘテイダス、終リテ頭家ニカヘリ、又濱ノ射場ニ行、前ノ如ク千矢射ル、酉ノ刻バカ



リ頭家ニカヘル、瓶底マキラセントテ、酒桶ニ梅ノ花挿タルモチイツ、形ノ如ク白酒ヲ  
 メグラスナリ、肴ハ海髪ト、秋豆ト酢味噌モテ和タルヲ、木皿ニ盛りテイダスナリ、此  
 時頭指トテ、明年ノ頭人ヲ定ムルナリ、頭人はヨリ明年ノ神事終ルマデ、喪ヲ予ヒ、病  
 ヲトハズ、重ク物忌謹ムナリ、此日船越ノ射場ニテ上箭下箭ノ改メアリテ番帳ニ記シ、  
 射手ノ姓名ヲ書テ、社頭ニ納ム、又村黒村ナル小岡荒神ニテ、百手ナスニ昔ヨリ弓ヲ射  
 ズ石ヲ擲テ矢ヲ發ツノ形ヲナス、相傳フ弓ヲ射ルトキハ赤牛アラハレ、其地ニ災アリト  
 云、

今按ニ南海治亂記ニ、生駒一正公ノ時佐藤掃部ノ願ニヨリ、郷士ドモ武具ヲ所持シ  
 武藝ヲ習フコトヲ許シ玉フ、是ヨリ村里ノ産社ニ百手ノ的ヲ射、流鏑馬ヲ走ラシテ  
 神事ヲナスコトヲ始ムトアリ、サレドコ、ニ明應元年ヨリノ記録ヲ傳フトイヘレバ  
 尙イトフルクヨリ成來レルコトナリカシ、

燒米

春稻種ヲ下ス時水口祭トテ苗代ノ水口ニ保食神ノシムレ立、蒔餘リタル粃ヲ熬リ、ハタ  
 キテ供フ、是ヲ棚燒米ト云、ソノ餘リハ親キ家ニ贈リナドモスルナリ、又此日正月ニ

飾リタル門松ヲ蓄ヘ置テ雜炊ヲ煮ル家モアリ、

上巳

三月三日、女子ノアル家ニ雛ヲ祭り蓬ノ餅蛤ナド供ヘ、又潮干見ントテ、海邊ニ遊ビテ  
 興ズルモノアリ、又此日種ノ種ヲ晒ス家モアリ、

鯛網

三野豊田ナドノ浦邊、島々ナドニ網本アリテ、是ヲ下セリ、節分ヨリ五十日バカリヲ、  
 コレガ候トス、網ノ大小ニヨリ漁船水手等ノ多少各差アリ、サテ村君トテ網長アリテ、  
 潮ノ満干ヲ考ヘ、魚ノアル處ヲ窺ヒ、左右ニ麾ヲトリ彼ノ漁船ヲ指使フ、漁船コレガ  
 導クマ、ニ、アルヒハ聚リ、或ハ開キテ、網ヲ下ス、下シ終リテ一處ニ引寄セ溜網モテ濟  
 ヒトルナリ、大ニ得タル時ハ幾百千ト云數ヲシラズ、鱈ヲトルモ大カタ是ニヒトシ、  
 今按ニ和名鈔ニ漁父一云漁翁、無良岐美トアリ、サレバ村君ハ漁父ノ通稱ナルヲコ  
 、ニハ網長ニノミイヘリ、

泰平踏舞

毎年四月朔日、藩中ノ童男イドリ綠組、高砂組ト各方ヲ分チ、晒帷子ニ黒キ羽織ヲ着テ、刀ヲ



帯ビ天下泰平ト記シタル幟ヲ立テ、イツモ定リタル處ニ集ヒテ踊レリ、其手ブリ舊ク  
テミヤビタリ、何カ歌ウタヒテ、其末毎ニ、水も濁らぬ隅田川流れたえせぬ御代ぞめ  
でたき、ト云ヲ曲節トナセリ、サルニ其方ヲ分チシ後ハ、彼組ト此組ト互ニ見ルコト  
ヲモ制メテ其藝ヲ相競ヘリ、コレヨリ争ヒ起リテ、寶曆ノ比ヨリ廢ヌト云、

端午

五月五日、菖蒲ニ蓬ソヘテ屋ヲ葺、角黍又柏ノ餅、アルハ、菖蒲粉トテ新麥ヲ熬リテ粉ナ  
ド作り、又男子アル家ニ、幟ヲ立、武器ヲ飾ルナドイヅレノ國ニモ多クスルコトニテ、カ  
ハリタルコトナシ、此日牛ヲ畜ヘル家ニハ、鯖ヲ菖蒲ニテククリ、牛ノ角ニシバシノ間  
掛置、サテ牛ヲ御フ男ヲシテ、此鯖ヲ食ハシム、又室本村比地大村ナドノアタリニハ、牛  
畜ル家毎ニ麥藁モテ、牛ノ形ヲ作り、菖蒲ノ根ヲ角トシ、批把ノ葉ヲ耳トシテ野津古ノ  
祠ニ奉リ、牛ノ爲ニ災ヲ攘ハンコトヲ祈ル、

サイケ

サイケハ、サヒラキノコトニテ田ヲ始テウ、ル日ヲ云ナリ、三野豊田ナドノ郡ニハナ  
ベテ此日ヨリウエ終ルマデ、日々赤飯ヲ炊キ篩ニ盛りテ豎臼ニ供フ、サテ是ヲ食フニ

正月ニ用ヒタル手餘箸ヲ用ユ、又中姫村ノアタリニハ同ジ日田ウ、ル家ト、火ヲ相交ヘ  
ズ、田ニユクニ火手トテ藁モテ炬ヲ作りテ、モチユクナリ、コハ何ノ料ナルヤシラズ、  
或云煙草ノ火ナリ、コレモ外ノ田ウ、ル人ノ火ワツランコトヲ恐ルルナリ、又月水ノ  
障リナドアル女ハ、更ニ田ノ中ニ入レズ、

サムバヘヘチイノ如クモイヘリ

田ウエ終ル時ヲ云、東讚ニハサノボリトモ云、サイケサムバヘ、イヅレモ御酒ヲ宅神  
ニ供ヘ、家内打イハフ、ワキテサムバヘハ足洗トモイヒテ親シキ人ナド招テ會飲ス、

田歌

田ヲウ、ルニ三家五家相助ケテ多ク早乙女ヲ集ムルモアリ、又サナラヌモアレド、大  
カタノ家ニ五人七人バカリシテウ、ルナリ、サテ第一ノ人ヨリ歌ヲウタヒ出ス、次ナ  
ル人々是ニツラネ、イト聲ヲ長ク引テ同シコト、クリ返シナドモシテウタフナリ、歌ニ  
朝晝ニ後晩ナドノ差別アリ、其次第ノマ、ニウタフ、

朝はか

さむばへは、あらたな神ぞ、馬からおりて笠をどれ、あせまめがによいとでた、さむ



晝はか

やう笠きつれて、なつはいごうや、そうにや〜、いそ〜、にやそうにや、そこ通る女郎よ、きむのつまにや、なにやらふ〜けしぶみや、けぬきや、花やくれなるべにやらふ、ちばのだいこ、もみにもみ〜、

晝後

おく山の、黒木のしたから、もづがでたでエ、たで、ほろにや、やほろほ、くい〜ろうにやくいろいろにや、にし山の、草かり、くりの花がさいたかの〜さいたいの〜さいたいの〜、このそとふさも、さいたいの、

晩はか

日くれこそ、ぬのおりよけれ、なかたを〜に、ひぐちゆら〜

半夏生

秧ヲ移スニ、半夏生ヲ限リトス、是ヲ過レバ苗節立テ、秋ノ實ノリヨカラズ、此日田家オシナヘテ、一日休ヒ暇テ、鈍麩團子ナド作り食フ、

請取

六月朔日、明年厄ノ年ニ遇モノ、請取トテ神祭りナドシテ、ウチイハフ、サテ明年正月晦日厄祓ヒト云コトスルナリ、是等何國ニモスルコトトモ聞ユ、

夏祭

莊内ノ浦人、夏祭トテ六月中比、麥醴ムギサケヲ釀ツクリ處々ノ荒神ヲ祭り神樂ナド奏シ、サテ其年ノ頭人ヨリ、麥醴ヲ其處々ノ家毎ニ贈ル、

土用講

處ニヨリ、土用講トテ、六月ノ土用中ニ、村人其處ノ氏宮ニ集ヒ、春ノ百手ノ如ク、大ニ宴ヲ設ク、

牛養生

秧ヲ移スコトノ終リヌレバ、里人其處々ニ牛馬ヲ會メ血ヲ去リ、又灸ナドモスルナリ處ニヨリテハ、イツモ其場ノ定リタルモアルナリ、是ヲ牛養生ト云、

薬師會

出作村ノ人、イツモ六月十一日、薬師會トテ其處ノ薬師堂ニ詣テカヘリ、サテ家毎ニ親シキカギリヲ招テ、酒肉ナド設テ秋ノ祭ノ如クウチイハフ、



御前祭

六月十三日處ニヨリ其處ノ氏神ニ麥ヲ以テ參ル、祖先ノ靈ヲ祭ルト云、  
虫送

六月ノ中ニスルナリ、一村ノ人苗ノ虫付タルヲ拔トリ、處ノ氏神ノ社ニ打集ヒ、太鼓  
鉦螺ナド鳴シ、イツモ定リタル處アリテ、其處ニ送ル、其處ニモ又定リタル處マデ送  
ル、後遂ニ海ニ送り流ス、處ニヨリ扇ヲ以テ村中ノ田ヲアフギアリクモアリ、  
十七夜

六月十七日、田家今日マデ大カタ田畝ノ事仕終テ、半日ノ間休ヒ息ム、

乞巧奠

七月七日、手習フ子等牽牛織女ヲ祭ルトテ、色々ノ短冊ニ古歌ナドカキテ、是ヲ竹ノ  
枝ニ付テ、彼二星ニ手向ク、今ハ多ク六日ノ夜ナリ

中元

聖靈祭トテ、施餓鬼棚作り、蓮葉ニ團子盛り、粟飯ニ麻幹チカラノ箸ソヘテ供フ、コハ家毎  
ニハアラズ、セヌ家モ多カルナリ、燈籠ノ火ヲ手向、アルハ井川厠又墓ナドニテ松ヲタ

クハ、大カタ家毎ニスルワザ也、燈籠ハ新ニ死セル人アリテヨリ、三年ノ間ナリ、コハ  
七月晦日川又ハ海ナドニ流ス、

踏舞

續日本紀曰、養老元年秋九月戊申、行イデマシテ至近江國觀望淡海、山陰道以來、山陽道備後  
以來、南海道讚岐以來、諸國司等詣ニ行在所、奏風土歌舞、云々此文今流布ノ本ニハナシコ  
ハ福山志料ニ引タルヲトレ  
ルナ、古風土歌舞トイヘルハイカガアリケン、思フニ國毎ニカハリタル手ブリノアリ  
シナルベシ、今ハサル風雅キヤビタルワザハ絶テ聞エネド、尙今ノ手ブリノ夷ヒナビタルモ亦廢ベ  
カラズ、サテ今ノ世多クスルハ盆踊トテ七月十五日ヨリ廿日比マデ、カタ／＼ニテス  
ルナリ、處ニヨリテ其曲節フシノナラヒアリ、氏宮、アルハ寺又人家ニテモ場ノ廣キヲ選  
ビ、夕ユウ方ヨリ酒飯ナド設テ、里人老タルモ少キモ男女ヲイハズ、打集ヒテ踊ル也、  
先音頭出シノ人、傘モチテ高キ床ニ上リ音頭ヲ出ス、鼓鉦コレガ曲節ヲ助ク、サテ踏  
舞ノ人カノ床ノ下ヲメグリテ、音頭ノマ、ニ手ヲ拍テ踊ルナリ、

音頭

春は花見のさくら山、夏はすすしきあらし山、秋は高雄のもみぢ山、冬はいづこも







ヲ、女子ノ姿ニ作り、白キ麻衣ヲキセ赤キ帯ヲ結ビタレ、花笠ヲカヅケ、扇ヲモチタリ、又踊ノ歌ウタフ者四人、菅笠ヲキテ上下ツケタリ、又菅笠ノ縁ニ赤青ノ紙ヲ切テ付タルカヅキ、袴ヲツケ、木綿付タル柳持タル二人、又花笠キテ鼓笛鉦ナドナラス者各一人、サテ踊始ントスル時鬘ヲカヅキ纏ヲ掛、袴ヲ高クカ、ゲ、長刀持タルガ一人、シカシテ捧持タルガ一人、其場ニ進ミ出、互ニイヒケラク、しはらく、先以當年の雨乞諸願成就、氏子繁昌耕作一粒萬倍と振出す棒は、東に向てごうざんやしや、某が振長刀は南に向てごんだりやしや、今打す棒は西に向て大いとくやしや、又某か振長刀は北に向てこんごうやしや、中央大日、大小不動明王と打はらひ、二十五の作物、根は深く葉は廣く、穂ふれ、虫かれ、日損水損風損なきやう、善女龍王の御前にて、惡魔降伏切はらふ長刀は、柄は八尺、身は三尺、神の前にて振出は禮拜切、又佛の前はをがみ切、主の前は立ひざ切、木の葉の下はうすめ切、茶臼の上はまはし切、小づま取手はちがへ切、磯うつ波はまくり切、向敵はから竹割、逃る敵は腰のつがひを車切、打破りかけ廻り、西から東、北南くもでかくなは、十文字し、ふつしん、こらん入、飛鳥の手をくだき、打はらひ、天の八重雲、いづのちわき、利鎌を以て切はらひ、

今神國の政、東西南北と振棒は、陰陽の二柱五尺二寸ゑいやつと振出す、某つかふにあらねども、戸田は三ッ、打しげんはしんのき、とうぐん古流、五方の大事、表は十二裡ウラに取ても十二本、しばはらひ、腰車、みけん割、つく杖、打杖上段中段下段のかゝりは、鶴の一足、鯉の水ばなれ、夢の浮橋、三之口傳、四之大事、惡魔降伏しづめんが爲、大切の一踊ウラはや延引候へば、いざ長刀どの參うやつと」カクテ暫ク打合サマシテ退ク、歌謠フ者各其坐ニツクナリ、サテ下知ノイヘルハ、東西く先以當年旱魃ニ付、雨乞仕處、程なく御利生之御雨、瀧の水の如く、誠に五穀豐饒民安全四海泰平國土安穩、諸願成就之御禮として、善女龍王の御前にて、花の氏子笠をならべ鉦をならし、笛大鼓をしらべて、うしそろへ、目出たう一をどり始め申す、水をどり、ゆるりと、御見物頼み申す、サテ歌ウタフ者、歌書タル本ヲヒラキ、聲ヲソロヘテウタフ、例ノ下知進ミ出、團扇ヲヒラメシテ踊ル、踊子三人ヅ、二行ニ並ビ、下知ガ團扇ノマ、ニ扇ヲ打フリテ踊ル、鼓笛鉦ナド持タル、其カタヘ並立テ曲節ヲナス、其後ニ柳持タル人立テ其節毎ニヒイヨウナドイフ聲ヲ發テ、節ヲナスウタフ節ハ今ノ田歌ニイト似タリ、其初ナルヲ水踊、次ナルヲ四國、次ナルヲ綾子、次ナルヲ小鼓、次ナルヲ花籠、



次ナルヲ鳥籠、次ナルヲ邂逅、次ナルヲ六調子、次ナルヲ京絹、次ナルヲ鹽飽船、次ナルヲ忍、次ナルヲ歸、踊ナドト十二段ニワカテリ  
水をどり

さかひの町はひろひやうでせまひ、雨さへふればみのよかさよ、ヒヤ雨がふらふとまゝいのチしつほどぬれて、水かゝさア、こチちごチざれゝゝ、池田の町はひろひやうでせまひ、雨さへふればみのよかさよ、ヒヤ雨がふらふとまゝいのチしつほどぬれて水かゝさアこチちごチざれゝゝ、八坂の町はひろいやうでせまひ、雨さへふればみのよかさよ、ヒヤ雨がふらふとまゝいのチしつほどぬれて、水かゝさアこチちごチざれゝゝ、

四 國

四國、宮のみさきの、しほのはやさに沖こぐ舟は、にほひやア、やアつす、インヤにほひやア、つす、」四國阿波のなるとの、汐のはやさに、沖こぐ舟は、にほひやア、やアつす、インヤにほひやアつす、」四國土佐のみさきの、汐のはやさに、沖こぐ舟は、にほひやア、やアつす、インヤにほひやア、つす、

綾 子

戀をして、ヤア、くわんウわするは、おオやのヤア、しらすして、あんあの子は、いんいつも、ヤア、なつやしほするウんウナあらんヤなつやしほする、あんあじきなや、ひうやにゆやにやアラにやりうろゝゝ、」我戀は、ヤアゝ夕日にむかふヤア、沖の石、ふん文かアやさんされてヤア、ぬるゝゝ、そテてんエンアノヤあらむ、ぬるゝゝそテてへのあんあじきなや、ヒヤひうやにゆやにヤアラにヤやりうろゝゝ、我戀はア、ほんほそ谷川のア、丸木橋、ふんふみかアさんされてヤア、ぬるゝゝ、そでのあんあじきなや、ニヤひうやにゆやにヤアラにやりうろゝゝ、

小 鼓

君は、小つゝみ、わりやしらべ、インヤ 川をへだてゝ、戀をめす、ウんつれなの君の心にや、さてあめがふりさふらふ、」小馬にけられし道草も、インヤ 露に一夜の宿をかす、水にもまれし、うき草も、インヤ 螢に一夜の宿はかす、ウんつれなの君の心にや、さて雨かふりさふらふ、

花 籠



花籠に玉ふさいれて、もらさし、人にしらせ、しんもつがしんくのつむ、まへの花、はなつむまへの、ヒヤうきや戀かな、請傳ウケテなしや、うきや戀かな、たまらむ、はアどにかくに、「花かごにうきなをいれて、もらさし、人にしらせ、しんもつが、しんくのつむ、まへの花、花つむまへの花の、ヒヤうきや戀かな、請傳なし、うきや戀かなたまらぬ、ア、どにかくに、「花籠に我戀いれて、もらさし、人にしらせはアしんもつがしんくのつむ、前の花、花つむ前の、ヒヤうきや戀かな、請傳なしや、うきや戀かなたまらぬ、ア、どにかくに、

鳥籠

かこめせ、鳥かごのうづらの子の、おやのヒヤかアごの内での、うらみごと、ヒヤかアごがソレ、小かごて、のふさてあそはれぬ、ヒヤ、かごめせ、鳥籠の山がらのおやのヒヤ、かアごの内での、うらみごと、ヒヤ、かアごがソレ、それこかこて、のふさてあそはれぬ、「かこめせ、鳥かごの四十雀のおやの、ヒヤ、かアごの内での、うらみごと、ヒヤ、かアこか、小かごて、のふさて遊はれぬ、たまさか

おれは、思へどげにそなたても、いもの葉の露、ふウ、りしやりとイヤ、たまさかに来て、ねてうちおひて、もとの夜明の鐘かはや、なるどの鐘か、

六調子

ごとうしぐれ、雨ふらば、ア、ちよの涕と思召、ア、りん、りん、りん、りん、八坂は、七八坂、中の八坂は女郎戀し、雨もふり、水も出た、ア、渡りかねたは、横田川、ア、りん、りん、りん、りん、

京きぬ

おれは京小袖、色もよや、ア、もんから縫めもよふや、アウきよや、都戀しや、都の仕出たち、戀しや、アウきよや、おれは京さらさ、色もよや、ア、紋から縫目もよふや、アウきよや、都戀しや、ア、都の仕出たち、戀しや、アウきよや、おれは京かなこ、色もよや、アウもんから縫目もよふや、アウきよや、都戀し、都のしでたち戀しや、ソリヤきよや、ソリヤ、シヤン、



鹽飽船

しはくふねかよ、君まてば、梶をおさへてなのりあひつや、チャアにや茶屋やアにや、ア、に茶うろチにく、チャンく、チャ、」 堺ふねかよ、君待ば、梶をおさへて名乗あひつや、チャア、に、多度津舟かよ、君待は、梶をおさへて名乗あひつや、チャア、に茶屋や、アに茶うろチにく、チャンチャ、

しのひ

かんこ山なる藤の根も、インヤ本だちきられて、腹立やく、ア、に、しのひのをどりは、一をどり、リイ、く、リイ、チャンく、」 うらのゑのく、ゑの木には、インヤゑのみかならいで錢がなる、ウ、錢がなる、イヤ、しのひの踊は一をどり、リイ、チャンく、」 伊勢のやうだに、ふく笛は、イヤく聞えそろまへ、加茂川へ、インヤ加茂川へしのびのをどりは、一をどり、リイ、く、リイチャンくかへりをどり

おれがしゆどの、たけちなやく、ながるゝ水にも繪をかけど、ながるゝ水に繪をかゝば、あなたはそら夜の星をよめ、お庭をどりはいさをごろふ、チャンく、チャく

ヨイトモセく」 たそやおうらに竹きるはく、おれがどのごのうゑ竹をく、お庭をどりはいさをごろふ、インヤくく、ヨイトモセく」 おれがしゆどのたけちなやく、岩をはかまにたちぬへど、岩をはかまにたちねへば、あなたはこすなを糸によれ、お庭をどりはいさをごろふ、インヤくく、ひさしくをざれば花がちる、願成就なりや尤おもしろし、

豊後 小原木

大野村ノ人雨ヲ祈ルニ踊ヲナス、村人上組下組ト二ツニワカレ、上ナルヲ豊後、下ナルヲ小原木ト號ク、其サマ第一輪第二輪第三輪ト輪郭ヲ作り、第一輪ノ中ニ傘笠トテ大ナル傘ノ上ニ笠ヲ置、其笠ニ作り花ナド飾リタリ、是ヲ七八人シテモチタツ、初ノ一輪ニ花受トテ、七八歳童子凡四十人バカリ花笠ヲカヅキ、扇ヲモチサマ、糺ヒテ廻リ立、其外ノ第二輪ニ小踊トテ十二歳ヨリ十五六歳バカリノ童子、麻衣ノ振袖ヲ着女帯ヲ結ビ垂、菅笠ノ簷ニ赤キ絹ツケタルヲカヅキテ、扇ヲモテル四十人バカリ廻リ立、其外ノ第三輪ニ警護トテ廿歳ヨリ三十歳バカリナル男六七十バカリ、羽織ヲ着刀ヲ帯ビ大キナル團扇ヲ特テメグリ立、其第二輪ト第三輪トノ間ニ、太鼓打四人、鉦ウチ二人、



出音頭四人、付音頭四人居ルナリ、太鼓打鉦打共ニ陣笠ヲカヅキ、半臂ノ裾ニ鈴付タルヲ着テ草鞋ヲ穿脚絆テオヒヲ絆ヒ、太鼓ヲ胸ニ結付兩手ニ桴フチヲ持、歌ノ曲節ノマ、ニ其輪郭ヲ走り廻リツ、打鳴ス、音頭ハ大キナル團扇ニ金銀ノ紙ニテ縁トリタルヲ持テ、其カタヘニ並立、先出音頭ナルモノ初句ヲ謠ヒ出ス、付音頭第二句ヨリ聲ヲ合セテ共ニウタフ、サテ踊ヲ初メントスル時、先番板トテ踏舞ノ次第書付タル板ヲ場ニ立、次ニ追拂ツイハラヒトテ長刀持タル男二人進ミ出テ、其場ヲ開ク、次ニ修験者三人入螺ヲ吹、花受小踊警護イヅレモ手引一人ツ、ソヒタリ、中ニモ花受ナルハ兜ヲカヅキ、上下ヲ着、團扇モチリ、此時手引ノ者先入りテ各其例ヲ定ム、踊終リテ終験者出螺ヲ吹テ退キ出ツ先八幡宮、次ニ榎盟、次ニ換醜ヨドシコ、次ニ役場、ト凡六處一日ニナスト云、

豊後踏舞

今までまらたが雨故か、しくれ故か、入イロやくざいざといろや、いのいぐち、あとなる若イ衆と、いそいでござれ、しら菅笠に露がおつ、皆一やうにおならびあふて、をどりてふりて、御目につかけよ、お中ならひがおもしろい、笠のにはひかこひとなるく、ぶんごのをどりは一をどり、」笠のしたから一目見た、一目見たさへ、お

もしろいく、」ホンヤぶんごのをどりはひとをどり、」西がくもれば雨となるく、み山しくれば、水となるく、ぶんごのをどりはひとをどり、

札所

こゝはごこく、音に聞えし小松尾寺へいざ立よりて札うたふ、ホンヤ 札所をどりは一をどりく、」こゝはごこく、音に聞えし琴引寺、いざ立よりて札をうたふ、ホンヤ 札所をどりは、一をどりく、」こゝはごこく、音に聞えし本山寺へいざ立よりて札をうたふ、ホンヤ 札所をどりは一をどり、

佐渡島

さど島の浦なる瀧の岩ざしは、齒口そろへて、あら見事く、ホンヤ さどしまをどりは、一をどりく、」さどしまの、浦なる瀧の、柴垣は八處ゆひ立、あら見事く、ホンヤ 佐渡嶋をどりは、一をどりく、」佐渡嶋の浦なる瀧の魚見れば、鯉の魚かや、あら見事く、ホンヤ さどじまをどりは、一をどりく、

うらく

あれに見えしは、ごこ浦ぞ、音に聞えし堺か浦よ、堺か浦へおし寄て、ひイめがは



かを、つものふよ、いくさのはかを、つものふよ、あれに見えしは、どこ浦ぞ、音に聞えしさぬきの浦よ、さぬきのうらへ押よせて、ひいめがはかを、つものふよ、いくさのはかを、つものふよ、あれに見えしは、どこ浦ぞ、音に聞えし八嶋の浦よ、八嶋の浦におしよせて、ひいめがはかをつものふよ、いくさのはかをつものふよ、

み山そだち

み山そだちのはぎの子は、雨ふりかれば、露戀し、み山そだちの鶯は、雨ふりかれば、露戀し、

泉 水

おれは泉水、きくの花、本枝しをれてきよくもない、おごり、松に藤、よせてたくよに、おもへども、人の花から見れば、一、君故に、やはたやばせに、行かふして、月は伏見の、草まくら、泉水をどりは、一をどり

しのび

いとしのごか、しのひきたらは、間の障子をさらとわけ、おごりは、一をどり、いとしのごか、清水汲たらば、黄金のひしやくに黄金桶、岩なる下の底清水、忍ひのをどりは、一をどり、

天 竺

天竺の、をはごのかたから、八重細きぬか、おりてきた、これこむに染てたもれや、はりまの書寫の、おこうかけ、これこんに染りや、あすいがかたをば、何とおかこぞよ、かたすそに、しだれ少柳腰には、諸國のおから松、其から松の一の小枝に、性ある鳥が、お巢をくみ、其鳥がたつやたすに、しらげの米が、はら、天竺をどりは一をどり、そのばら、酒につくりて、これ姫御前おせち酒、姫君はいつもたべ、そめ姫君たもれ、いだひてねよ、姫君がぐわんせをさない、明年迄、得まつまい、天竺をどりはひとをどり、

小 笹



馬になりたや、足毛の小馬に、花のしんくが持こまに、ヒンヤ 小笹をどりは、ひとをどり／＼、」鎗になりたや、鳥毛の鎗に、花のしんくが持鎗に、ヒンヤ 小笹をどりは、一をどり、」弓になりたや、しらきの弓に、花のしんくが持弓に、ヒンヤ 小笹をどりは、一をどり／＼、」長生をどりは是迄と、ひさにをどれば、花かちる、

小原木踏舞

さん／＼と入らふよ、いのい口、入らふやれ、いこやれ、いのいぐち、いらふやれ、いこやれ、いのい口、跡ある若衆、いそいでござれ、白菅笠に露がうつ、中習ひがおもしろい、笠に木の葉がちりかゝる、ヒンヤしのびのをどりは、一をどり／＼、」八瀬や、小原の賤しきものは、沈香や麝香はもたねども、にほふてかゝるは、ばけものか、ヒンヤ 小原木買イ／＼黒木めつそいな、ヒンヤうろ／＼、」こゝなお坊主は、しやれたお坊主、疊しく間を待かねて、牛旁のはたけに、ねよとおしやる、牛旁は身のどく、袖の佛のみあかしと、ヒンヤ 小原木買イ／＼、黒木めつそいな、ヒンヤうろ／＼、」あさの中なる糸蓬、よれてかゝるは、ゑんで候ヲ戀しかるとき、たがひに、ひいつ引れつヒンヤ、小原木買イ／＼、黒木めつそいな、ヒンヤうろ／＼、

松原

松原の松の下から月見れば、しばしくもりて、又さゆる、ヒンヤ 松原をどりを、をどろふや／＼、」松原の、戀の玉づさ、おどしたよ、思へば内へおいてきた、ヒンヤ 松原の松の下では、あそはれぬ、松はさゝらめて遊はれぬ、ヒンヤ 松原をどりを、をどろふや、

うくひす

鶯が梅のふるきに、巢をくみて、花のちるのが、おもしろい、ヒンヤ 鶯をどりを、をどろふや、」鶯がこよみくばりて、山里へ、ふれる初聲、春の色、ヒンヤ 鶯をどりを、をどろふや、」鶯が、にほひうつりて、嬉しげに、梅の盛りを、とひをどる、ヒンヤ うくひすをどりを、をどろふや、

高岸

高岸の一本から松、さよだに、鳥に一夜の宿をかす、ヒンヤ 高きしをどりを、をどろふや、」高岸の、水にもまれし浮草さよだに、螢に一夜の宿をかす、ヒンヤ 高きしをどりを、をどろふや、



鐘卷

山伏か庄司か許にやどをどり、庄司が娘を見るにつけ、ヒンヤ 鐘巻をどりは、一をどり、ヒンヤ さてもおもしろや、我等か鏡は、いつ鏡、女の鏡はいなか、み、ヒンヤ 鐘巻をどりは、一をどり、ヒンヤ さてもおもしろや、我をいつ迄かけおくぞ、春はつれておかへるか、ヒンヤ 鐘巻をどりは、一をどり、

札所

あれに見えしは、ごこ寺ぞ、音に聞えし雲邊寺、いざ立よりて、札をうつ、ヒンヤ 札所をどりは、一をどり、ヒンヤ こゝはごこ寺、音に聞えし、小松尾寺、いざ立よりて、札をうつ、ヒンヤ 札所をどりは、一をどり、ヒンヤ あれに見えしは、ごこ寺ぞ、音に聞えし、琴引寺、いざ立よりて、札をうつ、ヒンヤ 札所をどりは、ひとをどり、

佐渡嶋

さどしまの浦の垣なる柴垣は、八所ゆひ立、あら見事、ヒンヤ さどしまをどりは、一をどり、ヒンヤ 佐渡嶋の、うらの瀧なる魚見れば、鯉の魚かや、あら見事、ヒンヤ さどしまをどりは、一をどり、ヒンヤ さどしまの、うらの瀧なる、岩ざしは、齒口そろへ

て、あら見事、ヒンヤ さどしまをどりは、一をどり、

木藏

木藏花だんに、花うゑて、雨はふれ、ヒンヤ 風ふくな、ヒンヤ 木藏をどりは、一をどり、ヒンヤ 木藏ごのこそ、だてをめせ、花に紅に、手編笠、七九小竿で、鳥をさす、ヒンヤ 木藏をどりは、一をどり、ヒンヤ 木藏戀しや、池戀し、池の中なる草迄も、ヒンヤ 木藏をどりは、ひとをどり、ヒンヤ 久にをれば、花がちる、長生をどりは、これ迄ぞ

屋形雨花

姫濱和田ナドニモ雨乞ノ踏舞アリ、姫濱ナルヲ屋形トイヒ、和田ナルヲ雨花ト云、踊ノサマハカハリタルコトナケレド、歌ハ同ジカラズ、其サマ太鼓打八人、花笠ヲカツキ、太鼓ヲ胸ニ結付、テオヒ 鞆脚絆ヲナシ、鞋ヲ着テ輪ヲナシテ廻リ立、コレガ間ニ音頭ノ者數人交リ立テ、鼓ノ曲節ノマ、ニウタフ、サテ其外ノ廻リニ、編笠ヲカヅキタルガ、數十人メグリ立テ踊ル、其外ニ童子數十人、又編笠ヲキテメグリ踊ルナリ、

屋形踏舞



屋形をどりを、をごろふや、」屋形へ参りて、御門のかゝりを、見わたせば、御門柱は、眞木柱、けたはせんだん、たるきはけやき、尙も見事な、屋かたかゝりや、  
ア、タン／＼スツトコトコトシタン／＼」  
ア、タン／＼スツトコトコトウ／＼トウ／＼トウ」  
 屋かたへ参りて、御庭のかゝりを見わたせば、つると龜どが、晝寐して、黄金まさごがふりかゝる、尙も見事な、屋かたかゝりや、  
ア、云々」  
 屋かたへ参りて、廐のかゝりを見わたせば、七間廐に七匹たて、一の名馬は、どれ／＼ぞ、晝はかはらげ、夜は月かげ、尙も見事な、やかたかゝりや、  
ア、云々」  
 やかたをどりは、是迄ぞ、おやしきをどりを、をごろふや、」  
 こなたのやしきは、よいやしき、うしろに眞竹、しんだれ柳、まへには、泉水たかやぐら、」  
 長者どの、柳どり見れば、白銀のべて、手すきにかけ、黄金の柳でよみはかる、  
急タン／＼緩タン／＼」  
スツトコスツトコ」  
スツトコスツトコ」  
 若殿さまの、世のはじまりは、御馬も参る、御鷹も参る、皆國／＼から使者参る、  
ドンドコドンドン」  
 おやしきおどりは、これ迄ぞ、四季のをどりを、をごろふや、」  
 いつよりも、春の夜は鳥の聲にねいられぬ、たまさかの君なれば、名残をしめ、こよひはよりそふておよやれ、およる中にも、口舌がござる、思案すれば、おもしろい、」  
 いつよりも、夏

の夜は虫の聲で寝いられぬ、たまさかの君なれば、名残をしめ、今宵はよりそふておよやれ、およる中にも、口舌がござる、しあんをすれば、おもしろい、」  
 いつよりも、秋の夜は、鹿の聲で寝いられぬ、たまさかの君なれば、名残をしめ、こよひはよりそふておよやれ、およる中にも、口舌がござる、思案すれば、おもしろい、」  
 いつよりも、冬

の夜は、あられふりて寝いられぬ、たまさかの君なれば、名残をしめ、こよひはよりそふておよやれ、およる中にも、口舌がござる、思案すれば、おもしろい、」  
 四季のをどりは、これ迄ぞ、しのびをどりを、をごろふや、」  
 しのび得たとして、またくなよ、おれも大事な身もち、忍ひのをどりは、一をどり、」  
 いとしどのが、忍ひこば、あひの障子をさらとあけウ、にくひとのが、忍ひこまば、あ間の障子をはたとたて、忍ひのをどりは、一をどり、」  
 都のどのが忍ひこまば、あひの障子をさらとあけウ、あなかのどのが忍ひこまば、間の障子をはたとたてウ、忍ひのをどりは、ひとをどり、」  
 しのびをどりは、是迄ぞ、小うたをどりををごろふや、」  
 あたらしをけで、あたらしひしやく、櫻の下の清水くめば、いかなる人も袖をひく、」  
 戀しき人は、あの山陰に、おじやる子、ハア／＼あの山陰に、おじやる



人は、「戀しといふたら、かならずものか、あの山寺の鐘のこゑ、」戀しといふたら、かならずものか、あの山寺に、おじやる、あの山寺の、鐘のこゑ、」小歌をどりは、是迄ぞ、豊後をどり、をどろふや、豊後の國の、ならひには、女郎や、」で、おびをどく、ぶんごをどりは、一をどり、」豊後の國のならひには、笠にはひが、おきやきやるな、ぶんごのをどりは、一をどり、」しづかにおよられ、旅のどの、みたれくるまの輪の如く、ぶんごのをどりは、一をどり、」ぶんごをどりは是迄ぞ、丹後をどりを、をどろふや、

丹後但馬の鷹で候、とんできたぞよ、つま故に、よかるぬのなら、ひろやびき、紅でくゞして、朱でどめて、このご待夜のちから帯、うれしはづかし、もこがきた、でそとたちよやれ、お茶なりと、お茶がいやなら、お酒なりと、「いとこのごが、水くめば、こがねひしやくに、こかねをけ、岩の下なる底しみづ、にくひこのごが、水くめば、やぶれひしやくに、破れをけ、岩のうへなる、ひなた水、」たんごのをどりは是迄ぞ、戀草をどりを、をどろふや、

戀草の、ウン、戀草の、ウン、こゝはもゝ、こゝはきり、ひさ、こゝはなさけの、かけどころ、ツン／＼、ニヤアシトコトツン／＼、ニヤアシトコトツンノトント、月はさま／＼、おほけれど、月はさま／＼、おほけれど、しなな月こそ、名所なれ、山はさま／＼、おほけれど／＼、男山こそ名所なれ、男山こそ名所なれ、

戀草をどりは、是までぞ、くすの葉、をどりを、をどろふや、葛のうら葉か、わか戀か、ウン、わけて思は、空を見よ、そらの里さへばけ／＼、ヒユヤニ。ユヤニ。ヤルロ。ヒユヤニ。ユヤニ。ツ、しのででるまの、玉章を見れば、思ひが尙ど、ルロ。ハリヤリヤ。ニヤルロ。オニヤオニヤ。まざる、ヒユヤニユヤニユヤニヤルロ。ヒユヤニツル、くすの葉をどりは、是迄ぞ、

雨花 踏舞

高薄山に、ふる白雨は、あらふる／＼、笠の雨のおもさや、雨ばなをどりは、一をどり／＼、」大谷山にふるしらさめは、あらふる／＼、笠の雨のおもさや、雨花をどりは、一をどり／＼、」伊吹の嶋にふるしらさめは、あらふる／＼、笠の雨のおもさや、雨はなをどりは、一をどり／＼、」御寺の山に、ふるしらさめは、あらふる／＼、笠のおもさや、雨花をどりは、一をどり／＼、

屋 形



やかたへ参りて、御門のかゝりを、見てあれば、御門柱は、真木柱、けたはせんた  
 ん、たる木はけやき、とうち見えた、先ツは見事な、屋かたかゝり、やかたの  
 をごりは、一をどり、屋形へ参りて馬屋のかゝりを、見てあれば、七間馬屋  
 に、七疋たて、一の名馬はどれぞ、晝はひばり毛、よさは月かげ、やか  
 たのをごりは、ひとをどり、屋かたへ参りて、御庭のかゝりを、見てあれば、  
 鶴と龜とが、晝寝して、こがね真砂が、ふりかゝる、やかたのをごりは、一をどり

四季

東は春かよ、梅に櫻に、いはく鶯今を盛りよ、四季のをごりを、いざをどろふや  
 南は夏かよ、うの花、山には卯の花、ほととぎすのこゑ、  
 四季のをごりを、いざをどろふや、西は秋かよ、萩にをばなよ、鹿がこかれて  
 妻をよひ候、四季のをごりを、いざをどろふや、北は冬かよ、雪にあられ  
 よ、磯には千鳥か友をよひ候、四季のをごりを、いざをどろふや、

西行

西行法師の物語、聞につけても、なさはかけよ、かけよへおかきやれ、めされ、  
 花はちりても又もさく、人のわかきはかへらぬものを、そはおもへども、しんきや、  
 只我戀は、雲にかけはし、及ひない、小野小町の物語かや、聞につけてもなさは  
 かけよ、かけよへおかきやれ、めされ、花はちりても又もさく、人の若きは  
 かへらぬものを、そを思へども、しんきや、只我戀は、雲にかけはし及ひない、  
 和泉式部の物語かや、聞につけても、なさはかけよ、かけよへおかきやれ、めさ  
 れ、花はちりても、又も咲、人の若きは、かへらぬものを、そをおもへども、しん  
 きや、只我戀は、雲にかけ橋、及ひない、

薩摩

さつま小めろと、一夜だかれて、朝寝して、おきていのやれ、ぼしやと、さつ  
 まのをごりを、一をどり、さつま沖に、船こげは、跡からこめろが出てまね  
 く、ふねをもどしやれ、わがやどへ、さつまのをごりを、一をどり、さつま  
 をびてに、御茶ひけば、國の習ひか、おもしろや、さつまのをごりを、一  
 をどり、さつま小めろの聲は、お山、野ても山ても、お山とさつまの



をどりを、ひとをどりく、

雨降

あめかふるは、さんやつまを、しやんどかゝげて、すその千鳥かけ、御目にかきよ  
やさつ／＼のさ、せきのせんだの、おなさらば／＼や、」おれとそなたと、梅の木  
のすはひさ、ことしやならずとも、すゑが頼もし、さつさのさ／＼や、」山田彌十  
郎よ、いや小うたよに、お上づさ、一夜契りても、小うたならふや、さつさの／＼  
や、

塩飽

しわくふねかよ、君まつは、風をしつめてなのれやの、ム、くはら／＼おろ／＼、  
はらどゐする、誰がなさけぞ、村雨ひうらに、あらふおうらにある、」朧月夜の山  
のはに、ム、く一人ねた夜のつれなやの、ム、くはら／＼おろ／＼はらどゐす  
る、誰かなさけぞ、村雨ひうらに、あらふおうらにある、」旅でねた夜のあかつき  
は、ム、くはなれかたなのねはたやの、ム、くはら／＼おろおろ、はらどゐ  
する、誰がなさけぞ、村雨ひうらに、あらふおうらにある、

濃紅

こきくれなるを、たすきかけて、あたらし桶で、あたらし杓で、袖の木の下で、清  
水をくめば、いかなる人も、袖を引、」袖をば、りんと引れよと、まよ心はりん  
ど引れまい引れまい、戀しき人、山寺におじやる、戀しや、寺の鐘のこゑ／＼、」  
戀しといふたら、かなふず物か、あの山陰に、おじやる人は／＼、」戀しきど  
は、み山のおくに、かいかくれたよ、見たは弓のはず、はかり／＼、

どのご

いとしどのごの来る道は、かね燈籠八ツさげて、その光りてくるがよい／＼、ど  
のごのをどりを、一をどり／＼、」にくひとのごの来る道は、猿が酒盛り、しをれ  
がな、それに見られて、こぬがよい／＼、どのごのをどりは、一おどり、」いとし  
どのごの帯くけりや、じんや麝香をくけませて、腰のまはりを、匂ふやう／＼、ど  
のごのをどりは、一をどり／＼、」憎ひとのごの帯くけりや、はみや蜈蚣ムカデをくけま  
せて、腰のまはりをさすがよい／＼、どのごのをどりは、一をどり／＼、

戀草



戀草のく、月はさまくおほけれども、しなの月こそ、名所なれく、戀草の山はさまざまおほけれど、しなが山こそ、名所なれ、戀草の橋はさまくおほけれど、しなか橋こそ名所なれ、戀草の、宿はさまくおほけれど、しなかやごこそ、名所なれ、

めでた

めでたや、春の初夢に、松うるて、まつの小枝に鷹するて、屋かたへ參らせと夢に見た、先はめてたやく、こなたの御ていを見てあれば、諸國のさむらひ集りて、弓きりほふ丁、歌連歌、たいこのがく、うつ人もある、御寺の御門の、檜皮ぶき、あらよいひはだや、八重檜皮、まきもせば、つた葉かはひかゝる、先はめてたやく、むかひの山に、松根はる、松は小い、松小がね松、黄金こなたの御室や、先はめてたやく、こなたの御庭はとくな庭、したれ柳が庭をはくく、先はめてたやく、

鷹

若殿様の其日の出立の奇麗さよ、上七段はしんくの糸、下六段はからの糸く、若

殿様の御鷹狩、大鷹小たかをすゑませて、きじやひばるを、けたてさせ、あらや見事の、御鷹狩く、おれは丹後の白ふの鷹よ、夜すゑだかやら、それて来た、いざあのかかをさしどめて、若殿様へあげまうそよく、若殿様の御鷹は、なにどつながせた、大たか小たかを入ませて、總くれなるの緒をもちて、ほこにつなひだ、あら見事く、

右ノ内、鷹ツナギノ歌ハ、願ナル時ウタフ、初願ヲカクル時ハ、省キテウタハズト云、

猪 駒

八月朔日、此日田實トテ男子ノアル家ニハ、米ノ粉ノ團子ニテ馬ヲ作りテ飾ル、是猪駒ト云、子生レテ初テナルハ、初馬トテ親キ人ナド招キ、宴ナド設ケテ祝フモアリ、又三野豊田ノアタリニハ、雛祭りスルモアリ、又丸龜アタリノ町人ハ、船ヲ作りテ飾ルモアルナリ、又奴隷ヲ養ヘル家ニハ、今日ヨリ夜作ヲナサシム、

左 義 長

室本村ノ人、八月十五日ノ朝、牛ヲ牽テ野津古ノ祠ニ詣テ、方三四尺ノ藁小屋ヲ作り、



火ヲカケテ是ヲ燒、ソヲ左義長ト云、サテ其燒タル灰ヲ紙ニ包ミテ持カヘリ、牛宮ノ口ニ納メ置、牛ノ病ヲ去ルト云、

松殿

三野豊田ノアタリ、村ニヨリ秋ノ祭りニ、其年ノ頭人祭ヨリ六七日前ツカタ、淨地ヲ撰ビ、松殿トテ、枝七車ナル松ノ木ヲ立、前ニ棚ヲ設ケ、幣帛ヲ立、神靈ヲ齋ヒ祭り、神酒神供ナド奉リ、頭人ノモノ打集ヒテ是ヲ祭り、終リテ宴ヲナス、注連下トモイヘリ、

馬士謠

萩原中姫ナドノ村人、八月ノ祭りニ、駄荷ヲ飾リタル馬ヲ引テ、神輿ニ從フ、サテ馬士謠トテ昔ヨリ謠ヒ來レリ、曲節モ定リアリテ、くりあげ、六藏ナドイヘル名アリ、にごらすくやア、ですいらすく、こちたけエ、やうなく、こみぞやうなく、わしはゆく、さつまのかたへ、跡へ花おく、えだをるな、墨と筆とを、しゆんだアるなかアを、たれかよこやを、うらめしや、かす毛駒おふて、六藏はこんか、六藏こそくれ、鈴鹿の坂を、

一ツ物

琴彈八幡宮ノ祭りニ、サルベキ童子ヲ選ビ、祭りノ前ツ方ヨリ、重ク齋ナサシメ、祭ノ日鳥ノ尾サシタル笠ヲキセ、コレガ額ト、笠トニ八ノ字ヲ書、馬ニ乗テ神輿ノ前ニタ、シム、是ヲ一ツ物ト云、又笠岡村ノ祭りニ、村人五郎八ト云者、其家ノ異ノ方ニ廣サ三間長サ五間バカリノ堀アリ、其中ニ塚アリ、其塚ニ生タル茅ヲ、一ツ物トテ持來リテ神輿ニ從フ、又熊岡八幡宮ノ祭りニモ、彼五郎八是ヲ持行ト云、

獅子

八月九月ノ頃、村々ノ祭りニ獅子ノ舞トテ、狻猊ノ頭ヲ作り、是ニ衣ヲ付、前後二人彼衣ヲカヅキテ、舞ヲナス、太鼓笛鉦ナド鳴シ、其曲節ヲナセリ、凡太鼓ニ三人、笛鉦各一人ナリ、イヅレモ八歳ヨリ、十二三歳バカリノ童子ヲシテ是ヲ役メシム、コヲ祭り前十日バカリヨリ習ハシ、祭ノ日ハ、氏社ヲ始メ小祠ニ至ルマデ是ヲ奏ス、處ニヨリ其曲節聊ヅ、カハレリ、又河流ナド、テ、名モアルナリ、又城下ノ市人ハ、十二三歳ノ兒女三弦ヲ鼓テ、町ノ中ヲ何處トナク遊ビアリキテ、夜深ルマデヤマズ、又狂戲棚輿棚車ナドノ類ハ、諸國ニアルコトナガラ、コ、ニモ、處々ニアリ、



ヲカイレ

秋稻ヲ刈收メ終リシ日ヲ、ヲカ入レト云、保食神ヲカノカミノ入玉フナリトテ、小豆飯ヲ炊キ、樹ニ入レテ、宅神ニ供へ、家内打祝フ、

庭 舉

秋ノ粃スリ終タル日ヲ、庭舉ニハアゲト云、是亦ヲカ入レノ如クイハフナリ、

月 燒

節分ノ夜、擲シ豆ヲ月ノ數並テ、是ヲ火ノ上ニ置、其燒ヤウヲ見テ、一年ノ晴雨ウラノヲトフ、是ヲ月燒ト云、

餅 花

年ノ終リニ、餅ヲ作ルニ、餅花トテ、柳ノ枝ニ餅ヲ付テ庭ニ飾リ、又神ニモ供フルナリ、又志々島ニ限り、イカナル由ニヤ、昔ヨリイツモ餅ヲツクコトヲ得ズ、事アル時ハ外ヨリ求メ來ルト云、

白幣下シ

三野豊田アタリノ、村々家ニ旅行人アレバ、其處ノ祠官又ハ神子ナド招キテ、家ニ注

連ヲハヘテ、神祭リヲナス、是ヲ白幣下ハケオロシト云、

荒 神 講

組々ノ小祠ニ、御酒ヲ供へ、十家或ハ二十家相集ヒテ宴ヲナス、是ヲ荒神講ト云、穗初穂トテ、處ニヨリ春ノ百手ノ如ク、夏秋二度、麥稻ノ初穂ヲ氏神、又ハ宅神ナドニ奉リテ、宴ヲナス、

寄 講

是モ荒神講ノ如、十家二十家打集ヒ、年ニ幾度ト云定リアリテ、僧ヲ請テ佛ヲ供ス、是寄講ト云、

命 名

子ノ生レタル家ニ、アタリノ親キ者招キテ、名ヲ付ルニ團子ノ吸物ニテ、酒ヲ侷スム、アタリヨリモ、是ガ悦ビニ米ノ粉ヲ贈ルナリ、

熊野神祭

浦邊ノ里人、人死スレバ其家ノ庭ニテ、火ヲ改メ飯ヲ炊ギ、片木ヘキアルヒハ土器ナドニ盛リテ、熊野神ヲ祭ルトテ、是ヲ供フ、飯ヲ炊ニ暇アラヌ家ニハ、米ノ粉ニテ團子ヲ



作り、ソヲ煮ズシテ供ヘモスルナリ、  
藁ヲ結テ女ヲヨバフ

玉勝間思草ノ卷ニ曰、さぬきの國人、女をよはふに、藁を結ひておくるわざあり、此  
ことかの國にても、城下などいふやうの處の人はしらぬを、なべての處の里人どもは  
皆するなり、(イ圖)かくのごとく結びておくる、いなといふ返事には、(ロ圖)かくの  
ごとく引分てかへし、あはむといふ返事には、(ハ圖)かくのごとく結びめを中へ引よ  
せてかへすなり、もし萬葉集に玉梓といへるは、かゝることにはあらかじか、その世に、  
草の實の仁に玉づさといふが有も、件のわらの結ひさまに似たりと、かの國人山田六  
郎高村か許より、いひおこせたり、

祥異附

四足鶏

天智紀曰、讚岐國山田郡人家、有ニ鶏子四足者、云々

白燕

持統紀曰、詔ニ伊豫總領田中法麻呂等、曰讚岐國御城郡所獲白燕、宜ニ放養ニ焉、云々

二頭犢

日本後紀曰、弘仁九年七月乙酉、讚岐國多度郡、有ニ牛産ニ犢一身二頭ニ云々

二身八足兔

日本紀略曰、永觀元年十一月二十四日辛未、今日讚岐國進ニ上異兔解文國等、一頭有ニ

二身八足、云々 今按ニ國圖共ニ  
圖ノ字誤ナリ

産瓶

大日記曰、天德年中山田郡主、兵庫寮小海基治妾、孕而經ニ十五箇月、以産ニ石瓶、其  
長一肘、須臾自ニ瓶中ニ出ニ美男、云々

萬農池龍

今昔物語集曰、讚岐國に萬能池といふ、極めて大なる池あり、其池に住ける龍、日に  
あたらんと思ひけるにや、池より出て、人離れたる堤の邊に、小蛇の形にて蟠り居た  
りけり、其時に近江國比良山に住ける、天狗鴉の形として、其池の上を飛廻り、此小



蛇の蟠りてあるを見て、鵝返り下りて、搔抓て、遙に空に昇る、龍力強き物なれども、思かけざる程に、俄に抓まれぬれば、更に術盡て、たゞ抓れて行に、天狗小蛇を抓碎きて、喰はむとするに、龍も力強きに依て、心に任せて抓碎こと、能はずして、遙に本の栖の比良山へ持行て、狭き洞の動べくもあらぬ處に、うちこめ置つれば、龍は一滴の水もなければ、空を翔ることも、叶はず、破ワなくて只死なむことを待て居たり、さる程に彼天狗比叡山に行て、暇ヒマを伺ひ貴き僧を取むと思ひて、夜東塔の北谷にありける、高き木に居て伺ふ程に、其向に造り懸たる房あり其房にある僧、椽に出て小便をして、手洗はむか爲に、水瓶を持て、手を洗ひ居るに、此天狗木より飛來りて、僧を搔抓て、遙に比良の山の栖なる洞に行て、龍のある處に打おきつ、僧は水瓶を持ながら、我にもあらで居たり、今は限りと思ふほどに、天狗は僧を置て去りぬ、其時に暗き處に聲ありて、僧に問けらく、汝はこれ誰人ぞ、何處より來ぞと問ふ、僧に對へけらく、我は比叡山の僧なり、手を洗はむ爲に、坊の椽に出たりけるを、天狗俄に抓み取て持來つるなり、然れば水瓶を持ながら來れるなり、抑かくいふは誰ぞといふに、答けらく我は讚岐國萬能池に住む龍なり、堤に這出たりしを天狗空より飛來て、俄に

抓みて此洞に持來れり、狭くてせむすべなく、一滴の水もなければ、空へも翔らずと云、僧云く此持たる水瓶に若一滴の水残りたらむといへば、龍是を聞て喜て云、此處にして日來經て、既に命終りなむとするに、幸に來會し給ひて、互に命を助くること得べし、若一滴の水あらば、汝を本の栖に持至るべしといふ、僧又喜て水瓶を傾て、龍に授くる、一滴許の水を受つ、龍喜て僧に教へて云く、努ツ々怖るゝことなくして、目を塞きて我に、負れ給ふべし、此恩更に世々に忘れじといふ、爰に龍忽に小童の形と現して、僧を負て洞を蹶破りて出るほどに、雷イカツチナリカムトキ電カムトキ霹靂して空陰り、雨ふることに甚恠し、僧は身振ひ肝迷ひて、怖しとおもへども龍を睦ひ思ふが故に、念して負れ行程に、須臾に比叡山本の坊にいたる、僧を椽に置て龍は去りぬ、彼房の人々、常の霹靂カムトキして、房に落かゝるとおもふ程に、俄に坊の邊、暗夜の如くなりて、暫許ありて見れば、一夜俄に失せにし僧椽にあり、坊の人あやししく思ひて、問ふに事の有さまを、悉く語る、人皆聞て驚きあやかりける、其後に龍彼天狗の怨を報せん爲に、天狗を求むるに、京に知識を催す荒法師の形となりて、行けるを、龍降りて蹴殺してけり、然れば翼折たる屎鳶になむ、大路に踏れける、龍は僧の徳に依て命を存し、僧は龍の力に



依て山に返る、此も機縁なるべし、此事は彼僧の語り傳を、聞繼で語りつたへたるなり、

讚岐藥

大同類聚方ニ、讚岐ノ人、良ノ國待、傘嶽ニ詣テ異ナル人ニ遇ヌ、其人語りケラク、美多加良一味萬病ノ神物ナリ、最噎隔ヲ治ムノ妙ナリトテ、其方ヲ授テ少名彥命ノ遺法ナリトイヒテ去ル、國待朝廷ニ奏テ、御方ニ供フ、讚岐藥ト號ク、美多可良、十彥保止豆良、水煎服之云々、美多可良ハ石解、保止豆良ハ、百部根ナリ、

天狗遺方

寶永ノ比、此地中村ニ、三助ト云者アリ、屢天狗ニ使ハレシガ、年六十バカリノ時、病ヲ病テ死セントス、一日イツモ天狗ノ來玉フ處ニ往テ、逢マツラント待シ程ニ、ヤガテ來玉ヒテ、イヒケルハ、汝ガ命早限リナレド、日來ノ縁ニ今少シナガラヘサスベシ、云々ノ藥ヲ用ヒヨトテ、其方ヲ書テアタヘ、サテ今ヨリ三年ヲ經テ、某日死スベシ、ソレマデヲ一期ト思ヘトゾ教ヘケルニ、三助其藥ヲ調ヘ、服シツルニ、八日メニ至リ、臍ヨリ蝶出デ飛去リヌ、病即治ユ、三助イト喜ビ、社ヲ作りテ、高戸ノ神ト齋

セテ、彼天狗ヲ祭リツルニ三年ノ後、某日ニ至リ、晝ノ程マデ惱ム氣色モナカリシカバ、彼イヒシコトヲモ疑ヒツルニ、タツカタニナリテ事モナフ死リケリ、女子一人アリ、彼傳ヘシ藥ヲ病ヲ患フル者ニ調ジテ、アタヘツルニ、驗多カリケリ、此女年老テ、家嗣者モナク、彼藥ノ方ヲ、里ノ祠官齋藤氏ニ傳フ、其方樟腦 枳棋 三稜 黃檗 右四味各等分ニシテ、酒醬油酢各五合入レテ、五日許リ漬シ置、是ヲ七日ノ間ニ服用ス、

粟井ノ榎

山崎公ノ時、粟井村ニ十兵衛ト云、里正アリ、大木ガ谷ト云處ニ、甚大キナル榎ノ木ノアリシヲ、官ニ申サズシテ、樵夫二人ニオフセテ、伐シツルニ、一日ノ中ニハ得キラズシテ、又ノ日往ケレバ、切ハフラシ、木ノ皮粉ナド、舊ノ如ク彼ノ木ニツキテアリシカバ、樵夫驚キイカセセント十兵衛ニイヒケレバ、其ハ其皮粉ナドアタリニトメズ、持歸レト教ヘテ、其言ノ如クナサシメ、遂ニキリハテシヲ、官聞シ玉ヒテ、十兵衛ヲ痛ク責メケレバ、是ハ樵夫ノ業ニコソトテ、彼二人ニ罪ヲオフセテ、遂ニ死刑ニアテ玉フ、其木ハ城内ニ取り玉ヒテ、門ニ造リ玉フ、世ノ人は榎木門ト云、其餘ノ



板ハ地藏院ノ南門ヲ作ル材トセリ、其後十兵衛ガ家ニ、屢怪異コト多カリキ、中ニモ其女ノアタリノ村ニ嫁ケルアリ、彼夫イカバシケン、異心アリト思ヒ、一夜一太刀ニ切殺シケリ、十兵衛思ヘルヤウハ、二人ノモノ、怨ニヤアラント、其二人西山神トゾ齋ヒテ祭リケル、二人ノ怨ナリヤ、榎ノ木ノ崇リナリヤ、アタリノ童謡ニ、  
 粟井榎の木、しませた十兵衛、さらす十兵衛、殺しはせひで、柞田喜十郎とあの次郎作と、咎もないのに、木のそらへ、

ト今尙ウタヘリトナム、喜十郎、次郎作ハ、樵夫二人ノ名ナリ、  
 一産六子

寶永二年二月、丸龜農人町ノ商夫茶屋茂右衛門ノ妻六子ヲ産リ、是月二十三日、寅ノ刻バカリ、女子ヲ産リ、廿四日亥刻、男子、廿六日未刻女子、其夜子刻男子、廿七日未刻女子、其夜子刻男子、スベテ六子ヲ産リ、サテ初メ生レツル二人ハ、故ナカリシガ、後四人ハ間モナウ死セリ、翌ル廿八日ニ至リ、胞二ツツマキテ下リ、其日ノ暮、又同ジウ續テ下リ、其夜半ノ比、又同シウ下リ、其跡ヨリ卵ノ如キ者三ツ下リシトナム、是ヲ市童等手鞠謡ニ作りテ、茂衛のおかゝが、お子さへ六人、玉子三ツですウと

んど、ト今尙謡ヘリ、

一産三子

積浦ノ農夫、權左衛門ノ妻幾利、文化十三年十月九日、一男ヲ産ミ、同十一日二女子ヲ産リ、麥三俵下シ賜フ、又文政四年五月二十七日、上櫛梨村藤藏ノ妻、波留一日ニ三男ヲ産リ、錢三貫文賜フ、

有足蛇

天保六年七月二十四日、岡本村歸來山ヨリ、長サ六尺許ノ蛇出、腹下兩足アリ形龍ノ足ノ如シ、里人相集リテ是ヲ殺ス、末卷ニ見ユ

西讃府志卷之三(終)



# 西讚府志卷之四

## ○名官一

### 國造

今按ニ國造ノ稱、神武紀ニ始テ見エテ、久爾乃美也都古ト訓リ、國ノ御臣ノ義ニテ、國ヲ領テ朝廷ニ仕マツルヲ云、古ヘ國ト云ハ、今ノ如ク一國ト定リタルヲイフニ非ズ、一郡バカリナルヲモイヒテ、領處ハ大ケクモ少クモ、國造トイヘリ、サテ此職ニ居ル者、皆神事ヲ執行フ業ヲモ兼タリシヲ、孝德帝ノ御世ニ至リ、專國司ヲ任セシヨリ、國造ハ神事ノミ掌テ、別ニ食封ヲ賜ヒシナリ、大化二年改新之詔ヲ宣玉フ條ニ、罷ニ昔在天皇等所立、子代之民、處々屯倉、及別、臣、連、伴造、國造、村首、所有部曲之民、處々田莊トアリ、サレド尙郡司ナドハ兼シメツラン、同條ニ郡司、並ニ取テ國造性識清廉、堪ニ時務者ハ爲ニ大領小領、云々トアリ、サルヲ、日本

後紀ニ、延曆十六載三月、勅昔者國造、郡領、職員有別、各守ニ其任、不ニ敢違越、慶雲三年以來、令ニ國造帶ニ郡領、寄ニ言神事、動廢ニ公務、雖ニ則有ニ闕怠、而不ニ加ニ刑罰、乃有ニ私門日益、不利ニ公家、民之父母還、爲ニ臣蠹、自今以後、宜ニ改ニ舊例、國造郡領、分ニ職任トシ之、ト見エタリ、コノ後ハ、專神事ヲノミ掌ヤウニナレリケン、類聚國史神祇部ニ、國造禰宜祝神宮司ト叙列タリ、サテ三代實錄ニ、孝德天皇世、國造ノ號、永從ニ停止、トアルハ、國務ヲトリシヲ、停止ラレシナルヲ、國造ノ號ヲ停止シカト、思ヒ誤リシナルベシ、サル故ハ、此號後ノ世ニモ殘レリケリ、本州國造ノ始ハ、神櫛王ニテ、コレヨリ先ニ、史ニ見エタルハ、三野物部、手置帆負命ノ裔ノミ、コハ稱號イカニ唱ヘケム、今考フベカラズ、故姑ク此編ノ首ニ載ス、

### 三野物部

舊事紀曰、讚岐三野物部、又生駒記ニ、三野四郎左衛門ガイヘルコトヲ、記セル條ニ、私遠祖ハ、神代ノ書ニ見エ候、三野物部ニテ代々讚州ニ采地仕、元曆ノ八島合戰ニモ兄弟五人、義經公ノ御陣ニ隨ヒ候ト云々、



手置帆負命孫

古語拾遺曰、手負帆負命之孫、造矛竿、其裔今分在讚岐國、毎年調庸之外、貢百竿、是其事等證也、

神櫛皇子

景行紀曰、妃五十河媛、生神櫛皇子、稻背入彥皇子、其兄神櫛皇子、是讚岐國造之祖也、相傳フ、景行天皇二十三年、南海ニ惡魚スミテ、コ、ノ海マデモ、通來ツ、高キ濤ヲ起シ、船ヲ沈メ、人ヲトリテ、船ノ往通絶テ、貢奉ルコトダニ難クナリヌルヲ、天皇聞シ玉ヒ、皇子等ニ討トレトオフセ玉ヒ、ヤガテ讚留靈王ト云ル皇子ニ、大伴健日連ト、吉備武彥トノ、二人ヲ副テ、土佐國ニ下シ玉フ、皇子國々ニ命セテ、彼魚ノ居ル處ヲ問ヒ索玉フニ、阿波ノ鳴門ニアリト申スヲ、彼處ハ濤風イトアラキニヨリ、サルベキ處ニ出ナバ、ト待ツ、一年過シ玉フ程ニ、明年三月讚岐國ヨリ、槌戶トイヘル處ニ、彼魚居レリト申シケレバ、ヤガテ土佐ヲ發駕シ玉ヒ、四月三日コノ國ニ入り玉ヒ、千餘ノ軍士アトモヒ、驅メグリ玉ヒシニ、五月五日彼魚ヲ得テ、ウチ玉フ、時ニ軍士アルハ吞レ、アルハ毒氣ニ觸ナドシテ、多ク死セリシカド、皇子ハ何事モ

ナウ、福江ト云浦ニテ討トリ玉ヒ、大伴健連日ト吉備武彥トヲ、都ニカヘシ、此由奏サシメ、城ヲ城山ニ築テ、遂ニコ、ニ留リ玉ヒ、仲哀天皇八年、年百二十ニシテ薨玉フ、其子孫、千摩命、能摩命、森葉麻命、小枝大別命、吉美大人、油良大人、坂根麿、笠麿、小櫛麿、海麿、渾津大人、ナド相續キテ、世々山田郡ヲ領玉フ、讚岐公、別、酒部ナドノ姓、皆此王ノ裔ニシテ、後ノ世ニ至リ、十河、植田、三谷、神内、ナドノ氏々モ、又其裔ナリト云、

コハ讚留靈公胤記、及諸家ニ傳フル系圖、ナドニ見エタルヲ、拾ヒテカク叙ツルナリ、サテ讚留靈王ノコトヲ、アルヒハ倭武命ノ御子ノコトトモナセルアリ、宣長モ古事記傳ニ、讚留靈記ヲ引テ、景行天皇二十二年、南海ニ惡き魚の大なるが住テ、往來の船をなやましけるを、倭建命の御子、此國に下り來テ、討平げ給ひて、やがて留まりて、國主となり給へる故に、讚留靈王と申奉る、これ綾氏、和氣氏、等の祖なり、と云ことを記したり、或は此を景行天皇の御子、神櫛王なりとも、又大碓命なりとも、云傳へたり、讚岐の國主の始は、倭建命の御子武卯王の由、古書に見えたらば、武卯王にてもあらむか、今とても國內に、變事あらむとは、此讚留



靈王の祠、必鳴動するなり、と近き比、彼國のことども、記せる物にいへり、今思ふに、讃岐の國造の始ならば、神櫛王なるべし、されども倭建命の御子といひ、また綾公、和氣の君の祖といへるは、武卯王と聞ゆるなり、さてさるれいと云は、いかなる由の稱にかあらむ、讃留靈とは、後の人の當たる、文字なるべし、トイヘリ、今按ニ景行天皇二十二年ニハ、倭建命御年十三ニナラセ玉ヘバ、カカル御子オハスベクモアラズ、又讃留靈王ハ、仲哀天皇八年、百二十歳或作二十五ニテ薨玉フトアレバ、景行天皇ノ五年ニ、生レ玉フニテ、二十二年ニハ、十八歳ニナラセ玉フベシ、又阿野郡陶村ノ讃留王ノ社、那珂郡與北村ノ讃王ノ社、イヅレモ神櫛皇子ヲ祭レリ、又城山、櫛梨等ノ神社モ此皇子ナリ、彼年紀ハ古ノコト故、誤リ傳ヘシニモアルベケレバ、證トハシ難ケレド、カタク思ヒメグラスニ、神櫛皇子ナルコトシルケレバ、今考ヘ定メテコ、ニ叙ツ、又宣長ガ綾公和氣君の祖といへるは、武卯王と聞ゆるなり、トイヘルモ、綾公ハサルコトナガラ、和氣ハ神櫛皇子ノ後ナリ、ソハ三代實録ニ、貞觀六年八月十七日辛未、右京人、散位從五位上讃岐朝臣高作、右大史正六位上讃岐朝臣時雄、右衛門少志正六位上讃岐朝臣時人等賜ニ姓和氣朝臣、其先出レ自

景行天皇皇子神櫛命也、ト見エタリ、又讃留靈記ニ、讃留靈公ノ裔ニ、酒部益甲黑麿トイヘル人アリテ、酒ヲ造リテ允恭天皇ニ奉リシコトナド載テ、アヤシキコトドモイヘリ、是モ彼記ニハ綾氏トアレド、酒部ハ神櫛皇子ノ子孫ニ賜ヘル姓ニテ、彼記ニイヘル由ニハアラズ、ソハ古事記ニ、神櫛王者、木國之酒部阿比古、宇陀酒部之祖ト見エ、又姓氏錄ニ、酒部公、讃岐公同祖、神櫛別命之後也、トモ見エ、又續日本紀五、又三十六、文德實錄八、ナドニモ此姓見エテ、皆此皇子ノ裔ト聞エタリ、因テ按フニ、酒ヲ古ヘ久志トモイヘレバ、神櫛ノ櫛ハ、酒ニヨレル御名ナルベシ、サテ神ハ例ノ尊稱ニテ、唯櫛王トイヘルナルベシ、サレバ讃留靈王トイヘルモ、靈王ハ久志乃美古、ト訓シナルベシ、讃留ハイマダ考ヘ得ネド、強テイハバ、留ハ奴ヨリ轉リタルニテ、讃岐ノ岐ヲ略キテ、シカ呼ナラヒシニヤ、トモオボシキナリ、

五十河彦命

舊事記曰、五十河彦命、讃岐直五十河別祖、又姓氏錄右京皇別ニ、讃岐公、大足彦忍代別天皇皇子、五十香足彦命之後也、

櫛見皇命



舊事記曰、櫛見皇命、讚岐國造祖、

大伴健日連公

三代實錄曰、貞觀三年十一月十一日、書博士正六位下佐伯直豐雄欸云、先祖大伴健日連公、景行天皇御世、隨倭武命、平定東國、功勳蓋世、賜讚岐國、以爲私宅、云々

武鼓王

景行紀曰、日本武尊妃、吉備武彥之女、穴戶媛、生武鼓王、與十城別王、其兄、武鼓王、是讚岐綾君之始祖也、綾氏系圖ニ武鼓王、爾彌麻命、奈鬼爾麻命、竈王、多富利大別命、日向王、多郡君、依志君、一曰意止、之古君、奴乎古君、大夫、堅石、大山麿、圓麿、石床、業長、藏拾、季世、百行、能臣、一作能呂、定時、貞清、行隆、貞宣、等世々相繼デ、綾郡ヲ領レリ、日向王ヨリ以來、綾ノ大領タリト云、

今按ニ天武紀ニ、綾君賜姓曰朝臣、ト見エ、續日本紀四十二、讚岐國阿野郡人、綾公菅麻呂等言、己等祖庚午年之後、至于己亥年、始蒙賜朝臣姓、是以和銅七年以往三比之籍、並記朝臣、而養老五年造籍之日、遠按庚午年籍、削除朝臣、

百姓之憂無過此甚、請據三比籍及舊位記、蒙賜朝臣姓許之、又續日本後紀十九ニ、讚岐國阿野郡人、綾公姑繼、綾公武主等改本居、貫附左京六條三坊、又靈異記ニ、讚岐國香川郡坂田里、有二富人、夫妻同姓綾君也、ナド見エタル、皆此王ノ裔ナルベシ、サテ武鼓、古事記ニ建員古ト作り、宣長曰、鼓は誤りなるべし、次に武卯王とも書るにて、穀なること著し、舊事記ニ別に、武養蠶命と云を舉たるも、別にはあらず、此御名の字異なるなり、さて穀字は、字書に卯甲、と注せる意を以て、加比古に用ひたるなり、名の義は卯或は蠶などに、由ありしかトイヘリ、

須賣保禮命

國造本紀曰、讚岐國、輕島豊明朝、景行帝兒、神櫛王三世孫、須賣保禮命、定賜國造、今按ニ鷓足郡勝浦村ニ、鷓足明神ノ祠アリ、神櫛王五世孫、篠目命ヲ祭ルトイヘリ、又那珂郡柞原村ニ、素戔權現ノ祠アリ、篠目命創テ、此祠ヲ立ト云ヒ傳フ、是モ此命ナドノ血脉ナルベシ、

鷺住王

履仲紀曰、六年二月癸丑朔、喚鯉魚磯別王之女、太姬郎姬、高鶴郎姬、納於后宮、



並爲<sup>レ</sup>嬪、於是<sup>ニ</sup>嬪恒歎之曰、悲哉吾兄王何處去、耶、天皇聞其歎而問之曰、汝何歎<sup>ナ</sup>息也、對曰、妾兄驚住王、爲人強力輕捷、由是獨馳<sup>ニ</sup>越八尋屋、而遊行既經多日不得<sup>ラ</sup>面言、故歎耳、天皇悅<sup>ニ</sup>其強力、以喚之<sup>ニ</sup>參來、亦重使而召猶不參來、恒居<sup>ニ</sup>住吉邑、自<sup>レ</sup>是以後廢不求、是讚岐國造、阿波國脚咋別、凡二族之始祖也、相傳<sup>フ</sup>此王、阿波ノ却昨ヨリ、鵜足郡富隈村ニ移リ居玉ヒ、遂ニコ、ニテ薨玉フ、飯山ニ葬ルト云、ト三代物語ニ見ユ、

星直

續日本紀曰、延曆十年、讚岐國寒川郡人、正六位上凡直千繼等言、千繼等先星直、譯語田朝廷御世、繼<sup>ニ</sup>國造之業、管<sup>ニ</sup>所部之界、於是因<sup>レ</sup>官命<sup>レ</sup>氏、賜<sup>ニ</sup>紗拔大押直之姓、而庚午之籍、改<sup>ニ</sup>大押字、仍注<sup>ニ</sup>凡直<sup>ニ</sup>是以星直之裔、或爲<sup>ニ</sup>讚岐直、或爲<sup>ニ</sup>凡直、方今聖朝仁均雲雨、惠及<sup>ニ</sup>昆虫、當<sup>ニ</sup>此明時、冀照<sup>ニ</sup>覆盆、請因<sup>ニ</sup>先祖之業、賜<sup>ニ</sup>讚岐之姓、勅千繼等戶二十烟依<sup>レ</sup>請賜<sup>レ</sup>之、

西讚府志卷之四(終)

西讚府志卷之五

○名官二

國司

今按<sup>ニ</sup>國司ノ稱、仁德紀ニ始テ見エテ、久爾乃美古止毛知ト訓リ、國ヲ領テ命令ヲ持行<sup>フ</sup>ヲ云、此後往々見ユ、サレバ此コロハヤク國造ノ外ニ、國司ヲモオカレシナルベシ、孝德紀大化元年八月ノ條ニ、拜<sup>ニ</sup>東國等國司、仍詔<sup>ニ</sup>國司等曰、隨<sup>ニ</sup>天神之所<sup>ニ</sup>奉寄、方今始將<sup>レ</sup>脩<sup>ニ</sup>萬國、凡國司所有公民、大小所領人衆、汝等之<sup>レ</sup>任、皆作<sup>ニ</sup>戶籍、云々ト見エタリ、此時ヨリ、際々シク、國毎ニ是ヲ置テ、介椽目ナド屬テ、專<sup>ラ</sup>國務ヲナサシメ、又郡ニハ大領少領ヲ置、西土ニイフ郡縣ノ制ヲ立ラレシナリ、交替ハ天平寶字七年ノ勅ニ、國司以<sup>ニ</sup>六年<sup>ニ</sup>爲限、每<sup>レ</sup>至<sup>ニ</sup>三年、遣<sup>ニ</sup>巡察使、檢<sup>ニ</sup>校能



否、舊制年限四年、今增加二年者、其成就治績、且省送故迎新之費也、ト見エタリ、サテ得ル處ノ祿ハ、職分田トテ、國ノ大上中下等ノ品ニヨリ多少アリ、本州ハ上國ナル故ニ、守ニ二町二反、介ニ二町、椽ニ一町六段、目ニ一町、郡司ハ大領ニ六町、少領ニ四町、主政主帳ニ各二町、ト田令ニ見ユ、又公廨田ノ分アリ、大上國ノ長官六分、次官四分、判官三分、主典二分、史生一分、ト延喜式ニ見エタリ、サテ讚岐國正稅公廨各三十五萬束、ト同書ニ見エテ、正稅ハ公ノ藏ニ納メ、公廨ハ見任ノ祿ニアツルナリ、サレバ三十五萬束ヲ、守ニ六分、二十一萬束、介ニ四分、五萬六千束、椽ニ三分、四萬二千束、目ニ二分、二萬二千束、史生ニ一分、一萬四千束、ワカチ給フルナリ、故ニ民部式ニ遙授國司、不<sub>レ</sub>給公廨田並事力、トアリ、遙授トハ、任ニユカズシテ、名ノミ其守ト呼テ、國務ヲ理ルナリ、故ニ俗ニ虛職トモイヘリ、サレド職分田ハ得サシムルナリ、文德實錄ニ名草宿禰豐成、承和十一年正月以<sub>ニ</sub>其老耆、遙授駿河介、以充教授之費、トアルニテシラル、又江家次第ニ、凡國司有遙授兼任受領等、守爲遙授、則權守必受領也、ト見エテ權守ヲシテ國務ヲトラシムルナリ、是モ當國ハ兼國ノ例ナリ、ソハ官職秘鈔ニ、權守ハ近江越前丹波播磨美作備前備中備後周防伊豫讚

岐、爲兼國、此外或爲宿官、爲他人兼國、又以別進成<sub>レ</sub>功者任<sub>レ</sub>之、ト見エタリ、カク孝德帝ノ御世ヨリ、サダカニ國司ハ定リツレド、日本紀ニ任官ノコト記サレバ、其時ヨリノ次第、今考ヘ得難シ、故ニ續日本紀ヨリコナタノ國史ニ、載スル處ヲ考ヘ合セテ、此ニ叙ツ、

大伴宿禰道足

續日本紀曰、和銅六年甲戌、讚岐守正五位下大伴宿禰道足等言、部下寒川郡物部亂等二十六人庚午以來、並貫良人云々、請從良色許之、

以下續日本紀、凡是ヨリ下、日本後紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄、公卿補任、等ノ諸書主ト引用ヒタレバ、以下某紀トシルシテ、中ニ他書ヲ引タルハ、各其書名ヲシルス、又第四ヨリ下ハ、諸書ヲ雜ヘヒケレバ、一々舉ルニ暇アラズ、

大神朝臣興志

同年八月、以<sub>ニ</sub>正五位下大伴宿禰、爲<sub>ニ</sub>彈正尹、從五位下大神朝臣興志爲<sub>ニ</sub>讚岐守、

平群朝臣豐麿

天平三年四月乙己、正五位下平群朝臣豐麿、爲<sub>ニ</sub>讚岐守、



村國連子老

同十三年五月丙子、讚岐介正六位上村國連子老、云々解却見任、

小治田朝臣廣千

同十五年六月、從五位下小治田朝臣廣千、爲讚岐守、

正四位下安宿王

天平勝寶七載、讚岐守正四位下安宿王、云々萬葉集卷二十二、讚岐守安宿王等云々、

從五位下奈賀王

天平寶字元年六月戊午、從五位下奈賀王、爲讚岐守、

大伴宿禰犬養

同六年冬十月甲寅、讚岐守從四位下大伴宿禰犬養卒、

百濟王敬福

天平神護二年六月壬子、刑部卿從三位百濟王敬福薨、其先者出自百濟國義慈王、云々

頻歷出雲讚岐伊豫守、

多治比真人土作

神護景雲二年、從四位下多治比真人土作、爲右京大夫、讚岐守、如故、

石川朝臣清麿

同三年五月丙子、從五位下石川朝臣清麿、爲讚岐介、

藤原朝臣長道

寶龜元年十二月丙辰、大判事從五位下藤原朝臣長道、爲兼讚岐員外介、

百濟王利善

同年七月丁未從五位下百濟王利善、爲讚岐員外介、

藤原朝臣楓麿

同二年五月己亥、從四位上藤原朝臣楓麿、爲兼讚岐守、

佐伯宿禰藤麿

同三年五月庚寅、從五位下佐伯宿禰藤麿、爲讚岐介、

石川朝臣諸足

同六年九月甲辰、從五位下石川朝臣諸足、爲讚岐介、

小屋縣主宮手



靈異記曰、田中眞廣忠女者、讚岐國美貴郡大領、外從六位上小屋縣主宮手之女也、云々、

藤原朝臣雄依

同九年二月辛己、從四位下藤原朝臣雄依、爲讚岐守、

從四位上壹志濃王

延曆元年閏正月庚子、左大舍人頭從四位上壹志濃王、爲兼讚岐守、

石川朝臣淨繼

同三年三月、從五位下石川淨繼、爲讚岐介、

紀朝臣繼成

同四年十月從五位下紀朝臣繼成、爲讚岐介、

內藏宿禰全成

同六年二月庚申、正五位下內藏宿禰全成、爲讚岐守、

百濟王敬德

同八年二月、從五位下百濟王敬德、爲讚岐介、

宗形王

同九年七月戊子、從五位上宗形王、爲讚岐守、

多朝臣入鹿

日本後紀曰、大同五年九月、參議從四位下多朝臣入鹿、解任左降爲讚岐權守、

以下日本後紀

原朝臣

弘仁二歲四月丁亥、從四位上讚岐守原朝臣、爲兼右京大夫、

清原真人夏野

同十一年正月甲申、從五位上讚岐守清原真人夏野、爲兼伯耆守、

讚岐守村田

大系圖ニ從五位上肥後讚岐守村田、云々

今按ニ大同弘仁ノコロノ人ナリ、

物部朝臣廣泉

天長四年、正五位下物部朝臣廣泉、爲讚岐椽、



高瀬王

同五年六月乙丑、讚岐權守從四位下高瀬王卒、

清原真人長谷

同六年、從四位下安藝守清原真人長谷、爲兼讚岐守

從四位下伴宿禰勝雄

類聚國史六十六ニ、天長七年、遷任右兵衛督兼讚岐權守、云々

藤原朝臣貞守

續日本後紀曰、天長八年、從五位上藤原朝臣貞守、爲兼讚岐守、同九年、爲春宮亮、讚岐守如故、云々

以下續日本後紀

藤原朝臣岳守

承和三年、從四位下藤原朝臣岳守、爲讚岐介

丹墀高王

同六年、讚岐權掾丹墀高王、云々

正躬王

同十二年正月、參議正四位上正躬王、爲兼讚岐守、

藤原朝臣長良

同十三年九月、藤原朝臣長良、爲兼讚岐守、

今按ニ良岑安世國守タリシ時、承和十三年寒川郡小倉寺ノ本堂僧坊ヲ建ルト彼寺ノ記ニ見ユレド、正躬王、長良等カクアレバ、疑ヒナキニアラズ、今ハトラズ、

安陪朝臣忠雄

同十五年正月、從五位下安陪朝臣忠雄、爲讚岐介、

菅原朝臣是善

嘉祥二年正月戊辰、從五位下菅原朝臣是善、爲兼讚岐權介、文章博士、東京學士如故、

長田王彈正大弼

同二年十一月壬子、左京人讚岐守從四位下長田王彈正大弼、賜姓清原真人、

源朝臣冷

同三年正月甲子、從四位上源朝臣冷、爲讚岐守



高公輔

元享釋書曰、讚州刺史高公輔、幼薙髮於慈覺之室、法名湛慶、有義學名、然倦戒檢反俗仕到子候牧、俗號高大夫、云々

今按ニ大日記ニ仁明帝ノ時ノ人トス、故ニ姑クコ、ニ載ス

橘朝臣常陰

文德實錄曰、嘉祥三年四月、從五位下橘朝臣常陰、爲讚岐介、同五月、從四位上源朝臣冷、爲讚岐守、

以下文德實錄

今按ニ冷讚岐守タルコト、前紀ニ既ニ見ユ、サルヲ爰ニ又出セルハ、前紀ナルハ、讚ノ字ノ上、兼、又岐ノ下ニ權字ナドアリシガ脱タルナルベシ、又仁壽三年七月庚寅朔、從四位上源朝臣冷、爲讚岐守トモ見エタリ、コ、ハ再任ナルベシ、

茂世王 弘宗王

仁壽二年正月壬午、從四位下茂世王、爲讚岐權介、二月乙丑、從五位上弘宗王、爲讚岐權守、

伴宿禰善男 紀朝臣有常

齋衡元年正月辛丑、參議從四位下伴宿禰善男、爲讚岐守、紀朝臣有常、爲讚岐介、

藤原朝臣岑主 丹墀真人弟梶

同三年正月丙辰、藤原朝臣岑主、爲讚岐權介、四月庚辰、從五位下丹墀真人弟梶、爲

讚岐權介、

源朝臣寬

天安元年正月正四位上源朝臣寬爲讚岐守

藤原朝臣良繩 紀朝臣夏井

三代實錄曰、天安二年正月己酉、從四位下藤原朝臣良繩、爲讚岐守、同十一月廿五日從五位上守右中辨、兼行式部少輔播磨介紀朝臣夏井、爲讚岐守、又貞觀八年九月二十一日、夏井記ニ土佐國ノ條ニ、夏井出爲讚岐守、改化大行、吏民安之、境內翕然不<sub>レ</sub>忍<sub>レ</sub>相欺、秩滿將<sub>レ</sub>歸、百姓相率詣<sub>レ</sub>闕、乞<sub>レ</sub>留、因<sub>レ</sub>斯更留二年、黎庶殷富倉廩充實、於是新造<sub>ニ</sub>大藏於國郡、總四十字、皆糙納以爲<sub>ニ</sub>不動之畜、及<sub>レ</sub>去吏民送<sub>レ</sub>別者贈遺甚多、夏井一無<sub>ニ</sub>取受、歸都之後、米穴玩好以送<sub>ニ</sub>某家、夏井留<sub>ニ</sub>紙筆<sub>ニ</sub>悉返<sub>ニ</sub>某餘<sub>ニ</sub>、云々



以下三代實錄

今按ニ貞觀六年正月ノ條ニモ、良繩讚岐守タルコト見ユ、コモ前後ニ脱字アルカ、又再任カ、但シソコニハ右衛門督トアリ、マタ類聚國史貞觀七年二月十七日ノ條ニハ、參議正四位下行右衛門督、兼讚岐守藤原朝臣良繩トアリ、

藤原朝臣貞高

貞觀二年正月十六日、從五位下藤原朝臣貞高、爲讚岐介、

源朝臣生 六人部愛成

同四年正月、大藏卿正四位下源朝臣生、爲讚岐權守、同五月十三日、讚岐少目從七位

上六人部愛成、云々賜善淵朝臣、

藤原朝臣弘經

同六年正月、授讚岐權掾藤原朝臣弘經從五位下、同六月云々、轉權介、又十五年紀ニ

讚岐介トアリ、

藤原朝臣有貞 藤原朝臣保則 當麻真人鴨繼

同八年正月、從四位下右近衛少將、兼讚岐權介藤原有貞、爲守、從四位下行式部少丞、

藤原朝臣保則爲權介、云々從五位上行主殿頭兼阿波介當麻真人鴨繼、爲讚岐權介、主殿頭如故、

今按ニ有貞ヲ守トシ、保則ヲ權介トストアレバ、讚岐守讚岐權介ト聞ユ、故ニ如此ツイデタリ、サレド引繼テ、鴨繼ヲ權介トストアレバ、有貞保則ナドノ處ニ、必脱字アルベシ、有貞權介ナルコト些シ、前ニモ見エタリ、保則ハ元慶六年正月ノ條ニ讚岐守藤原朝臣保則等並從四位下トアリ、

藤原朝臣家宗 藤原朝臣良世

同十四年六月、參議右大辨從四位上兼行讚岐守藤原朝臣家宗云々、八月二十五日、參議正四位下行皇太后宮大夫兼讚岐守藤原朝臣良世從三位云々、

都宿禰御首、占部連月雄、高向朝臣公輔

元慶元年正月、讚岐介都宿禰御首云々、同二月三日、前讚岐掾正八位下占部連月雄、爲存問渤海客使云々、散位從四位下高向朝臣公輔、元慶元年遷爲讚岐權守云々、

安部朝臣興行

同二年正月十一日、從五位上民部少輔安部朝臣興行爲讚岐介、



良岑朝臣晨直

同五年四月廿日、賀茂祭、內藏權頭從五位上兼讚岐介良岑朝臣晨直、奉承祝祠向社云々、

藤原朝臣高藤

同八年三月九日、從五位上守左近衛少將、藤原朝臣高藤爲讚岐介、少將如故、

平朝臣正範 菅原朝臣道真 高階真人忠岑 中原朝臣月雄

仁和二年正月、從四位下阿波權守平朝臣正範、爲讚岐權守、從五位上行式部少輔兼文章博士加賀權守菅原朝臣道真、爲讚岐守、同二月十一日辛未、從五位下內藏權助高階真人忠岑、爲讚岐權介、同六月十九日、從五位下行助教中原朝臣月雄、爲讚岐椽、助教如故、

從三位藤原時平 從四位上源湛

公卿補任曰、仁和五年正月十六日、時平兼讚岐守、湛兼讚岐介、

以下公卿補任

在原友干

寬平二年正月廿八日、讚岐權介、

正四位下藤原仲平

同五年正月十一日、兼讚岐權守、

源直 從四位下藤原兼茂

同九年六月十八日、直兼讚岐權守、同七月、兼茂讚岐椽、

從四位下藤原兼輔

同十年正月二十九日、讚岐權椽、

從四位上藤原枝良

昌泰二年正月十一日、兼讚岐守、大系圖曰、讚岐守侍從右馬頭右中辨大皇太后宮亮從

四位上參議枝良、

從四位下橘澄清

同四年四月二十九日、讚岐權介、

源昇

延喜五年、讚岐守、



從四位上藤原保忠

同十年正月十三日、兼讚岐守、

從四位下平伊望

同十二年正月十二日、讚岐權介、

從四位下小野好古

同年三月廿七日、讚岐權椽、天曆七年、讚岐權守、

從四位下藤原恒佐

同十三年四月十五日、兼讚岐權守、

藤原保忠

同十七年正月廿七日、兼讚岐權守、

正四位下源清蔭

同二十一年正月三十日、兼讚岐守、

藤原扶幹

延長二年二月朔日、兼讚岐權守

正四位下藤原玄上 從四位上源悅 正四位上藤原忠文

同三年正月卅日、玄上兼讚岐守、悅兼讚岐權守、忠文兼讚岐介、

從四位上源朝臣恒

朝野群載曰、延長三年十二月十四日、大政官符ニ、參議左大辨從四位上兼行讚岐權守

源朝臣恒云々、

今按ニ悦ト恒ト何レゾ、誤字ニテ同人ナランカ、未タ決<sup>サダメ</sup>カタシ、故ニ姑クコ、ニ載

ス、

從四位下藤原當幹

同六年、讚岐守、

從四位上藤原邦基

同七年正月二十九日、兼讚岐權守、

從四位下藤原實賴

承平二年三月十四日、讚岐守、

源是茂



同六年四月二十九日、兼讚岐守、

正四位下藤原元方

天慶三年五月十二日、讚岐權守、

藤原國風

扶桑略紀曰、天慶三年五月二十六日己未、讚岐阿波言、賊掠讚岐伊豫、焚備後舟、讚

岐介國風奔淡路、冬十月七日己亥、藤原國風歸讚岐、海陸追討純友、敗走太宰府、

從三位源高明

同九年三月十三日、讚岐守、

從四位上源正明

天曆元年正月卅日、讚岐守、

彥真宿禰

日本紀略曰、天曆元年十二月廿五日乙己、諸卿被定讚岐介彥真宿禰等云々、

從四位上源等

同二年正月晦日、讚岐守、

藤原朝忠 藤原有相

同十年正月廿七日、朝忠兼讚岐守、有相兼讚岐權守、

藤原元名

天德四年正月廿四日、兼讚岐守、

讚岐守師尙

大系圖ニ從五位下有貞ノ嫡孫、越後讚岐但馬權守中宮少進師尙、

今按ニ天德ノ比ノ人ナリ、

正三位源時中

應和二年正月廿二日、讚岐權介、天延二年十二月二十八日、讚岐權守、

藤原元輔

同四年正月二十三日、兼讚岐權守、

今按ニ藤原モシクハ、清原ノ誤リニヤ、

大江齊光

安和二年正月、讚岐權介、



藤原兼通

同三年二月廿五日、兼讚岐守、

正四位下藤原懷忠

天錄元年十二月廿五日讚岐權守、

藤原濟時

同二年正月二十九日、兼讚岐守、

正四位下藤原正光

天元三年正月廿七日、讚岐權守、

藤原佐理

同三年三月十七日、讚岐守、

從三位藤原道長

永觀三年正月廿七日、讚岐權守、

從四位下源俊賢

永延元年九月二十九日、讚岐介、

從三位源泰清

同二年正月廿九日、讚岐守、

大江清通

榮花物語初花ノ卷ニ、寛弘五年云々、讚岐守大江清通がむすめ云々、

高階真人成忠

日本紀略曰、正曆三年九月十七日丁未、改從二位讚岐權守高階真人成忠、姓爲朝臣、

依中宮外祖也、

正四位下藤原公任

長德二年正月廿日、讚岐守、

從三位永賴

大系圖ニ、美作尾張伊勢讚岐大和近江等ノ守、皇太后宮權大夫從三位永賴、

今按ニ寛弘ノ比ノ人ナリ、

從四位下藤原通任

長保元年正月、讚岐權守、



源濟次朝臣

日本紀略曰、長和四年三月十四日甲午、石清水臨時祭使、讚岐守源濟次朝臣、又寬仁元年八月二日、下卯今日中宮從讚岐守、濟政朝臣宅、遷御左大臣一條第、

今按ニ次政イヅレゾ、字ノ誤リニテ、同人ナルベシ、

正四位下藤原經輔

寬仁二年十二月、讚岐權守、

正四位下藤原資房

同三年十月十一日、讚岐權守、

正四位下藤原經通

同四年正月晦日、讚岐守、治安二年、讚岐權守、

藤原兼經

治安四年正月廿六日、兼讚岐守、

正四位下藤原資仲

長元六年十月、讚岐權守、

從二位藤原兼賴

同六年十月、讚岐權守、

源基平

永承六年、讚岐權守、

源經成

天喜四年、讚岐權守、

正四位下家經

大系圖ニ播磨讚岐伊豫權守、文章博士式部少輔正四位下左大辨家經、

今按ニ天喜ノ比ノ人ナリ、

從四位上藤原朝臣實範

朝野群載、康平四年條ニ、從四位上行文章博士兼讚岐介藤原朝臣實範、

藤原顯家

康平七年三月四日、兼讚岐權守、

從三位源資綱



治曆三年、讚岐權守、

正四位下藤原宗俊

同四年三月五日、兼讚岐權守、

從五位上源朝臣

朝野群載治曆四年十二月十六日條ニ、從五位上行少納言中宮佐讚岐介源朝臣、

正四位下兼房

大系圖ニ備中讚岐守、中宮亮左少將正四位下兼房、延久元年六月十六日卒、

從三位隆任

同書ニ正五位下宣孝ノ四男、伯耆越後伊豫讚岐播磨近江等ノ守、春宮亮大藏卿從三位隆任、

今按ニ延久ノ比ノ人ナリ、

高階泰仲

扶桑略紀曰、應德三年、九條以三南鳥羽山莊、新建後院、凡ト三百餘町ニ焉、云々讚岐守高階泰仲、依レ作御所、己蒙重任宣旨云々、百鍊鈔曰、寛治元年二月五日、上皇

遷御鳥羽離宮云々、讚岐守泰仲造進舍屋云々、

兼讚岐守藤原朝臣

朝野群載嘉保三年十月廿七日條ニ、彈正大弼兼讚岐守藤原朝臣、

藤原行家

元亨釋書曰、野州刺史高敦遠之妻藤氏者、讚州太守行家之女也、天永二年四十六云々、大系圖曰、讚岐守左近佐行家、

藤原家成

藤家系圖ニ、保安元年讚岐守ニ任ジ、同四年任滿、

正二位顯季

大系圖ニ讚岐安房丹波云々等ノ守、正二位顯季、

今按ニ保安ノ比ノ人ナリ、

讚岐守顯綱 讚岐守通俊

同書ニ正四位下讚岐守顯綱、文章博士從二位權中納言保實ノ子、讚岐守通俊、今按ニ以上、保安康和ノ人ナリ、



讃岐守經隆

同書ニ基隆三男、但馬出雲讃岐守經隆、

今按ニ久安ノ比ノ人ナリ、

源光明

武家評林ニ、光明乙葉讃岐守從五位下、

今按ニ保元ノ比ノ人ナリ、

藤原季賴

崇徳帝遷幸ノコトヲシルセルモノニ、國守藤原季賴云々、

從三位季行 左少將重行

大系圖ニ正四位下敦家孫、阿波因幡讃岐守右兵衛佐云々從三位季行、應保二年八月二十日薨、號ニ讃岐三位、長男讃岐守修理大夫正四位下左少將重行、又武家評林ニ崇徳院御味方、平馬助忠正ハ、讃岐守正盛ノ次男ナリ、新院遷幸讃岐事トアル中ニ、爲讃岐守、國司季行御舟并ニ武士兩三人ヲ設テ、草津ニテ御舟ニ乗セ奉ル云々、又清輔朝臣集ニ、讃岐國の海莊に、造内裏の公事あたりけるを、守重行朝臣は、したしかる

人なりければ、いひつかはしける、松山の、便りうれしき、浦風に、心をよせよ、あまの釣舟、

從四位下正盛

同書に但馬讃岐權守、右馬權頭右京大夫從四位下正盛、又武家評林ニ、正衡ノ子正盛、因幡守後讃岐守、又平家物語ふじ川の條ニ、さぬきの守、平の正もり、

讃岐守重秀

平家物語宇治行幸ノ條ニ、さぬきの守重ひで、

讃岐中將時實

同書平家山門へ、れむじよの條ニ、さぬきの中將ときざね云々、治承四年高倉院嚴島御幸記ニ、さぬきの中將時實などは、女房四五人ばかり、さがりがたき人ども參る、

正二位公實 正二位公明

大系圖ニ讃岐守民部卿按察使、正二位權中納言公實云々、公實孫、讃岐守、左大辨正二位大納言公明、

今按ニ公實ハ、正安ノ比ノ人ナリ、



俊綱朝臣

千載集ニ、俊綱朝臣さぬきの守にまかりける時、祝の心をよめる、藤原孝善、君が代に、くらべていはい、松山の、松の葉数は、すくなかりけり、又後拾遺集に、とし綱の朝臣の、さぬきあや川の千鳥をよみ侍りけるに、よめる、藤原孝善、霧はれぬ、あやの川邊に、なく千鳥、聲にや友の、ゆきかたをしる、

源光成

後拾遺集に、讃岐へまかりける人につかはしける、中納言定頼、松山の、松が浦風、吹よせば、ひろひてしのべ、戀わすれ貝、かへし、源光成、たぬより、しほりもあへぬ、衣手に、まだきなかけそ、松が浦浪、

讃岐守盛綱

武家評林ニ、養和元年三月十日、墨俟合戦ニ、平家大將重衡云々、高田讃岐守盛綱トアリ、

讃岐守維時

同書壽永二年三月、木曾冠者義仲追討ノ時、平家大將ニ、讃岐守維時ト云見ユ、

正五位下能保

大系圖ニ右大臣俊家公、五代ノ孫、能保承安三年從五位下、元暦元年六月五日、讃岐守、

西讃府志卷之五(終)



# 西讃府志卷之六

## ○名官三

### 守護之一

今按ニ、守護ハ猶昔ノ國司ニ異ナラヌヲ、後今ノ世ノ大名ノ如クナリシナリ、樵談治要ニ、諸國の國司は、一任四ヶ年に過ず、當時の守護職は、昔の國司に同じといへども、子々孫々につたへて、知行をいたすこと、春秋の時の十二諸侯、戰國の世の七雄に異ならず、所詮頼朝の大將白河院の勅定として、六十六ヶ國の總追捕使に補せられしより、己來守護職各々武將の代官を承るよしにて、當代にいたるまでも、其例を行る云々と見エタリ、今オモフニ後一條帝ノ比ヨリ諸國ノ莊園イト多クテ、皆領家ヲシテ是ヲ治シム、故ニ國司ノ治ル處漸少クナレルマ、ニ、國司多ク遙授トナレリシヲ源頼行朝家義經ヲ搜リ求ントテ、院ニ請奏テ、公廨莊園ヲ收メ、始テ守

護地頭等ノ職ヲ置テ、家臣ヲ以テ各是ヲ司ラシム、此時其身ハ相摸武藏伊豆駿河上總下總信濃越後豊後ナドノ九國ヲ領テ、諸國ノ守護地頭ハ悉ク家臣ニアタヘシ如ク聞ユルニ、公卿補任ニ、尙國司ノ任官ヲ載ラレ、又中將實雅朝臣ノ時、民部大夫行盛國務五ヶ條ヲ奉行セシコト、及頼家讃岐權介ニテ、近藤國平守護職タリシコトナド思フニ、遙授ナガラモ虚職ニハアラズ、應仁武鑑ニ、國司ハ租税より以下祭祀農桑を勸弊し守護は盜賊追捕鬭争の警衛を祇承す、國司は年限ありて去る、故に民に親しからず、守護は年限なし、或は其身を終り、又は子孫に傳ふ、故に國人と睦しく、恩威互に篤し、是國司の軽く守護の重き所以なり、又承久軍物語に文治元年に至て、平家の一類悉くうちなびかし、一天おだやかに治りしかば、帝忍いかむのあまりに、頼朝を六十六ヶ國の總追捕使に補せられけり、いにしへは國司領家といふばかりなりしを、此時に當て、國々に守護をおき、郡郷に地頭をすゑて、たえず兵糧米をあてとらるゝあひだ、國司は守護をそねみ、領家は地頭をあだと思ふ、ナドアルニテモシラレタリ、サテ地頭ハ守護ニ從ヘルヤウニ聞ユレド、サニアラズ、守護ト同ク一司ナリ、ソハ東鑑ニ頼家ノ病厚カリシトキ、政子ノハカラヒニテ、關西



三十八國ノ地頭ヲ割テ、千幡ニ傳ヘ、關東二十八國ノ地頭、天下ノ總守護ヲ一幡ニ傳ヘントシケルコトアリ、是ニテシラル、サレド地頭ノ領處ハ一郡、アルハ二郡、アルハ一郷ナドナルモアリ、建保六年二月廿四日新補地頭八人、進發伊豫國、每郡被補之ナドモ見ユ、サレバ守護ヨリ任ノ輕キ程ノコトナルベシ、故ニ今國司守護地頭、イヅレモ其次第ニ從ヒテ、コ、ニ載ス、

橋次公業

東鑑曰、元暦元年九月十九日乙巳、平氏一族去二月、被破攝津國一谷要害之後、至西海掠虜彼國、云々而爲攻襲之、被發遣軍兵訖、以橋次公業、爲一方先陣之間、着讚岐國、誘住人等、欲相具各令歸伏、搆運志於源家之輩、注出交名公業依執達之、有其沙汰、於今者彼國住人可隨公業下知、今日所被仰下也、云々

今按ニ新撰玉藻集ニ、橋右馬大夫公成、永暦元年讚岐目代タリシヨシ見エタリ、又水主神社ノコトカケルモノニ、刺史橋公成此神ヲ尊崇セシヨシシルセリ、公成ハ公業ナルベシ、又按ニ文治元年、法皇源行家ヲ四國ノ地頭ニ補ラレシコトアリ、サレ

ドコハ行家鎌倉ニ背キテ、法皇ニセマリシナレバ、コ、ニ載セズ、

佐々木盛綱

佐々木家系圖ニ元暦元年十二月、佐々木盛綱備前兒島ニテ、行盛ヲ討シ時、馬ニテ河水ヲ涉リタル功ニヨリ、同二十六日兒島地頭職、伊豫讚岐越後上野四國ノ守護ニ補セラレ、

中將實雅朝臣

東鑑曰、建久三年八月二十三日、中將實雅朝臣去月二十八日、兼國之間、今日有讚岐國、宜始例以先使雜色、書下國務五ヶ條、民部大夫行盛奉行之、

今按ニ實雅朝臣ハ守カ介カ詳ナラズ、守護ニテハアラザルベシ、民部大夫行盛ハ誠ノ民部大夫ナリヤ、民部大夫トハ民部亟ノ五位ナルヲ云、民部省ハ邦國土地ノ圖、戶口人民之數ヲ掌レバ、國務五ヶ條トアルモ、品ニヨリ、民部亟ノ奉行スベキコトモアルベケレド、此時天下ノ政皆鎌倉ヨリ處分シツレバ民部亟ノ奉行ストアルモ、覺束ナク聞ユ、サレド此コロ尙古ノ制カハリツキズシテ殘レルコト多ケレバ、民部亟ト見テ置ンモ妨ナカルベシ、又民部亟ナラヌ人ノ名ノミシカイヘルハ此時尙ナカ



源賴家

將軍家譜曰、建久九年正月任讃岐權介、公卿補任ニ兼讃岐權介トアリ、後藤左衛門尉基清 近藤國平

東鑑曰、建久九年三月五日、後藤左衛門尉基清、依有罪、被改讃岐守護職、被補近藤國平、

平親宗

大系圖ニ親宗ハ高棟王十一代孫讃岐守伯耆守云々正治元年七月十七日薨、立佐大臣

南海流浪記ニ承元三年隱岐院ノ御時立佐大臣當國司之間依院宣云々、北條泰時

武家評林曰、建保六年三月讃岐守ニ任ス、云々 足立木工助遠親

東鑑曰、嘉禎二年七月廿五日、石清水領讃州本山莊、被止足立木工助遠親知行地頭

職、一圓被付新宮、

長雄二郎左衛門

南海流浪記ニ仁治四年二月十三日國府ヲ立、讃岐ノ守護所、長雄二郎左衛門ノ許ニ至ル路間二里云々、十四日守護所ノ許ヨリ鶉足津ノ橋藤左衛門高能ト云御家人之許へ被預云々、

兼致朝臣

百鍊鈔曰、寛元元年十一月十八日日吉臨時祭使前讃岐守兼致朝臣云々、

三浦能登前司光村

東鑑曰、寛元四年三月十八日讃州御家人藤左衛門尉家資、搦進海賊事、彼國守護人三浦能登前司光村、代官注申之、間從六波羅鎌倉破報申、仍有沙汰神妙之趣殊及御感之由可仰含之旨、被仰六波羅、

藤原經光

公卿補任ニ寛元五年讃岐權守、

壹岐七郎左衛門尉時重

守護



東鑑曰、建長二年五月廿八日、讃岐國法勳寺地頭職壹岐七郎左衛門尉時重、令兼帶本補新補兩様之由、地頭雖申之無其理之間、於一方者可被停止、然者可爲木司跡歟、又可爲新補歟、隨望申可被仰下、可注申一方之旨、今日被仰下、

惟康親王

將軍家譜曰、建治二年正月將軍惟康親王、兼讃岐權守、

正四位下藤原公明

公卿補任ニ嘉元三年三月十六日、兼讃岐權守

以下公卿補任

從三位源行直

正和三年九月廿一日讃岐權守

從三位菅原公時

同五年正月十三日兼讃岐介、

從三位藤原行氏 藤原經定

元應二年二月六日行氏讃岐介、同九日經定讃岐權守、

從三位菅原在仲

同三年四月六日讃岐守、

源親賢

正中三年二月十九日兼讃岐守、

讃岐守貞氏 讃岐守忠圓

武家評林ニ元德二年ノ條ニ足利讃岐守忠圓云々、又尊氏ハ足利讃岐守貞氏ノ二男ナド

見ユ、

藤原良忠

元德三年讃岐權守、

從四位下源具貫

元弘二年正月十五日、兼讃岐權守、

讃岐守高景

大系圖ニ秋田城介時顯ノ嫡男讃岐守高景、



今按ニ元弘ノ比ノ人ナリ、

從三位藤原實長

康永三年正月十五日兼讚岐權守、

藤原實材

貞和四年三月廿日兼讚岐權守、同五年讚岐守、

藤原有範

同五年兼讚岐守、

藤原實時 藤原定宗

貞和六年三月廿五日實時兼讚岐介、同廿九日定宗兼讚岐權守、文和二年秩滿、

藤原宗雅

文和二年讚岐權守、

藤原爲明

延文三年三月三十日兼讚岐權守、

藤原實綱

貞治三年正月廿八日兼讚岐權守、

藤原資俊

至德四年讚岐權守、

卜部兼熙

明德三年三月廿六日兼讚岐權守、

藤原隆信

應永九年三月廿八日兼讚岐權守、

源信俊

同廿一年讚岐權守三月日辭、

藤原秀光

同三十三年三月廿九日兼讚岐守、

藤原基秀

武家評林ニ讚岐守山田郷地頭、

今按ニ此間ノ人ナリ

守護



讚岐守橋俊遠 讚岐守橋清信 讚岐守懷直 讚岐守頼弘 大嶋讚岐守義政 大嶋讚岐守  
 守之 仁木彈正少弼 讚岐守源頼勝 今川讚岐守氏兼  
 以上東鑑、武家評林、大系圖、太平記、足利武鑑等ノ諸書ニ散見ス、時代詳ナラズ、  
 今姑クコ、ニ載ス、

## 西讚府志卷之六(終)

## 西讚府志卷之七

### ○名官四

#### 守護之二

建武年中細川定禪舟木頼重ヲウチ、藤橋兩黨ヲ率テ京師ニ上リシ、是當國足利氏ニ  
 從ヒシ始ニテ其後細川頼之清氏ヲ討テ當國ヲ定メ、カネテ四國ヲ謚ム、時ニ其弟詮  
 春ヲ阿波國ニ置四國ヲ統治シム、世ニ是ヲ阿波屋形ト云其身ハ管領職ニテ京師ニア  
 リ、是ヲ上ノ屋形トイフ、詮春常ニ國ニアリテ四國ノ事皆其手ニ定ル、イハハ尙昔  
 ノ目代ノ如シ、ヨテ今此編ノ後ニ載ス、

#### 細川定禪

定禪少キ時髪ヲ落シ鎌倉若宮ノ別當タリ、律師ニ任ゼラレ郷律師ト稱ス、陸奥守義康  
 ノ裔ニテ小四郎頼貞ノ子ナリ、曾祖義季參河國細川ニ居レリ因テ氏トス、定禪兄顯氏



ト共ニ足利直義ニ從ヒ北條時行ヲ討テ是ヲ敗リ、後當國ニ來リ居ル、足利尊氏京師ヲ攻ルニ及テ使ヲ遣シ諸國ノ兵ヲ招ク定禪軍ヲ興シテ香川郡ニ入り、坂田ニ陣ヲトリ高松ノ城ヲ攻ム、城主舟木賴重國內ノ兵ヲ召ニ、皆定禪ノ味方ニ參リテ至ラス、建武二年十一月二十六日定禪三百餘騎ヲ率テ陣ヲ屋島ニ移シ、夜ニマギレテ其城ヲ襲ヒ大ニ戰テ是ヲ敗ル、賴重味方少クシテ拒コトヲ得ズ家子十四人郎等三十四人討死セシカバ京師ニ至リ其由ヲ告ケレド京師既ニ戰ノ衝トナレバセンズ逃レケリ、定禪遂ニ當國ヲ定メ阿波伊豫ナド服ハシメ京師ニゾ上リケル、延元二年從弟賴春ヲシテ四國ヲ統治シム後終ル處ヲシラズ、

今按ニ大系圖ニ賴貞賴春共ニ公賴ノ子ニシテ定禪ハ賴春ガ姪トセリ、今大日本史ニ引處ノ源氏系圖ニヨレリ、

刑部大輔賴春

初源九郎ト稱ス、刑部大輔タリ足利尊氏軍敗レテ築紫ニ走リシ時、兄和氏ト共ニ當國ニ來リ居ル、曆應元年讃岐守ニ任シ四國ノ大將ニ補セラル、同三年五月兵ヲ率テ伊豫ヲ伐テ是ヲ平ケ、遂ニ四國ヲ謚ム、文和二年二月廿七日和田楠等ト七條河原ニ戰ヒテ

討死ス、年五十四光勝院ト號ス、子賴之、

右馬頭賴之

初彌九郎ト稱ス、右馬頭タリ、後從四位上ニ叙シ、武藏守ニ任ズ、故ニ世呼テ管領武州ト稱ス、貞治元年細川清氏ガ阿野郡高屋城ニアルヲ其臣新開遠江守ト謀リテ攻滅シ遂ニ當國ニ留テ四國ヲ統治ム、事流寓ノ條ニ委シ同六年足利氏ノ執事タリ尋テ相摸守ニ轉ル、康曆元年將軍義滿賴之ガ威望ヲ妬ミ其職ヲサラシメントス、時ニ又是ヲ讒スル者アリ、遂ニ是ガ職ヲ罷メ讃岐ニカヘリ居ラシム、賴之讒者ノ退ケ難キヲ歎キ髮ヲ剃テ常久ト改メ、人生五十愧レ無レ功、花木春過夏巳中、滿室蒼蠅掃難レ去、起尋禪榻ニ臥ニ涼風、トイヘル一絶ヲ賦テ歸リ居レリ、其後義滿嚴島ノ神ニ詣ントテ當國ヲシテ舟ヲ備ヘシム時ニ賴之館ヲ宇多津ニ設ケ將軍ノ至ルヲ迎フ、義滿見テ大ニ喜ビ共ニ嚴島ニ至ル、此ヨテ再ビ用ントス、賴之其子賴元ヲシテ代ラシム、時ニ其職號ヲ改メテ管領ト云、此後細川斯波畠山ノ三氏相代リテ此職ニ居ル世ニ是ヲ三管領ト稱ス、明德三年三月十二日卒ス、年六十四永泰院ト號ス、子基之早世弟賴元ヲ養テ子トス、

右京大夫賴元

守護



初五郎ト稱ス、從四位上ニ叙シ右京大夫タリ、明德二年管領職ニ任ス、應永四年五月五日卒ス妙觀院ト號ス、二子アリ滿元、滿國ト云滿元其後ヲ嗣ク、

右京大夫滿元

右京大夫ニ任ジ從四位下ニ叙セラル、應永十九年管領職タリ、同三十三年十月六日卒ス、年四十九岩栖院ト號ク、三子アリ持元、持之、持賢ト云各相繼テ其後ヲ襲フ、

右京大夫持元

初五郎ト稱ス、右京大夫タリ、永享元年七月十四日卒ス、性智院ト號ク、職ニアルコト僅ニ三年、子ナシ弟持之其後ヲ嗣グ、

右京大夫持之

初九郎ト稱ス、右京大夫中務少輔ニ任ジ從四位下ニ叙セラル、永享四年管領職タリ、嘉吉二年八月四日卒ス年四十三弘源寺ト號ク、二子ヲウメリ、勝元成賢ト云勝元職ヲ襲フ、

右京大夫勝元

右京大夫武藏守ニ任ジ從四位下ニ叙セラル、文安二年管領職タリ、文明十一年五月五

日卒ス年四十四、龍安寺ト號ク、後太平記ニ山名方ノ人ニ呪咀セラレ人面瘡ヲ患ヒテ五月十一日卒ストアリ、頼之ヨリ勝元ニ至ルマデ能其職ヲ治ム、世ニ是ヲ細川六侯ト稱ス、子政元、

右京大夫政元

初九郎ト稱ス右京大夫ニ任シ從四位下ニ叙ス、文明八年管領職タリ、飯綱ノ術ニ惑ヒ婦女ヲ近ケズ阿波屋形義春ノ子ヲ養フ、澄元ト云、サルニ義春常ニ國ニアリテ家富勢又強シ、政元是ヲ妬ミ滿國ノ曾孫政春ノ子高國ヲ養ヒ是ニ傳ヘントス、是又其意ニカナハズ、各其國ニアラシム、又九條關白尙經公ノ次子ヲ養ヒ九郎澄之ト稱シ是ヲ香西元繼ニ託テ丹波ニ居ラシム、時ニ元繼藥師寺與次ト共ニ政元ノ執事タリ、二人相謀リケラク澄元阿波ニアリ、三好長輝是ヲ輔ク、澄元果シテ嗣タラバ長輝必執事タルヘシ、今速ニ事ヲ舉テ澄之ヲ立ムニシカジト、永正四年六月廿四日政元ノ近士福井戸倉ヲカタラヒ、政元ガ浴室ニアルヲ伺ヒ、是ヲ刺シム近士波々伯部走り救フ、又刺レテ走り阿波ニ逃レテ變ヲ告ク、時ニ元繼澄之ヲ迎ヘ立テ五百餘騎ヲ率ヒ、城ヲ嵐山ニ築キ是ヲ守ル、今歲七月三好長輝兵ヲ發シ、澄元ヲ輔ケテ京師ニ入り元繼ト百々橋ニ戰フ、



波々伯部長輝が先陣ニ進ミ、戸倉ヲ討テ是ヲ殺ス、香西藥師寺皆戰死シ、澄之自殺ス  
長輝將軍義澄ニ請テ澄元ヲ立テ管領トス、

右京大夫澄元

初六郎ト稱ス永正四年七月三好長輝輔ケテ是ヲ立右京大夫ニ任ジ管領職タリ、時ニ政  
春ノ子、高國大内義興ガ將軍義植ヲ輔テ山陽西海ノ兵ヲ發ストキ、テ、又軍ヲ起テ相  
率テ京師ニ入ル、同五年三月將軍義澄近江ニ走リ澄元長輝ト走リテ阿波ニカヘル、六  
月勅シテ義澄ガ官爵ヲ奪ヒ、義植ニ授テ將軍トシ義興管領タリ、高國ヲシテ政元ガ後  
ヲ嗣シム、同十七年正月義興周防ニ歸ルト聞テ三好元長澄元ヲ輔ケテ兵ヲ發シ攝津ニ  
至リ高國ト戰フ、高國敗テ近江ニ走リ六角定頼ヲカタラヒ兵ヲ合セテ京師ニ入ル、元  
長軍敗レテ虜、澄元播磨ニ走リ、遂ニ阿波ニ歸リ卒ス、子晴元、

右京大夫高國

永正五年大内義興ト兵ヲ合セテ京師ニ入り澄元ヲ追退ケ右京大夫ニ任ス、同十五年義  
興職ヲ辭テ周防ニ歸ル、高國代テ管領職タリ、享祿元年三好元長晴元ヲ輔テ來リ攻ム、  
高國怯テ北畠六角朝倉尼子ナドノ諸氏ニ奔ル皆拒テイレズ、遂ニ備前ニ至リ浦上村宗

ヲ頼ミ、兵ヲ合セテ晴元ヲ攻ム、同四年六月晴元元長ト天王寺ノアタリニ戰ヒ村宗殺  
サレ、高國走リテ尼ヶ崎ニ至リ染家ノ壘ノ中ニ匿ル、元長カ兵士安富羽床等ニ探リ索  
メラレテ殺サル、子植國早世持賢ノ曾孫氏綱ヲ養フテ子トス、

右京大夫晴元

初總明五郎ト稱ス大永六年高國讒ヲ信テ、香西光重ヲ殺ス、京師大ニ亂ル、將軍義晴  
近江ノ朽木ニ奔ル、三好元長是ヲ聞テ五郎ヲ輔テ兵ヲ發シ、同七年二月京師ニ入り、  
高國ト桂川ニ戰フ、朝倉孝景高國ヲ援テ來戰ヒ軍敗レテ阿波ニ歸リ、兵ヲ催シ、三月  
界浦ニ至リ數城ヲ攻テ皆是ヲ下ス遂ニ界城ニ入り五郎ニ元服ヲ加ヘ名ヲ晴元ト改メ、  
高國ヲ攻殺シ天文二年四月京師ニ入り、義晴ヲ朽木ヨリ迎ヘ右京大夫ニ任ジ管領職タ  
リ、其後三好宗三元長ト權ヲ爭フテ善カラズ、宗三是ヲ晴元ニ讒シ竊ニ謀リテ元長ヲ  
殺サシム、元長ノ子長慶是ヲ怨ミ宗三ヲ滅ントス、宗三又是ヲ讒ス、同十八年長慶游  
佐長教ト兵ヲ合セテ宗三ガ一藏ノ城ヲ攻ム、晴元宗三ヲ救ント京師ヲ發シ榎南城ニ入  
ル、長慶十河一存ト榎南ヲ攻ム、宗三軍敗レテ走リ死ス、晴元敗レテ耻テ坂下ニ奔ル  
其後屢々長慶ト戰ヒ軍遂ニ利アラズ、永祿元年十一月長慶囚テ芥川ノ城ニ置、年ヲ踰



右京大夫氏綱

テ卒ス、子良信、長慶取テ越水ノ城ニ置、後終ル處ヲシラズ、  
初二郎ト稱ス天文十八年三好長慶晴元ヲ追奔シ、同二十一年正月將軍家へ和平ヲナシ  
氏綱ヲ迎テ右京大夫ニ任ジ管領職トシ氏綱ノ弟藤賢ヲ右馬頭タラシム、此時管領ハ名  
ノミニシテ、天下ノ權皆長慶ガ手ニアリ、其後長慶遂ニ細川氏ニ代リ氏綱ヲ追退テ淀  
城ニ居ラシム、永錄六年卒ス、管領ノ後コ、ニ至リテ盡ヌ、

讚岐守詮春

初九郎ト稱ス、左近將監ニ任シ讚岐守タリ、延元二年刑部大輔頼春阿波ニ下リ勝浦郡  
勝瑞ノ地ヲ檢ニ左ニ撫養ノ海ヲ抱キ右ニ中富川ヲ帶ビ後ニ吉野ノ大川アリ、前ハ打ハ  
レタル平野ニシテ豊饒ノ壤地ナリ、誠ニ要害類ナキ處ナリトテ一城ヲ築キ四國ヲ領掌  
セントス、時ニ京師事繁キニヨリ四子詮春ヲシテコ、ニ居ラシメ四國ヲ統治テ、將軍  
ノ命ヲ奉行セシム、世ニ是ヲ阿波屋形ト稱ス、貞治六年四月廿五日卒ス、年三十八、  
子義之、

讚岐守義之

從五位下ニ叙シ兵部少輔ニ任シ讚岐守タリ、應永十七年六月十日卒ス、年卅二、子ナ  
シ、叔父滿之ノ子ヲ養フ滿久ト云、

讚岐守滿久

從五位下ニ叙シ兵部少輔讚岐守タリ、永享二年九月廿八日卒ス、二子アリ、持常教祐  
ト云、持常其後ヲ嗣、

讚岐守持常

從五位下ニ叙シ兵部少輔讚岐守タリ、寶徳元年三月十日卒ス年四十一、子ナシ、教祐  
ノ子成之ヲ養フテ子トス、

讚岐守成之

初六郎ト稱ス從五位下ニ叙シ兵部大輔讚岐守タリ、永正八年九月九日卒ス年七十八、  
二子政之義春ヲウメリ、政之九郎ト稱シ兵部大輔ニ任ス、早世ス義春後ヲ襲フ、

讚岐守義春

彦九郎ト稱ス讚岐守タリ、文明十一年管領政元伊豫河野氏ヲ討シム、去ル應仁ノ比ヨ  
リ河野氏山名方ト稱シテ細川氏ニ從ハザル故ナリ、讚岐守阿淡ノ兵ヲ率テ當國ニ來リ



テ兵ヲ催ス、香川肥前守香西備後守奈良太郎左衛門安富山城守同左京進三谷兵庫頭寒川左馬允十河十郎ナド馳加リ其勢凡二萬餘人豊田郡仁保觀音寺ニ集リ海軍ノ至ルヲ待ツ、阿淡ノ兵船數百艘宮ノ水崎ヲ廻リ伊豫ノ宇摩郡河ノ江、新居郡天満浦ニ押ワタル宇都宮長門守日比河野氏ニ押掠ラレタル兵將ヲ率テ來リ迎フ、陸軍豫岐宮ヲ超テ河ノ江ニ入ントス、河野通能迎ヘ戰ントスレド山名方モ衰ヘヌル折ナレバ頼ム方ナク香川肥前守ニ附テ降シコトヲ請フ、肥前守隣國ノ好アレバ讃岐守ニ執成シテ通能ヲ許シ押掠セシ地ハ各其主ニ還サシメ西園寺ヲ屋形ト定メ國中ヲ一統セシメテ歸陣ス、二子アリ之持澄元ト云、之持其後ヲ襲フ澄元ハ政元ガ養子タリ義春其祖詮春ノ世ヨリ常ニ國ニアリテ其家富ヲ致シ勢甚強シ、其麾下三好長輝是ヲ輔佐シテ義春ガ驕奢頗ル上ノ屋形ニ過タリ、政元是ヲ憤リ澄元ヲ置テ高國澄之ノ二子ヲ養フ、細川家ノ亂始テコ、ニ萌スト云、

讃岐守之持

九郎ト稱ス讃岐守タリ永正九年正月廿一日卒ス、子持隆、

讃岐守持隆

兵部大輔讃岐守タリ時ニ河野氏トモスレバ細川氏ニ背キ大内氏ニ從ントス、持隆義興ガ女ヲ娶リ大内氏ト姻ヲ結ビシカバ河野氏頼處ナク大友義鑑ニ通シテ後援ヲ求メ細川氏ノ所領ヲ掠メントスル由聞エシカバ天文八年管領晴元持隆ヲシテ是ヲ討シム、持隆阿淡ノ兵ヲ率テ阿野郡ニ入り勢揃ヲナス相集ル兵二萬餘人其由カネテ大内氏ニモ通シテ援兵ヲ乞シカバ大内氏ノ兵船西松山口御津ノ濱ニ押渡リ國內ノ諸將ヲ諭シテ身方ニ加ラシム、持隆ガ兵海陸二道ニ分チテ東河ノ江口ヨリ攻入シカバ河野通生東西ヨリ夾ミ攻ラレ防グベキ様モナク河ノ江世田山温泉ノ城ヲ棄テ山中ニ逃レ匿ル、持隆國中ノ諸將ヲ降ラシメ四國一統ノ約束ヲ定メ遂ニ河野氏ヲ攻滅ント思フ處大友氏ノ援兵佐賀關ヲ超ルト聞エシカバ今京畿ノ戰定ラヌニ永ク此地ニ留リ大事ニ及バ、後難ハカルベカラズト兵ヲ舉テ引還ル、天文廿一年正月晴元近江ヨリ走リテ行方知レズナリニケレバ長慶將軍ト和平ヲナシ細川氏ニ代リテ天下ノ權ヲトル由聞エシカバ阿波執事三好義賢モ屋形ヲ押退ケ己是ニ代ント思ヘル氣色見エケレバ持隆國ノ奉行四宮與吉兵衛ヲ召テ義賢ガ不忠ヲ語リ是ヲ殺ントスルノ謀ヲ告ケレバ四宮サルコトトハ思ヒナガラモ今國中三好ノ氏族多カル上ニ、又義賢ガ武威敵スベカラザルヲ量リ、此由ヲ義賢ニ告ケ



レバ義賢怒リテ上郡ノ侍共ヲ召集メ屋形ノ隙ヲ窺フ處、持隆ソレトモ知ラズ、兼テ謀ヲ定メ義賢ガ許ヘ今日角力ヲ始ントス來リ見ルベシトイヒヤリケレバ義賢病ト稱シテユカズ、事逼リヌト思ヒテ俄ニ三好方ノ者ニ屋形御用意ノコトアリ、其日勝瑞ヘ馳參ルベシトフレ出ス、今年八月十九日持隆龍音寺ニ遊ビ茶ナド進ラントスル處、馳集ル兵士三千人龍音寺ヲ圍ム持隆驚キ上下百餘人ニテ馳出ケルニ敵多勢ナレバ戰フベキ様モナク見性寺ニ入り家人星相右衛門、蓮池清輔等ト自殺ス、子直之、掃部頭直之

故讚岐守持隆阿波ノ岡本美作ガ女ヲ寵シテ生ム所ナリ、時ニ義賢君ヲ弑セシ名ヲ掩ント持隆ガ反逆ノ罪ヲ揚テ國人ニ知シメ、直之ヲ立テ屋形ト稱シ、其母ヲ奪フテ妻トシ細川氏ノ舊臣ヲサトシテ皆身方ニ屬シメ、屋形ハ名ノミニテ其權皆義賢一人ノ手ニアリ、天正四年十二月五日ノ夜、直之其臣仁木伊賀守林喜内ヲ伴ヒ勝瑞ヲ出テ伊井谷ニ落行、福浦出羽守ヲ頼ミケルニ出羽守計テ仁宇山ノ奥ニ城ヲ構ヘ細川家ノ舊臣大栗右近服部因幡守森監物栗田右衛門中津野六郎左衛門ナド招キ集メ、番役ヲ勤メシメテ居タルニ、此時國人皆三好氏アルコトヲシリテ細川ノ屋形タルコトヲ知ズ、是ヲ以テ俄

ニ來リ從フモノモナカリツルニ三好長治是ヲ聞テ、同五月三月兵ヲ發シ荒田野口ニ陣ヲトリ、仁宇山ニ寄ントス、時ニ一宮長門守伊澤越前守反ヲ謀リ勝瑞ヲ攻落セシカバ長治軍ヲ反シ今切ノ城ニ入ル長門守等直之ヲ迎ヘ主將トシテ二千餘人ヲ率テ今切ニ押寄セケレバ、長治奔リテ別宮ニテ自殺ス、時ニ矢野駿河守引田ヨリ馳來リ越前守ヲ擊テ是ヲ誅ス、後終ル所ヲ知フズ、阿波屋形ノ後コ、ニ至リテ絶ユ、

今按ニ常久當國ニ歸リ居リシトモ、又阿波ニ居リシトモ諸書互ニシルセリ、今香川郡由佐村ニ行業ト云フ地アリソコニ四方權現ト云祠アリ、相傳フ昔細川氏ノ館アリ其四方ニ鎮守ノ祠ヲ置リ、彼館取收メシトキ合セテ一祠トセリ、又此村ナル八幡宮ニ四月三日ノ祭アリ、賴之ガ母嘗テ此祠ニ祈リ賴之ヲ生メリ、ヨテ此祭ヲ始ム、三日ハ其誕日ナリトイヘリ、是等ヲ合セ思フニ讚岐屋形ハマキレモナク此地ニシテ阿波讚岐相兼テ居ラレシナルベシ、サルヲ後太平記ニ康曆元年閏四月常久再ビ職ヲ廢ラレ、讚岐國香東郡高松ニ蟄スト云ヘルハ押アテニカ、レシナリ、イカニト云フニ此時香東郡ニ高松トイヘルハナシ、今古高松トイヘルゾ昔ノ高松ニテソハ山田郡ナリ、又外史ニ政元其族政春ノ子高國元勝ノ子澄元ヲ養フ、賴之ノ後世々管領タルヲ



上ノ館ト云二弟詮春滿之世々讃岐阿波ヲ領スルヲ下ノ館ト云、猶關東ノ兩上杉氏ノ如シ政春ハ詮春ノ後元勝ハ滿之ノ後ナリトイヘリ、是亦何ノ書ニヨリテイヘルニヤ、元勝大系圖ニ見エズモシクハ義春ヲ誤レルカ、ハタ義春ヲ元勝トモイヘリシカ、サテ政春ハ滿國ノ後ニテ滿之トハ違ヘリ治亂記ニハ高國ヲ政國ノ子トスレド諸書ニ違ヘリ今トラズ、サルニ滿之備中守護職ニテ阿波守兵部少輔タリ子基之、基之ノ子頼久、頼久ノ子持久皆兵部少輔阿波守タリ詮春ノ後ハ前ニ記セル如ク皆兵部大輔讃岐守タリサレバ詮春ノ後ハ當國ヲ領リ滿之ノ後ハ阿波ヲ領セシヤウニモ聞ユ、今慥ナル據ヲ見ザレバ姑ク後ノ考ニ備フ、

又按ニ持隆滅ビシヨリ後ハ長慶義賢兩細川ニ代リ統治ルコト專ラ細川氏ノ時ノ如シ其後十河存保始ク三好氏ノ後ヲツギ、天正ノ始ヨリ長曾我部元親四國ヲ押掠メテ從ヒ屬シム、サレド三好長曾我部共ニ朝廷ノ官爵ニ預リシニモ非ズ、又將軍ノ命ニヨリシニテモナク、皆己ガ心ノ儘ニ掠メ奪ヒシナレバコレヲ守護ノ列ニ舉グベキニ非ズ、サレド置テ云ザレバ此間ノ事ノ闕ルニ似タリ、故ニ今此後ニ附録シテ其闕ヲ補フ、

## 三好筑前守長慶

長慶ハ其先新羅三郎義光ヨリ出ヅ義光ノ曾孫遠光加賀見二郎ト稱シ信濃守タリ、遠光ノ子長清始テ氏ヲ小笠原ト稱シ父ノ後ヲ襲フテ信濃守タリ、文治年中源賴朝是ヲ阿波ノ守護トス、長清ノ子長房阿波ニ移リ三好郡ニ居ル阿波ノ小笠原ト稱ス、後今ノ氏ニ改ム長房九世ノ孫ヲ筑前守長輝ト云、阿波屋形義春ノ執事タリ義春ノ子澄元ヲ輔テ細川澄之ヲ討テ是ヲ取立管領タラシム、永正五年大内義興ト百萬遍寺ニ戰ヒ軍敗レテ自殺ス、五子アリ長秀長之長光賴澄長則ト云、長光長則父ト共ニ自殺ス、長秀賴澄同十七年細川高國ト戰ヒ敗走テ伊勢ノ山田ニテ自殺ス、之長其後ヲ繼テ筑前守ト稱ス、後髮ヲ薙テ喜雲ト號ク、大永七年三月初倉孝景ト戰ヒ北白川ニテ自殺ス、之長ノ子元長晴元ヲ輔ケテ高國ヲ退ケ管領タラシメ勢大ニ振フ、叔父宗三是ヲ妬ミ香西氏ノ族柳本城ヲ陷ス、元長怨テ國ニ歸ル高國元長ガ歸ルヲ聞テ來リテ晴元ヲ攻ム、晴元ミヅカラ悔テ元長ヲ召テ援シム、遂ニ高國ヲ攻テ追ヒ殺ス、天文元年元長柳本ガ子ヲ殺ス、晴元怒ル、元長髮ヲ薙テ罪ヲ許サンコトヲ請ヒ名ヲ海雲ト改ム、晴元猶解ズ宗三從テ讒



ス、同三年晴元宗三相謀リテ兵ヲ發シ海雲ヲ堺浦ニ襲ハシム、遂ニ顯本寺ニ入りテ自殺ス、長慶ハ其長子ナリ、長慶三弟アリ、之相冬康之虎ト云、之相後義賢ト改メ豊前守ト稱ス冬康淡路ノ安宅氏ヲ嗣ギ、攝津守ト稱ス、後松永彈正是ヲ長慶ニ讒シテ殺サシム、之虎後一存ト改メ十河氏ノ養子トナリ讃岐ノ目代タリ天文十五年細川氏綱晴元ヲ攻ム、晴元宗三ヲ遣シ拒ガシムルニ勝ズ因テ長慶ヲ召ス時二年十九屋形持隆ノ兵ヲ掌リ武名頗ル聞ユ、父ノ故ヲ以テ晴元ヲ怨デ行カズ、弟之虎諫テ往シム兵庫ニ至リ宗三等ト兵ヲ合テ氏綱ト戰フ、宗三又長慶ヲ讒ス長慶遂ニ怨デ晴元ニ背キ氏綱ヲ輔テ晴元ヲ攻ム、時ニ將軍義輝晴元ニ輔佐セラレテ近江ニアリ、同廿一年六角義賢和平ヲ謀ル、長慶義賢ニイヘラク、我今將軍ヲ犯スニ非ズ唯右京大夫ヲ怨ルノミ今大夫ヲシテ髮ヲ落サシメ氏綱ヲ管領トシ、大夫ノ子良信ヲ氏綱ノ養子トセバ請速ニ兵ヲ收ントス義賢其言ニ從ヒ晴元ヲシテ髮ヲ削ラシム晴元遂ニ丹波ニ奔ル、是ニ於テ義輝良信ヲ携テ京師ニ歸ル、長慶相國寺ニ入りテ將軍ニ謁見シ、氏綱ヲ管領トシ遂ニ細川氏ニ代リテ政柄ヲトレリ、時ニ長慶西國ノ商夫松永久秀ヲ悦デ大ニ是ヲ用ユ、後年老テ毫シカバ專ラ其政ヲ任セシニ恣ニ己ガ威福ヲ張リ遂ニ長慶ヲモ押入ントス、長慶ノ子筑前守

長義芥川ノ城ニアリ才智父ニ劣ズ人皆望ヲ屬リ、久秀是ヲ妬ミ永祿六年八月竊ニ毒殺シ十河一存ノ子左京大夫義誥ヲ養子トス、長慶ヤガテ政務ヲ義誥ニ讓リ河内ノ飯盛山ノ城ニ居ラシメ其身ハ中島ノ城ニ退去ス、同七年七月卒ス、時ニ長慶ノ叔父康長政康及ビ岩成左通ヲ三好ノ三黨ト稱ス、三黨久秀ト謀リ長慶ノ喪ヲ秘シテ義維ノ子義榮ヲ立テ將軍トセントス、義維ハ將軍義澄ノ次子也、義澄薨ズル時是ヲ細川澄元ニアツケ置リ、是ニ於テ將軍義輝ヲ攻テ遂ニ是ヲ弑シ、義誥ヲ主トシテ高屋ノ城ニ籠リ義榮ヲ阿波ヨリ迎ヘ立テ將軍トス、コレヨリ三黨大ニ其威ヲ振フ、義誥之ヲ厭ヒ逃レテ久秀ニ從ヒ、共ニ織田信長ニ詔ヒ仕フ、信長久秀ヲ悦ハズ久秀遂ニ信長ニ叛キ元龜三年義誥久秀共ニ信長ニ誅セラル、三黨モ亦前後相繼テ滅フ、

三好豊前守義賢

義賢初彦次郎ト稱シ板東郡住吉明神ノ神主タリ、武ヲ好ンデ社務ヲ事トセズ、恣ニオノガ勢ニ募リ屢其主持隆ヲ慢リケレバ持隆患ヒテ是ヲ除ント謀ルヲ聞テ、天文二十一年兵ヲ發シテ是ヲ滅シ、細川氏ニ代リ四國ノ政ヲ執レリ、年七ニテ髮ヲ落シ物外軒實体ト號ス、永祿三年三月五日和泉ニテ畠山高政ト戰ヒ、流矢ニ中リ馬ヨリ落テ死ス、